

平成23年度  
包括外部監査報告書

平成24年2月



本書は、包括外部監査人から提出された「平成23年度包括外部監査報告書」を東京都において印刷したものである。

平成23年度

包括外部監査報告書

東京都包括外部監査人

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 包括外部監査報告の概要

- 1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）
  - (1) 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について  
対 象 局：環境局
  
  - (2) 財団法人東京都環境整備公社の経営管理について  
対 象 局：環境局  
対象団体：財団法人東京都環境整備公社

### 2 指摘・意見の件数

テーマ	指 摘	意 見	合 計
環境政策に関する事業の管理 及び財務事務の執行について	12	20	32
財団法人東京都環境整備公社 の経営管理について	10	20	30



## 目 次

### 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

.....	1
第1 監査の概要 .....	3
1 監査の種類 .....	3
2 監査対象（選定した特定の事件） .....	3
3 監査対象を選定した理由 .....	3
4 包括外部監査の方法 .....	3
5 監査従事者 .....	4
6 監査実施期間 .....	4
7 外部監査人の独立性（利害関係） .....	4
第2 監査対象の事業概要 .....	5
1 環境政策に関する事業の概要 .....	5
(1) 都内の環境をめぐる状況と環境局の役割 .....	5
(2) 環境に関する主要な条例 .....	5
(3) 環境政策に関する基本的な計画 .....	7
(4) 環境局の主な事業 .....	14
2 環境政策に関する事業の予算及び決算 .....	18
(1) 環境局の予算 .....	18
(2) 環境局の平成 22 年度決算 .....	19
3 環境局の組織の概要 .....	21
第3 監査の結果 .....	25
1 単価契約における諸経費の積算方法について .....	25
2 東京都家庭の省エネ診断員制度について .....	28
3 エコ金融プロジェクトの見直しについて .....	30
(1) エコ金融プロジェクトの概要について .....	30
(2) 開発した金融商品について .....	30
(3) 金融商品の取扱目標及び実績について .....	31
(4) 信託財産の運用益及び使用実績について .....	31
4 光化学スモッグ緊急時発令の伝達手段について .....	33
5 PM2.5 の削減対策について .....	35
(1) 発生源の種別について .....	37
(2) 発生源の地域について .....	37

6	リスクコミュニケーション推進地域モデル事業について	38
7	東京都公害防止管理者の選任状況の改善について	40
	(1) 公害防止管理者制度について	40
	(2) 法律に基づく公害防止管理者制度について	40
	(3) 条例に基づく公害防止管理者制度について	40
	(4) 条例の公害防止管理者の届出事務等について	41
	(5) 東京都公害防止管理者の選任状況について	41
8	公害防止管理者の講習料金について	43
9	東京都公害防止資金貸付金の債権管理について	45
	(1) 東京都公害防止資金貸付金制度の概要について	45
	(2) 東京都公害防止資金貸付金の債権管理について	45
	(3) 東京都公害防止資金貸付金の不納欠損処理について	47
10	自動車関連の補助金について	49
	(1) 路線バス事業者等へのCNGバス導入支援について	49
	(2) CNGスタンド設置支援について	49
	(3) 次世代自動車の導入支援について	50
	(4) 次世代自動車を取り巻く環境の変化について	50
11	カーシェアリングモデル事業について	52
12	自然公園施設の管理運営に係る協定書について	54
13	森林再生事業について	56
	(1) 森林再生事業の概要について	56
	(2) 森林再生事業の実績と今後の展望について	58
14	外来生物対策事業の更なる実施について	60
	(1) 外来生物対策事業の概要について	60
	(2) キョンの生息数、防除目標数、防除実績数の推移及び生息数の増加要因について	60
15	廃棄物再生事業者からの実績報告について	62
16	医療廃棄物処理推進事業及び医療廃棄物追跡事業について	64
17	特別区及び東京二十三区一部事務組合に対する最終処分委託料について	66
	(1) 廃棄物処理手数料及び最終処分委託料の現状について	66
	(2) 廃棄物埋立処分の収支状況について	67
	(3) 特別区等から徴収する最終処分委託料の合理性について	67
18	東京都環境科学研究所の施設管理について	70
19	環境局の情報システムと関連規程について	72
	(1) 環境局情報システムの構成と関連規程について	72
	(2) 環境局情報処理規程の改定について	75



(3) 環境局セキュリティ実施基準の改定について .....	76
(4) 環境局セキュリティ実施基準で定めるセキュリティ評価の実施 について .....	77
(5) 環境局情報システムの品質と効率性について .....	78
(6) 平成 22 年度に実施されたホームページの更新及び保守委託について ...	82
(7) 平成 22 年度に実施された情報システム改修委託に係る成果物について	84
(8) 環境局から公社に委託された情報発信業務について .....	86
20 環境局における危機管理体制の見直しについて .....	88
(1) 地方公共団体におけるリスクマネジメントの必要性について .....	88
(2) 環境局における危機管理マニュアルの改定等について .....	88
(3) 環境局における危機管理マニュアルに係る教育・訓練の実施について ..	90
(4) 公社との危機管理体制の連携の強化について .....	91
21 東京都環境基本計画における中短期的目標の設定について .....	93
(1) 中短期的目標の実現に向けた取組について .....	93
(2) 効果測定のための定量指標の設定について .....	94

## 財団法人東京都環境整備公社の経営管理について ..... 97

第1	監査の概要 .....	99
1	監査の種類 .....	99
2	監査対象（選定した特定の事件） .....	99
3	監査対象を選定した理由 .....	99
4	包括外部監査の方法 .....	99
5	監査従事者 .....	100
6	監査実施期間 .....	100
7	外部監査人の独立性（利害関係） .....	100
第2	監査対象の事業概要 .....	101
1	公社の沿革 .....	101
2	公社事業の概要 .....	102
(1)	環境調査研究事業 .....	102
(2)	広報普及等事業 .....	102
(3)	地球温暖化防止活動事業 .....	102
(4)	廃棄物収集運搬中間処理事業 .....	105
(5)	廃棄物情報処理事業 .....	106
(6)	廃棄物処理施設管理等運営業務 .....	106
(7)	廃棄物技術支援事業 .....	108
3	公社の事業別正味財産増減 .....	109
4	都からの受託契約等 .....	110
5	公社の決算の状況 .....	111
6	公社の組織及び職員数 .....	112
第3	監査の結果 .....	113
1	財団法人東京都環境整備公社の事業の見直しについて .....	113
(1)	公社の存在意義・活用の考え方について .....	113
(2)	一般廃棄物・産業廃棄物の収集について .....	113
2	城南島エコプラント事業について .....	115
(1)	城南島エコプラントの概要について .....	115
(2)	収支状況について .....	115
(3)	城南島エコプラントの目的について .....	116
3	公社における地球温暖化防止活動支援事業に係る都との契約について .....	118
(1)	地球温暖化防止活動支援事業の概要について .....	118
(2)	契約した事業の運営及び予算の管理について .....	119
(3)	地球温暖化防止活動支援事業に係るその他の契約上の問題点について .....	121

4	特命随意契約の選定資料の整備等について	123
5	委託契約における管理費の算出方法の明確化と関係書類の整備について	125
	(1) 東京都環境科学研究所の移管について	125
	(2) 委託契約書の内容について	125
	(3) 精算書の内訳について	125
6	ごみ管路収集輸送施設の維持管理・運転業務委託契約等について	127
	(1) 契約に関する積算資料について	127
	(2) 契約における火災保険について	128
	(3) 契約ごとの予算、原価管理について	129
7	清掃工場計器保全事業について	130
8	会社の決算書について	131
9	経営改善対策積立金について	133
10	神田情報センターのシステム開発・保守・運用について	135
	(1) システム開発・保守・運用に係る外部事業者との契約について	135
	(2) 保守と運用の職務分離について	140
	(3) システム運用マニュアルについて	141
	(4) バックアップの外部保管について	142
11	システム開発に係る委託契約書について	144
	(1) 委託契約書における権利帰属条項について	144
	(2) 委託契約書における納入物の記載について	146
12	情報資産の管理について	148
	(1) 組織全体に向けた情報システム関連基準の策定について	148
	(2) 情報資産の管理について	149
	(3) オペレーティングシステムのアクセス制御について	151
	(4) 無線 LAN について	153
13	会社におけるリスクマネジメントの取組について	155
	(1) 会社における全社的なリスク管理の取組について	155
	(2) 会社における危機管理の取組について	157
	(3) 会社における就業規則の見直しについて	158
	(4) 内部通報制度の通報窓口について	159
14	会社における内部監査体制の強化について	161
15	契約事務に係るマニュアルの管理について	164



環境政策に関する事業の管理及び財務事務の  
執行について



## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37に基づく包括外部監査

### 2 監査対象（選定した特定の事件）

環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

### 3 監査対象を選定した理由

近年、地球温暖化の進行など環境危機の加速化が明らかになっている。また、資源に乏しい日本において限られた資源を有効に活用していくことも重要な課題となるなど、環境問題に対する都民の関心は非常に高まっている。

都では、都民の健康を脅かす大気汚染問題を克服するため国に先駆けたディーゼル車排出ガス対策を初めとして、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組や緑の保全への取組、循環型社会に向けた取組等の様々な施策を展開している。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災により生じた大規模な電力供給不足に対応するため、都では「東京都電力対策緊急プログラム」を策定し、過度の電力依存社会からの脱却を目指すことを打ち出した。

新たな環境施策を展開するに当たっては、これまでの施策が適切かつ効率的に実施されていることを検証することは有意義であると考え、環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について合規性のほか、経済性、効率性及び有効性を検討するため監査対象事件として選定した。

### 4 包括外部監査の方法

#### (1) 監査の視点

環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

- ① 関係法令に基づき適正に行われているか
- ② 法第2条第14項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ③ 法第2条第15項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行わ

れているか  
に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた監査手続

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 松本 正一郎

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	大坪 秀憲	公認会計士	加藤 暢一
公認会計士	児玉 卓也	公認会計士	小宮山 雅敏
公認会計士	近 芳弘	公認会計士	竹内 佑樹
公認会計士	田中 淳	公認会計士	萩野 眞司
公認会計士	本村 勲	公認情報シス テム監査人	小郷 真紀子
公認情報シス テム監査人	野間 恭介		田中 周一

(注) 資格ごとの五十音順

6 監査実施期間

平成 23 年 7 月 26 日から平成 24 年 2 月 14 日まで

7 外部監査人の独立性 (利害関係)

東京都と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。



## 第2 監査対象の事業概要

### 1 環境政策に関する事業の概要

#### (1) 都内の環境をめぐる状況と環境局の役割

東京は、これまで経済、文化など様々な分野で世界有数の都市として発展を遂げており、その成長過程において、幾多の環境問題に直面してきた。

大気汚染問題では、都民や事業者の協力を得て、ディーゼル車排出ガス対策を実施し、浮遊粒子状物質を中心とした大気汚染の大幅な改善を実現している。一方で、東京の環境を取り巻く現状は、光化学オキシダント等による大気汚染や土壌汚染等、環境の「負の遺産」が依然として残されているとともに、緑の減少にも歯止めがかかっていない。また、特に重要な問題は、地球温暖化の影響による異常気象の頻発等、気候変動のもたらす危機が顕在化してきていることである。

環境局は、これらの問題や資源循環及び廃棄物対策等について、様々な施策を展開していくことで、世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市の実現を目指すとしている。

#### (2) 環境に関する主要な条例

環境局は、地球温暖化対策、資源循環と廃棄物対策、大気・騒音・振動・悪臭対策、水環境の保全、緑の創出と自然環境の保全、自動車公害・環境対策、化学物質・土壌汚染対策、環境アセスメント及び高圧ガス・火薬類・電気工事の保安その他の環境に関する様々な施策を行っているが、その背景となる主要な条例には「東京都環境基本条例」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）、「東京都廃棄物条例」、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（以下「自然保護条例」という。）、「東京都自然公園条例」及び「東京都環境影響評価条例」等がある。

#### ①東京都環境基本条例

東京都環境基本条例は、平成6年7月に制定された都の環境施策の基本となる条例である。本条例では、都民・事業者・行政が一体となって環境問題に取り組んでいくことにより、環境への負荷の少ない都市を実現し、それを将来の世代に引き継ぐための環境保全に関する基本理念、施策の枠組み等を明らかにしている。

本条例で掲げている基本理念は、(i) 良好な環境を確保し、将来の世代へ継承していくこと、(ii) 環境負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築すること、(iii) 地球環境の保全を、すべての事業活動、日常生活において推進すること、の3点である。また、東京都環境基本計画の策定、東京都環境白書の発行など、施策の推進、情報提供

に関する事項及び都民等の自発的な活動の支援等に関する事項について規定している。

## ②環境確保条例

環境確保条例は、昭和 44 年に制定された東京都公害防止条例を、東京の環境問題の変化に対応するため平成 12 年 12 月に全面改正した条例である。本条例では、産業型公害対策、自動車公害対策、地球環境対策、化学物質対策等に関する様々な具体的施策を規定し、平成 20 年 7 月に気候変動対策を強力に推進するための改正を行うなど、状況の変化に応じていくつかの改正がなされている。

この条例は、環境局が行う主要な業務を具体的に規定したものである。例えば、環境負荷低減の取組、自動車に起因する環境負荷低減の取組及び公害対策、化学物質の適正管理等に関するものを規定している。

環境負荷低減の取組として、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度、地球温暖化対策報告書制度、建築物環境計画書などの制度の枠組みや仕組みを定めている。

自動車に起因する環境負荷低減の取組及び公害対策として、低公害・低燃費車の導入義務等の地球温暖化対策強化の仕組みや、基準を満たさないディーゼル車の運行禁止等の規制を定めている。

化学物質の適正管理として、化学物質の使用量等の報告義務や土壤汚染対策のための具体的措置等を定めている。

## ③東京都廃棄物条例

東京都廃棄物条例は、昭和 29 年の清掃法の施行に伴い制定された「東京都清掃条例」に始まるが、いくつもの改正を経た後に、平成 12 年の清掃事業の特別区への移管に伴い現在の条例に改正されたものである。

具体的には、産業廃棄物の適正処理の徹底に向けて、多量の産業廃棄物を排出する事業者等から適正処理を確保するための取組状況、処理業者からは処理状況等について報告を求め、これらを公表する制度等を規定している。

## ④自然保護条例

自然保護条例は、急速な都市化と開発による自然破壊に直面した大都市東京において、失われた自然を回復し、保護していくため昭和 47 年に制定された。環境の変化等に対応したいくつかの改正を経て、現在のものとなっている。

具体的には、ヒートアイランド現象の緩和などのため、建築物の屋上緑化などの緑化計画書の届出を義務付け、届出を行わない場合や緑化基準に適合しない場合に是正の勧告をしたり、樹木等の保護を促すため、開発許可の申請に当たり既存樹木等の保護の検討を義務付けたり、確保された緑地等の適切な保全を促すため、事業者に対し緑地の維持管理計画書の作成等を義務付けることなどを規定している。

#### ⑤東京都自然公園条例

東京都自然公園条例は、昭和 25 年に制定された東京都立自然公園条例を、平成 14 年に自然公園事業が建設局から環境局へ移管されるのに先立ち、国立公園内の施設管理も含めた総合的な条例として改正したものである。平成 17 年に指定管理者制度導入に備え改正を行い、さらに、平成 19 年には同制度の導入範囲を拡大するため改正を行っている。

具体的には、都が設置する自然公園施設（ビジターセンター・遊歩道・指導標・避難小屋・便所など）の管理及び占用、有料施設の取扱いなどを規定している。

#### ⑥東京都環境影響評価条例

東京都環境影響評価条例は、大規模な開発事業の実施による環境への影響をできるだけ少なくするための手続きとして、昭和 55 年に制定された。その後、平成 9 年に「環境影響評価法」が制定されたことに伴う改正を平成 10 年に、計画段階環境影響評価制度の導入等を目的とする改正を平成 14 年に行っている。

具体的には、環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映するとともに、複数の事業による複合的かつ累積的な影響評価に対応するため、都の計画を対象に計画段階環境影響評価の手続を導入している。

また、調査計画書等に対する意見書の提出や環境影響評価書案等に対する都民の意見を聴く会の開催等、住民参加の機会を多く設けていること等に特色がある。

### （3）環境政策に関する基本的な計画

#### ①東京都環境基本計画

東京都環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な推進を図るため、行政、事業者、都民、民間団体等のすべての主体に、環境への負荷を低減する取組を促すとともに、都のすべての施策を、良好な環境の確保に向けて、積極的に誘導していく役割を担うものとして、東京都環境基本条例に基づき定めているものである。

平成 9 年に初めて基本計画が策定されて以来、環境問題、国内外の社会経済状況等の変化を踏まえたいくつかの改正を経て平成 20 年に新たな環境基本計画として策定された。

現在の東京都環境基本計画では、都が直面する環境問題についての新たな認識として、第一に「気候変動の危機の顕在化」、第二に「環境汚染に対する予見的かつ継続的な対応の必要性」、第三に「より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上」を掲げている。

また、都が目指すべき都市の姿と果たすべき役割として「エネルギー効率が高く、地球環境への負荷を極小化する都市」であって、「都市間競争の中で、人や企業を惹きつけ、選択され続ける都市」、すなわち、少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活で

きる都市を目指していくとともに、「東京から、世界の諸都市の「範」となる持続可能な都市モデルを発信」していくとしている。内容は（図）東京都環境基本計画に示すとおりである。

# (図) 東京都環境基本計画

目指すべき都市の姿と果たすべき役割

東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信

→ 技術革新・意識改革を含む様々な工夫と努力により、持続可能な都市への最速解を求めていく

## 人類・生物の生存基盤の確保

気候変動と資源制約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出

- 2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する
- 都内から発生する廃棄物の最終処分量を、2016年度までに2000年度比55%削減する
  - ▶ 大規模事業所への「総量削減義務」と「排出量（削減量）取引制度」の導入
  - ▶ 自動車への過度の依存からの転換、自動車交通量の抑制など
  - ▶ パイオマス燃料、次世代自動車燃料の利用拡大、開発促進
  - ▶ 太陽エネルギーの飛躍的な利用拡大

## 健康で安全な生活環境の確保

環境汚染の完全無害と未曽防止、予防原則に基づき敏感の推進

- SPM及びNO<sub>2</sub>の環境基準を、2010年度までに全測定局で達成、より低濃度で安定した状況にする
- 光化学スモッグ注意報発令日を、2016年までに0日とする
  - ▶ 低公害車への代替促進、流入車対策の強化
  - ▶ 化学物質の適正管理とリスクコミュニケーションの推進
  - ▶ PM<sub>2.5</sub>の実態解明と都独自の対策の確立
  - ▶ VOC削減対策の拡充
  - ▶ 土壌・地下水汚染、ダイオキシン類対策への取組強化
  - ▶ 東京湾の水質改善の取組強化

## より快適で質の高い都市環境の創出

緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進

- 2016年に向けて、新たに1,000haの緑を創出し、街路樹を100万本に倍増
- 2016年度までに、ヒートアイランド対策推進エリアの全地域で熱環境を改善
  - ▶ 緑化計画書制度、開発許可制度の強化
  - ▶ 学校家庭芝生化、街路樹増植、都市公園、海上公園など
  - ▶ 水循環の再生と、うるおいのある水辺環境の創出
  - ▶ 緑化計画書制度、開発許可制度の強化
  - ▶ 学校家庭芝生化、街路樹増植、都市公園、海上公園など
  - ▶ さらけ出したヒートアイランド対策の推進
  - ▶ 市民、企業、NPO等多様な主体が参画する自然環境保全全活動の活性化

社会や経済を動かす基本的なルールにおける環境配慮の内実化

▶ 「環境の確保に関する配慮の指針」

持続可能な都市づくりを促進する仕組みの構築

- ▶ 市民、国民、世界の人人々との連携・協働
- ▶ 最先端の科学技術力を駆使した施策展開
- ▶ 東京の環境を引き継ぐ次世代の人材育成

エネルギー効率が高く、地球環境への負荷を極小化する都市

都市間競争の中で、人や企業を惹きつけ、選択され続ける都市

少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指す

東京が直面する環境問題についての新たな認識

## ● 気候変動の危機の顕在化

- ・異常気象の頻発など、地球規模の気候危機により、人類・生物の生存基盤である「地球環境の器」の存続が危ぶまれている。
- ・今や局所的な公害への対応というレベルをはるかに超える、東京が直面する最大の脅威であり、「今そこにある危機」となっている。

## ● 環境汚染に対する予見のかつ継続的な対応の必要性

- ・NO<sub>2</sub>や光化学オキシダント、健康影響が懸念されるPM<sub>2.5</sub>への対応など、大気環境への課題が未解決である。
- ・新たな化学物質などによる環境汚染の顕在化も懸念される。
- ・汚染が深刻化し、市民の健康と安全を脅かす直接的な危機になる前に、予見的、継続的な対応が必要である。

## ● より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上

- ・かつて、東京にあふれていた緑や水辺空間は、高度成長の過程で失われてきたが、その減少に歯止めがかかっていない。
- ・緑の減少を食い止め、豊かな緑と水の空間を再生し、都市の風格と魅力を向上させていく必要がある。

## ②カーボンマイナス東京 10 年プロジェクトと緑の東京 10 年プロジェクト

都は、平成 18（2006）年 12 月、「10 年後の東京」計画を策定し、2016 年の東京の姿と、それに向けた政策展開の方向性を、都市戦略として内外に明らかにした。

その中で掲げた目標を実現するため、カーボンマイナス東京 10 年プロジェクトと緑の東京 10 年プロジェクトが策定、推進されている。いずれのプロジェクトにおいても、施策の実施に当たっては、地球温暖化対策推進基金や民間資金、税制等を活用し、戦略的・集中的に展開していくこととされている。

### ○カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト

カーボンマイナス東京 10 年プロジェクトでは、2020 年までに東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 25%削減するという目標達成に向け、都庁の総力を結集して、都政のあらゆる分野での取組を進めるとともに、都民や民間事業者、環境に関する活動を行う団体等と幅広く連携し、東京全体でカーボンマイナスムーブメントを巻き起こすような施策を展開するとしている。

施策の具体的な内容は（表）カーボンマイナス 10 年プロジェクトに示すとおりである。

(表) カーボンマイナス東京 10年プロジェクト

<p>目標：2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する</p>	
<p>産業・業務部門対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大規模CO<sub>2</sub>排出事業所対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub>排出総量削減義務と排出量取引</li> </ul> </li> <li>◆中小企業CO<sub>2</sub>削減対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域温暖化対策報告書制度を活用した温暖化対策</li> <li>・中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトなど</li> </ul> </li> <li>◆都市づくりにおけるCO<sub>2</sub>削減対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市開発等の機会を捉えたCO<sub>2</sub>削減の推進</li> <li>・地域特性に応じた環境対策型舗装の推進など</li> </ul> </li> <li>◆都庁の率先行動           <ul style="list-style-type: none"> <li>・都庁舎省エネ推進チームによる率先行動の推進</li> <li>・木質系バイオマスと下水汚泥の混合焼却事業</li> <li>・味の素スタジアムの改修整備など</li> </ul> </li> </ul>	<p>運輸部門対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境性能の良い自動車の普及促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車（EV、pHV）等の普及促進</li> <li>・庁有車への低公害車・低燃費車の導入など</li> </ul> </li> <li>◆低CO<sub>2</sub>型で安全な自動車運行の実現           <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの取組の普及啓発など</li> </ul> </li> <li>◆交通量抑制・交通流円滑化の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性に応じた環境交通施策の展開</li> <li>・ICカード乗車券を活用したポイントサービスの導入など</li> </ul> </li> </ul>
<p>家庭部門対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆低CO<sub>2</sub>型住まいづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮したカーボンマイナス住宅の供給促進</li> <li>・太陽エネルギー利用の普及促進など</li> </ul> </li> <li>◆ライフスタイルの転換           <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭部門における省エネ・節電行動の推進</li> <li>・高効率給湯器に係る認定制度の創設など</li> </ul> </li> <li>◆様々な主体との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策等推進のための区市町村の取組促進制度など</li> </ul> </li> </ul>	<p>カーボンマイナス・ムーブメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆CO<sub>2</sub>削減の機運醸成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題に配慮する消費行動促進支援事業など</li> </ul> </li> <li>◆税制や金融を活用した取組           <ul style="list-style-type: none"> <li>・都独自の「省エネルギー促進税制」</li> <li>・エコ金融プロジェクトなど</li> </ul> </li> <li>◆先駆的な環境技術の研究開発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・セラミック系材料等を活用した省エネの都市環境対策システム構築など</li> </ul> </li> <li>◆世界の都市との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界大都市気候先導グループ」における世界の大都市との連携など</li> </ul> </li> </ul>

○緑の東京 10 年プロジェクト

「10 年後の東京」で掲げている水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させるという目標の実現に向けて、「緑の東京 10 年プロジェクト」を推進している。

このプロジェクトでは、都庁の総力を結集して、緑の創出・保全に取り組むとともに、都民一人ひとりが主体的に、緑に関心を持ち、緑を育て、緑を守っていくことができる仕組みを構築するなど、多様な施策を展開しているところである。

施策の具体的な内容は（表）緑の東京 10 年プロジェクトに示すとおりである。



(表) 緑の東京 10 年プロジェクト

<p>目標：2016 年に向けて、新たに 1,000ha の緑を創出し、街路樹を 100 万本に倍増</p>	
<p>都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開</p> <p>◆都民が大切に育てる緑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都民や企業と協働した海の森の整備</li> <li>・都民との協働による街路樹の育成、管理</li> <li>・地域参加による校庭の芝生管理</li> <li>・花粉の少ない森づくり運動の展開 など</li> </ul> <p>◆都民・企業の参加による「緑の東京募金」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「マイ・ツリー〜わたしの木〜」事業の展開 など</li> </ul> <p>◆民間事業者による自主的緑化の促進</p>	<p>校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり</p> <p>◆学校等の校庭芝生化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小中学校、都市学校の校庭芝生化</li> <li>・幼稚園、私立小中高校、保育所の芝生化（モデル事業）</li> </ul> <p>◆校庭芝生化への普及・支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京芝生応援団、芝生出前講座 など</li> </ul>
<p>街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実</p> <p>◆「海の森」の出現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海の森の整備</li> </ul> <p>◆街路樹の倍増</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の拠点をつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成・充実 など</li> </ul> <p>◆都市公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑のネットワークの拠点となる都市公園の着実な整備 など</li> </ul> <p>◆海上公園の整備</p> <p>◆水辺の緑化</p> <p>◆みどり豊かな都市空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境軸の形成 など</li> </ul>	<p>あらゆる工夫による緑の創出と保全</p> <p>◆あらゆる都市空間の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化表彰制度</li> <li>・都庁の率先行動（都有施設の緑化） など</li> </ul> <p>◆緑の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〈市街地の緑の保全〉</li> <li>・都営住宅建替に伴う既存樹木の活用</li> <li>〈農地の保全〉</li> <li>・“東京の緑” 地産地消プロジェクト</li> <li>・緑を守る都市と農業の共生プロジェクト</li> <li>〈丘陵地・森林の緑の保全〉</li> <li>・保全地域の指定推進</li> <li>・スギ花粉発生源対策 など</li> </ul> <p>◆緑の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑確保の総合的な方針」の策定 など</li> </ul>

#### (4) 環境局の主な事業

環境局の行う主な事業は以下のとおりである。

##### ①地球温暖化対策事業

都は、2020年までに2000年比25%のCO<sub>2</sub>排出量削減を目標に掲げており、その実現のため、様々な制度を設けている。これらの制度を総称した地球温暖化対策事業は、環境局が現在行っている事業のうち最も規模が大きく、平成22年度の環境局の予算現額422億のうち、141億を占める都市地球環境費に対応する。

事業内容は幅広く、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度や地球温暖化対策報告書制度等の事業所向けのものから、マンション環境性能表示制度、家電の省エネラベリング制度、家庭の省エネ診断員制度等の家庭向けのものまであり、さらに、都の使用電力の一定量はグリーン電力証書等の環境価値を確保するなど、地球温暖化対策のための率直的な行動も含まれている。

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度は、大規模事業所向けのもので、対象となる事業所（電気、熱、燃料の使用量が年間で原油換算1,500kl以上）の所有者等に対し、削減義務の対象となる温室効果ガス（電気、熱、燃料の使用に伴って排出されるCO<sub>2</sub>）の5年間の計画期間の排出総量を、一定の排出上限量以下にするよう義務付けるものである。対象事業者には、地球温暖化対策計画書を作成・提出し、その計画書に基づき対策を推進する義務を課すこととした。

また、都内には、約69万の中小規模事業所があり、都における業務・産業部門の約6割のCO<sub>2</sub>を排出している。これらの温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度では対象にならない、電気、熱、燃料の使用量が年間で原油換算1,500kl未満の事業所についても、地球温暖化対策報告書制度を通じて、地球温暖化対策の底上げを図っている（平成22年4月受付開始）。

これは、都内のすべての中小規模事業所（電気、熱、燃料の使用量が年間で原油換算1,500kl未満となる事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等）の設置者を対象として、各中小規模事業所にて地球温暖化対策報告書を作成し、本社等で一括して都に提出する制度である。

報告書の提出は、任意のものと義務のものとはならず、同一事業者が都内に設置する複数の中小規模事業所ごとの原油換算エネルギー使用量を合算した量が年間3,000kl以上になる場合には、報告書の提出とその内容の公表を義務付けている。

この制度は、前年度の中小規模事業所ごとのCO<sub>2</sub>排出量を把握し、具体的な地球温暖化対策を実施する点、前年度の実績に基づき報告書を作成・提出し、都は中小規模事業所ごとに内容を公表する点、報告書の提出が都内中小クレジットの取得や中小企業者向け省エネ促進税制等の支援策を受ける前提条件となっている点などに特色がある。

また、平成22年4月から地球温暖化対策報告書の受付を開始するなど、中小規模事

業所における温暖化対策が本格化する中、中小規模事業所の支援策として中小企業等に対し、削減量から得られる都内中小クレジットを取得する権利を都に無償で譲渡することを前提に、省エネ診断等に基づく省エネ設備の導入対策に係る費用の一部を助成する「東京都中小事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」を平成 22 年度及び平成 23 年度の 2 か年に限定して実施している。このプロジェクトに係る予算は平成 22 年度では約 80 億円である。

都は、地球温暖化対策報告書制度や東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトの提出・申請窓口を東京都地球温暖化防止活動推進センターに一本化することで、これまで実施してきた、中小規模事業所に対する区市別省エネルギー研修会や無料の省エネ診断といった支援策との有機的な連携及び情報提供体制を確立し、東京都地球温暖化防止活動推進センターの中小規模事業所に対する支援の拠点としての役割を強化していくとしている。

地球温暖化防止活動推進センターは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 24 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする民法法人等の中から一つを、都道府県知事が指定するもので、東京においては、財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）が平成 20 年 2 月 4 日に指定を受け、同年 4 月 1 日に東京都地球温暖化防止活動推進センターを都庁舎内に開設した。

地球温暖化対策事業の運営の多くは、公社に委託されている。

## ②環境アセスメント事業

環境アセスメント（環境影響評価）とは、大規模な開発事業等を実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体等の意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいう。

公害の発生や自然環境の喪失が起こると、健康で快適な生活を損なうばかりでなく、回復が困難な場合がある。良好な環境を保全していくためには、環境アセスメント制度等の未然防止策が重要であり、都では、昭和 56 年 10 月から一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持等について適正な環境配慮がなされるように、「東京都環境影響評価条例」に基づいた環境アセスメント手続きを実施している。

## ③大気・騒音・振動・悪臭対策事業

都内の大気汚染の改善を図るため、工場・事業場に対するばい煙等の排出規制と自動車排出ガスの削減対策を行っている。大気中の浮遊粒子状物質等の測定のために、一般環境大気測定局（47 局）、自動車排出ガス測定局（35 局）を都内に設置している。

また、騒音振動・悪臭に対しては法令に基づいて規制・指導を行っている。

#### ④水環境の保全事業

都は、水質測定計画（水質汚濁防止法第 16 条）に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視している。公共用水域は、隅田川等の河川、奥多摩湖、東京都内湾等 123 地点であり、地下水は、概況調査 65 地点、継続監視調査 119 地点である。これらの情報はとりまとめられ、インターネットや印刷物により一般に開示されている。また、都内の水環境の保全を図るため、工場・事業場に対する水質汚濁物質の排出規制等を行っている。

#### ⑤化学物質・土壌汚染対策事業

都は、環境確保条例に化学物質や土壌汚染の調査・対策に係る規定を設け、有害物質取扱事業者等に対して調査、対策及び報告を義務付けている。事業者等に対する指導・監督を行うとともに、各種事例や処理技術等の公表を行っている。

#### ⑥高圧ガス・火薬類・電気工事の保安事業

都は、高圧ガス等を取り扱う事業所に対する規制指導のほか、防災計画の作成の指導や防災組織の育成強化、防災訓練の実施や保安講習会の実施等を行っている。

また、関係する免状の交付業務も行っている。

#### ⑦自動車公害・環境対策事業

都は、窒素酸化物、CO<sub>2</sub>、粒子状物質等の自動車からの排出を抑えるため、ディーゼル車対策や低公害・低燃費車の普及促進のための施策、エコドライブの啓発活動等を行っている。

ディーゼル車対策や低公害・低燃費車の普及促進のための施策としては、粒子状物質減少装置の指定と業界への設置の働きかけ、取締りの強化、各種の補助などを行っている。

#### ⑧緑の創出と自然環境の保全事業

都市における緑は、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市防災やヒートアイランド対策等の都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全への寄与等、その役割がますます多様に、かつ、重要となっている。

都は、都内の緑を保全・創出するために様々な取組をしており、屋上等の緑化事業、校庭の芝生化事業、水辺環境の保全事業、多摩の森林再生事業等を行っている。これらの事業の一部に、緑の東京募金が充てられており、非営利団体やボランティアとの協働による事業も多い。

#### ⑨資源循環と廃棄物対策事業

都は、ごみの発生抑制や、金属資源のリサイクル推進等を通じ、環境への負荷を最小化した循環型社会を実現するための仕組みづくりを行っている。

また、区市町村の清掃事業が円滑に実施できるよう、広域的自治体としての立場で連絡調整や、技術的及び財政的支援を行うとともに、廃棄物処理業者等に対し、廃棄物の適正処理を行うように指導・監督を行っている。

さらに、都では中央防波堤外側埋立処分場（その2）及び新海面処分場において、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や都内の中小事業者等から排出される産業廃棄物の埋立処分を行っている。

## 2 環境政策に関する事業の予算及び決算

### (1) 環境局の予算

環境局全体の平成 22 年度までの過去 5 年間の予算は以下に示すとおりである。

(表) 平成 22 年度以前 5 年間の環境局予算 (当初歳入予算) (単位: 千円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
使用料及 手数料	3,080,588	2,386,697	2,334,447	2,190,843	1,548,639
国庫支出金	326,853	288,882	279,837	280,899	210,045
財産収入	70,589	66,887	72,276	84,194	80,020
寄付金	0	0	300,000	200,000	200,000
繰入金	0	0	9,396,840	23,413,358	19,924,235
諸収入	5,723,803	4,742,164	4,616,510	3,530,799	3,063,513
都債	1,996,000	1,790,000	1,643,000	1,660,000	1,562,000
合計	11,197,833	9,274,630	18,642,910	31,360,093	26,588,452

(表) 平成 22 年度以前 5 年間の環境局予算 (当初歳出予算) (単位: 千円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
環境管理費	2,942,000	55,825,000	9,158,000	13,046,000	6,270,000
環境保全費	13,936,000	12,937,000	16,924,000	23,180,000	29,932,000
廃棄物費	8,677,000	7,724,000	7,531,000	7,395,000	7,633,000
合計	25,555,000	76,486,000	33,613,000	43,621,000	43,835,000

(表) 平成 22 年度以前 5 年間の環境局予算 (当初一般財源充当額予算) (単位: 千円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
一般財源 充当額	14,357,167	67,211,370	14,970,090	12,260,907	17,246,548

(2) 環境局の平成 22 年度決算

平成 22 年度の環境局の歳入歳出の決算は以下に示すとおりである。

(表) 平成 22 年度歳入予算 (予算現額) と決算 (単位: 千円)

科目	予算現額	収入済額	比較増減	収入率
使用料及手数料	1,548,639	1,234,983	△313,656	79.7%
国庫支出金	210,045	198,020	△12,025	94.3%
財産収入	80,020	72,802	△7,218	91.0%
寄付金	200,000	155,650	△44,350	77.8%
繰入金	19,924,235	17,472,652	△2,451,583	87.7%
諸収入	3,063,513	2,666,766	△396,747	87.0%
合計	25,026,452	21,800,873	△3,225,579	87.1%

(注) 1 予算現額は、当初予算額に補正予算額等を増減した後の予算額である。

2 決算の処理上、都債については財務局で一括計上している。

(表) 平成 22 年度歳出予算 (予算現額) と決算 (単位: 千円)

科目		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
款	項					
環境費		42,282,316	36,959,299	5,729	5,317,288	87.4%
	環境管理費	5,941,300	4,664,198	0	1,277,102	78.5%
	管理費	1,726,300	1,611,471	0	114,829	93.3%
	環境政策費	3,145,000	2,085,302	0	1,059,698	66.3%
	環境科学費	1,070,000	967,425	0	102,575	90.4%
	環境保全費	29,484,016	26,289,940	5,729	3,188,347	89.2%
	管理費	1,987,943	1,984,808	0	3,135	99.8%
	都市地球環境費	14,175,000	13,773,920	0	401,080	97.2%
	環境改善費	1,501,689	1,128,537	0	373,152	75.2%
	自動車公害対策費	2,147,000	1,375,947	0	771,053	64.1%
	自然環境費	9,672,384	8,026,728	5,729	1,639,927	83.0%
	廃棄物費	6,857,000	6,005,161	0	851,839	87.6%
	管理費	990,000	941,498	0	48,502	95.1%
	廃棄物対策費	5,411,000	4,778,165	0	632,835	88.3%
	施設整備費	456,000	285,498	0	170,502	62.6%

(注) 予算現額は、当初予算額に補正予算額等を増減した後の予算額である。

平成 22 年度決算の歳入率は 87.1%である。

歳入率が低くなった主な要因は、地球温暖化対策等推進のための区市町村の取組促進制度等、地球温暖化対策推進基金からの繰入金を充当する事業の実績が伸びず、基金からの繰入金が増加したことによる。

また、ごみ量が予想を下回り、廃棄物処理手数料や埋立処分に伴う受託事業収入が減少したことも一因となっている。

平成 22 年度決算の歳出の執行率は 87.4%である。

執行率が低くなった主な要因は、地球温暖化対策等推進のための区市町村が行う取組に対する補助、ディーゼル車の最新規制適合車及び低公害・低燃費車を購入する中小事業者に対する支援、埋立処分場の排水処理に係る薬剤購入費や光熱水費が増加したこと等により、実績残が発生したことによる。



### 3 環境局の組織の概要

環境局の職員定数は466人（平成22年度末）であり、組織と所管する業務内容は以下の表のとおりである。

（表）環境局の組織と所管する業務内容

環境政策部	総務課	局の庶務、人事、文書、広報・広聴、研修、組織、情報公開、公害審査会、紛争調整等
	環境政策課	環境保全に関する総合的な計画の策定、環境審議会、環境マネジメントシステム、環境学習、監理団体、広域を含む関係機関との連絡調整
	経理課	局予算、決算、局契約、財産・物品の管理
都市地球環境部	計画調整課	都市と地球の持続可能性の確保に関する企画・調整、地球温暖化対策、再生可能エネルギーの推進に係る企画等、地球温暖化対策報告書制度
	総量削減課	温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度、地球温暖化対策計画書制度、フロン対策
	環境都市づくり課	ヒートアイランド対策、地球におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度（地域冷暖房）、建築物環境計画書制度、アセスメントに係る総合調整、環境影響評価審議会
	国際環境協力課	東京の環境政策の世界への発信 環境に関する国際協力の推進
環境改善部	計画課	大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染の各対策に関する企画・調整、公害防止管理者窓口
	大気保全課	大気汚染、悪臭、騒音・振動に関する防止対策と法令に基づく工場・事業所規制指導、大気汚染常時監視
	化学物質対策課	有害化学物質対策の総合的な推進、PRTR事務、土壌及び地下水汚染対策の推進、VOC排出削減対策
	環境保安課	高圧ガス、火薬類等による災害・事故防止対策の推進、電気工事業等に関する保安対策の推進

自動車公害 対策部	計画課	自動車公害対策に係る総合的な企画、自動車 NOx・PM 総量削減計画、自動車公害防止計画、低公害車・低燃費車の指定及び普及、PM 減少装置の指定等、局地汚染対策、自動車騒音振動対策の推進
	交通量対策課	自動車交通量対策に係る総合的な企画、調整等
	規制課	自動車排出ガス対策に関する指導、取締及び行政処分、自動車の低公害・低燃費化に対する支援、自動車環境管理計画書制度、地球温暖化対策計画書（自動車部門）
自然環境部	計画課	自然環境保全に関する企画・立案、自然環境保全審議会、緑の東京募金、野生動植物保護、鳥獣保護・狩猟免許、多摩の森林再生
	緑環境課	開発規制、保全地域の指定・公有化、緑地保全に係る都民との連携、自然公園計画、自然公園内の行為の規制・許可、林地開発の許可、森林病虫害の防除、校庭の芝生化の推進
	水環境課	水辺環境の保全、河川・東京湾等の水質汚濁に関する防止対策と法令に基づく事業所規制指導・監視測定、地下水保全・規制、温泉掘削にかかる規制
廃棄物対策 部	資源循環推進課	資源循環及び廃棄物対策に関する企画・立案、廃棄物審議会、廃棄物処理計画、スーパーエコタウン事業の推進
	一般廃棄物対策課	一般廃棄物処理に関する区市町村への支援、廃棄物の最終処分場の運営管理、一般廃棄物処理施設設置の許可・届出・指導、浄化槽指導、再生事業者登録
	産業廃棄物対策課	産業廃棄物処理業・処理施設の許可審査、排出事業者や処理業者に対する監視指導、自動車リサイクルに関する許可・登録・指導、PCB 廃棄物の処理・保管、産廃 Gメン
	廃棄物埋立管理事務所	事務所管理、埋立処理作業、最終処分場の排水処理、ガス発電施設の維持管理、各種設備の補修

多摩環境事務所	管理課	事務所管理、環境保全資金の融資、ガス・火薬・電気の保安指導
	環境改善課	発生源（大気・水質・騒音振動）に対する規制指導、大気・水質の監視、土壌汚染対策、地下水対策
	自然環境課	保全地域の管理、開発規制、緑化指導、鳥獣保護・狩猟免許、自然公園の管理、林地開発の許可、森林病虫害の防除、都民の森の維持管理
	廃棄物対策課	浄化槽の届出及び指導、一般廃棄物処理施設許可審査、産業廃棄物処理業・処理施設の許可審査、排出業者等に対する監視指導、自動車リサイクルに関する許可・登録・指導

組織ごとの職員配置は以下の表のとおりである。

(表) 環境局の職員の配置 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

	定数			現員				再雇用
		管理職	一般職		管理職	一般職	再任用	
環境政策部	64	11	53	64	11	52	1	3
総務課	29	6	23	31	6	24	1	3
環境政策課	22	4	18	20	4	16	0	0
経理課	13	1	12	13	1	12	0	0
都市地球環境部	66	11	55	68	13	53	2	3
計画調整課	20	4	16	21	5	16	0	2
総量削減課	19	2	17	22	3	18	1	1
環境都市づくり課	21	3	18	20	3	16	1	0
国際環境協力課	6	2	4	5	2	3	0	0
環境改善部	62	7	55	66	8	48	10	8
計画課	13	3	10	14	4	10	0	1
大気保全課	15	1	14	15	1	11	3	4
化学物質対策課	19	2	17	20	2	15	3	1
環境保安課	15	1	14	17	1	12	4	2

自動車公害対策部	38	5	33	42	5	31	6	3
計画課	14	2	12	15	2	12	1	1
交通量対策課	6	1	5	7	1	6	0	0
規制課	18	2	16	20	2	13	5	2
自然環境部	59	7	52	64	10	50	4	3
計画課	20	4	16	24	6	17	1	1
緑環境課	26	2	24	26	2	22	2	0
水環境課	13	1	12	14	2	11	1	2
廃棄物対策部	94	10	84	97	10	75	12	9
資源循環推進課	19	3	16	20	3	16	1	1
一般廃棄物対策課	17	2	15	17	2	13	2	0
産業廃棄物対策課	31	3	28	31	3	22	6	2
廃棄物埋立管理事務所	27	2	25	29	2	24	3	6
多摩環境事務所	83	5	78	88	5	71	12	3
管理課	18	2	16	19	2	14	3	1
環境改善課	24	1	23	24	1	18	5	1
自然環境課	26	1	25	29	1	27	1	1
廃棄物対策課	15	1	14	16	1	12	3	0
局合計	466	56	410	489	62	380	47	32

(注) 現員には、休職中の職員、派遣職員及び併任職員を含まない。

### 第3 監査の結果

#### 1 単価契約における諸経費の積算方法について

平成 22 年度中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業委託契約（契約金額：300,949 千円、支出金額 298,323 千円）は、委託内容から、契約期間を通して実施することを前提としている業務と実施回数に応じた委託料の支払いを予定している業務に分類することができる。そのうち後者の業務は（表 1-1）のとおりであり、省エネ診断支援業務などが挙げられ単価契約を採用している。

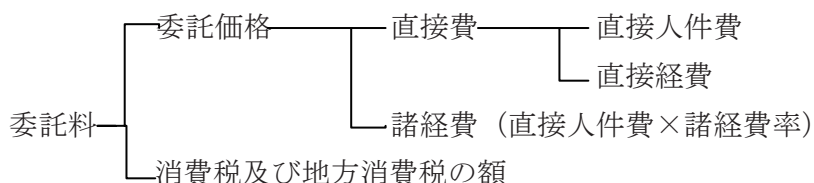
（表 1-1） 平成 22 年度中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業委託のうち実施回数に応じた委託料の支払いを予定している業務（項目別）

項目	予定件数
地球温暖化対策報告書制度に係る立入調査への同行	100
省エネ診断事業等の申込みに係る受付審査	600
省エネ診断支援	500
運用改善技術支援	100
区市別研修会の管理・運営	31
出張相談の管理・運営	31

上表のうち、省エネ診断支援について単価契約を採用した経緯について調べたところ、省エネ診断支援は平成 20 年度から実施しており、開始当初の平成 20 年度は想定件数 500 件に対し実績は 200 件、平成 21 年度は想定件数 500 件に対し実績は 290 件となっている。平成 22 年度については、省エネ診断を助成金申請の条件の一つとしたことにより、予定件数が大幅に伸び、想定件数である 500 件に初めて達したうえ、新たに 100 件追加して業務を実施したとのことである。このように、省エネ診断支援については件数の変動幅が大きく、履行件数の予見が困難な契約であったこともあり、単価契約方式を採用してきたとのことである。

次に、省エネ診断支援の積算について調べたところ、環境局における委託料の予定価格の設定方法は、（図 1-1）のような構成となっている。諸経費率については、直接人件費の額に応じた率として、直接人件費の額が逦増するにつれて諸経費率は逦減するよう定められている。単価契約の場合には、諸経費と直接費を合算した 1 件当たりの委託価格に予定件数を乗じて得た金額に消費税相当額を加えた額が委託料の予定金額としている。

(図 1-1) 予定金額積算上の委託料の構成



そこで、例えば、平成 22 年度の積算における省エネ診断支援 1 件当たりの諸経費について見てみると、129,051 円（直接人件費 146,984 円×諸経费率 87.8%）となっていた。予定件数は 500 件であり、諸経費のみを計算すると、64,525,500 円（諸経費 129,051 円×500 件）となる。

一方、500 件分の直接人件費は 73,492,000 円（直接人件費 146,984 円×500 件）であり、その額に応じた諸経費を積算した場合には 34,320,764 円（直接人件費 73,492,000 円×諸経费率 46.7%）となる。

このように、事業の執行に関連して助成金申請をその条件の一つとするなど想定件数に極端な変動が生じないと予想され、とりわけ予定価格が 1 億円を超えるようなときには、同じ単価契約であっても、積算方法の違いによっては諸経費に大きな乖離が生じる場合がある。したがって、想定回数に極端な変動がないと予想され、予定価格が 1 億円を超えるなどの高額な契約の場合には、例えば、直接人件費に想定回数を乗じた額に対応する諸経费率を適用するなど諸経費の積算をより実態にあったものとしていく必要がある。

#### 意見（1－1）単価契約における諸経費の積算方法について

平成 22 年度中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業委託のうち省エネ診断支援業務等は、実施回数に応じた委託料を支払う単価契約を採用している。省エネ診断支援については件数の変動幅が大きく、履行件数の予見が困難な契約であったこともあり、単価契約方式を採用してきたとのことである。

平成 22 年度の積算における省エネ診断支援 1 件当たりの諸経費について見てみると、129,051 円（直接人件費 146,984 円×諸経費率 87.8%）となっていた。予定件数は 500 件であり、諸経費のみを計算すると、64,525,500 円（諸経費 129,051 円×500 件）となる。一方、500 件分の直接人件費は 73,492,000 円（直接人件費 146,984 円×500 件）であり、その額に応じた諸経費を積算した場合には 34,320,764 円（直接人件費 73,492,000 円×諸経費率 46.7%）となる。

このように、事業の執行に関連して助成金申請をその条件の一つとするなど想定件数に極端な変動が生じないと予想され、とりわけ予定価格が 1 億円を超えるようなときには、同じ単価契約であっても、積算方法の違いによっては諸経費に大きな乖離が生じる場合がある。したがって、想定回数に極端な変動がないと予想され、予定価格が 1 億円を超えるなどの高額な契約の場合には、例えば、直接人件費に想定回数に乗じた額に対応する諸経費率を適用するなど諸経費の積算をより実態にあったものとしていく必要がある。

## 2 東京都家庭の省エネ診断員制度について

都は、家庭とのかかわりが深く省エネに関するノウハウを持つ生活協同組合やガス会社等を統括団体として認定し、ともに連携を図りながら、生活に密着した視点からの省エネのアドバイスを行う「東京都家庭の省エネ診断員制度」を平成 22 年 3 月から開始している。

都が実施する研修を受け、登録された家庭の省エネ診断員は、各統括団体を窓口として、アドバイスを希望する家庭を訪問し、省エネの具体的なポイントや期待される節電効果など、個々の状況に応じた適切な助言や説明を行い、各家庭における省エネ・節電行動を促進する。

都は、前年度実績を考慮して、家庭の省エネ診断員の育成を目的とした研修会（以下「新規研修会」という。）は 18 回（平成 22 年度）、省エネ診断員の登録更新研修会（以下「更新研修会」という。）は 2 回（平成 22 年度）の開催を想定したが、新規研修会については 4 回、更新研修会については 3 回の開催実績となっており、省エネ診断員育成のための研修会実施回数、省エネ診断員の増加人数が想定を下回っている。（表 2-1 参照）

家庭の省エネ診断員は 84 名（平成 22 年度末）、省エネ診断件数は 203 件（平成 22 年度）であり、診断員 1 人当たり年間 2 件強の実施状況である。

本事業は平成 22 年度予算 35,512 千円、決算 15,807 千円、執行率 44.5%となっている。

（表 2-1）平成 22 年度家庭の省エネ診断員研修会実績

	実施期日	回数	受講者数
新規研修会（注 1）	平成 23 年 1 月 24 日・25 日	1・2 回	17 名
	平成 23 年 2 月 9 日・10 日	3・4 回	19 名
更新研修会（注 2）	平成 23 年 1 月 29 日	5 回	9 名
	平成 23 年 2 月 3 日	6 回	25 名
	平成 23 年 2 月 8 日	7 回	15 名
計（注 3）		7 回	85 名

（注 1）新規研修会は、2 日間かけて実施される。

（注 2）更新研修会は、1 日で実施される。

（注 3）受講者数は 85 名であるが、1 名は家庭の省エネ診断員の申請を行わなかったため、平成 22 年度末の省エネ診断員は 84 名となった。

家庭の省エネ診断件数が少ない理由としては、家庭からの要望があって初めて実施される業務であること、また、基本的には統括団体の費用負担により診断活動を展開するものであるため、診断実施件数を都が強制することは困難であることが挙



げられる。

また、家庭の省エネ診断を受ける側にも、家の中に外部の人間を入れるという方式による診断を求める家庭があるものの、こうした診断に対して少なからず抵抗感を持つ家庭も存在すること、単身世帯は在宅時間が短いため時間が合わないこと及び個々の家庭の都合で急な日程変更もあること等の理由があると考えられる。

一方、今夏の電力不足に対応するため、本制度を活用し平成 23 年 6 月から開始された「節電アドバイザー事業」では、9 月末までに、節電アドバイザーを 5,700 人以上養成し、33 万件を超える訪問実績を上げるなど成果を上げている。

その要因としては、家庭の省エネ診断員制度を通じて既に統括団体との連携関係が構築されていたことに加え、統括団体がその社会的責務のもと訪問活動に積極的に取り組んだことや、家庭からの申込みを待つことなく各戸訪問等を行う仕組みを採用したことなどが考えられる。

家庭の省エネ診断員制度は、エネルギー事業者自らが家庭の省エネ対策を担うという日本で初めての取組であり、事業者の本事業への取組誘因を統括団体（企業）の社会的責任に求めている点で、家庭の省エネ対策を自発的に促進する新たな施策として、今後の展開が期待される場所である。

そこで、都は、本事業を契機とした「節電アドバイザー事業」の成果を踏まえ、エネルギー事業者を初めとした様々な主体の自発的な取組を促すために、様々な主体との役割分担を含め、本事業の今後の展開について、検討を行う必要があると考える。

#### 意見（1－2）東京都家庭の省エネ診断員制度について

都は、家庭とのかかわりが深く省エネに関するノウハウを持つ生活協同組合やガス会社等を統括団体として認定し、ともに連携を図りながら、生活に密着した視点からの省エネのアドバイスを行う「東京都家庭の省エネ診断員制度」を平成 22 年 3 月から開始している。

家庭の省エネ診断員は 84 名（平成 22 年度末）、省エネ診断件数は 203 件（平成 22 年度）であり、診断員 1 人当たり年間 2 件強の実施状況である。また本事業は平成 22 年度予算 35,512 千円、決算 15,807 千円、執行率 44.5%となっている。

上記のような状況において、都は「東京都家庭の省エネ診断員制度」を契機とした「節電アドバイザー事業」の成果を踏まえ、エネルギー事業者を初めとした様々な主体の自発的な取組を促すために、様々な主体との役割分担を含め、「東京都家庭の省エネ診断員制度」の今後の展開について、検討を行う必要があると考える。

### 3 エコ金融プロジェクトの見直しについて

#### (1) エコ金融プロジェクトの概要について

東京において世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市を実現するため、都が金融機関と連携して、事業者及び都民の環境配慮行動を金融面から支援する金融商品の開発等を行うエコ金融プロジェクトを平成 21 年 10 月から実施している。

都は中核金融機関に 70 億円を 5 年間信託し、その運用益をもって各種金融商品の取扱いに係る経費を負担している。各種金融商品の提供や預金の募集は取扱金融機関が行っている。

#### (2) 開発した金融商品について

「東京都エコ金融プロジェクト実施要綱」によると、開発された金融商品及びその優遇措置は(表 3-1)のとおりである。

(表 3-1) エコ金融プロジェクトによって開発された金融商品及びその優遇措置

No	金融商品名	内容	優遇措置
1	住宅ローン	東京都内において、新築の戸建住宅又はマンションのうち、一定の要件を満たすものを購入する個人に対して提供される住宅ローン商品	取扱い1件当たり2万円の優遇
2	自動車ローン	東京都内に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、一定の要件を満たすものを購入する個人に対して提供される自動車ローン商品	取扱い1件当たり2万円の優遇
3	定期預金	個人に対して提供される定期預金商品のうち、環境負荷の低減に係る貢献として、一定の要件を取扱金融機関が実施するもの	金利0.1%上乗せ
4	リース	事業者が東京都内の事業所(本社、支社、営業所、工場等をいう。)において利用するリース商品のうち、環境負荷の低減に貢献する機器として取扱金融機関が認めるものをリースする場合	リース物件価格の2%の金額を、リース料金総額から優遇
5	環境関連融資	東京都内の法人が利用する環境関連融資商品のうち、一定の要件を満たす場合	貸出金利を最大0.5%優遇

エコ金融プロジェクトによって開発された金融商品は、住宅ローン、自動車ローン、定期預金、リース、環境関連融資の5種類である。住宅ローン及び自動車ローンについては、一定の要件を満たすものを購入するとき提供されるローン商品に、取扱い1件当たり2万円が優遇される。定期預金については、一定の要件を取扱金融機関が実施するものについて、金利が0.1%上乗せされる。リースについては、一定の要件を満たすものをリースする場合に、リース物件価格の2%の金額がリース料金総額から優遇される。環境関連融資については、一定の要件を満たす場合に、貸出金利が最大0.5%優遇される。

### (3) 金融商品の取扱目標及び実績について

上記(2)の金融商品について、年間の取扱目標及び平成22年度の取扱実績は(表3-2)のとおりである。

平成22年度の取扱実績について、定期預金は年間目標を達成しているものの、住宅ローン、自動車ローン及びリースについては年間目標を大きく下回っている。

(表 3-2) エコ金融プロジェクトの取扱目標及び実績

No	金融商品名	年間目標	平成22年度実績
1	住宅ローン	年800件程度	626件
2	自動車ローン	年200件程度	20件
3	定期預金	年130億円程度	131億円
4	リース	年2億円程度 (物件価格)	7,800万円 (物件価格)
5	環境関連融資	設定なし(注)	実績なし

(注)「環境関連融資」については、金融機関のCSR(企業の社会的責任)として実施するため運用益の配賦を行っていない。

### (4) 信託財産の運用益及び使用実績について

信託財産の運用益及び使用実績は(表3-3)のとおりである。

上記(3)のように、金融商品の取扱実績が年間目標を大きく下回っているため、平成23年3月末において、約半年分の運用益18,098千円が使用されず、繰り越されている。一方、信託財産の運用益の範囲内であれば、各金融商品の取扱件数に上限はない。

(表 3-3) エコ金融プロジェクトに係る信託財産の運用益及び使用実績

(単位：千円)

期間	運用益	使用額	繰越額
平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月	15,849	3,584	12,265
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月	38,540	32,707	18,098

(注) エコ金融プロジェクトは平成 21 年 10 月から開始しているため、平成 21 年度は半年分となっている。

既存の金融商品の年間目標及び取扱方法を見直すことや、新しい金融商品の開発、その優遇措置を魅力あるものへ見直すこと等により、信託財産の運用益を有効に活用されたい。

#### 意見(1-3) エコ金融プロジェクトの見直しについて

エコ金融プロジェクトを平成 21 年 10 月から実施しているが、平成 22 年度の金融商品の取扱実績について、定期預金は年間目標を達成しているものの、住宅ローン、自動車ローン及びリースについては年間目標を大きく下回っている。財源となる信託財産の運用益はすべて使用されておらず 18,098 千円が繰り越され、十分に活用できていない。

既存の金融商品の年間目標及び取扱方法を見直すことや、新しい金融商品の開発、その優遇措置を魅力あるものへ見直すこと等により、信託財産の運用益を有効に活用されたい。

#### 4 光化学スモッグ緊急時発令の伝達手段について

自動車や工場等から排出された窒素酸化物と炭化水素は、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させる。

この光化学オキシダントがたまり、白くもやがかかったような状態が、光化学スモッグと呼ばれている。

都は、光化学スモッグの発生態様に応じ、光化学スモッグ緊急時発令を行っており、住民に屋内への移動を促し、発生源である工場設備の燃料使用量の削減を求めることなどを内容とする注意報・警報・重大警報等を発令している。

発令は都から区市町村や保健所、工場・事業場等に伝達され、また区市町村を通じて学校等にも伝達されている。伝達は、都からの発信はインターネットファクシミリによって行われ、受信は各所が所有するファクシミリ機により行われ紙で出力されている。

また、一般向けに、テレホンサービスや環境局ホームページで緊急時発令の情報を発信するほか、無料の電子メール配信サービスも行っており、これはメールアドレスさえ持っていればだれでも登録が可能で、簡単な発令情報を得ることができる。

都はこれらの情報提供を同報ファックスシステムにより行っている。なお、同報ファックスシステムは、緊急時発令の情報発信のほか、関係機関である気象庁への大気汚染物質の測定データの自動送信も行っている。

光化学スモッグの発令業務に伴い、平成 22 年度（決算額）は、同報ファックスシステム等の借上げ代として 4,980 千円、電話回線使用料 1,319 千円（基本使用料及び度数使用料）を支払っている。また、平成 23 年度は、同報ファックスシステム等の借上げ代として 5,392 千円、電話回線基本料 373 千円、電話回線度数使用料 3,366 千円を予算計上している。

ファクシミリによる伝達は迅速かつ容易というメリットがあるが、相手先ファクシミリ機が受信したことは確認できるものの、出力された紙が担当者に届いたかまでは確認できないといったデメリットがある。

一対多数の伝達手段としては、ファクシミリのほかに電子メール等が考えられる。例えば、電子メールによる一斉配信であれば、ファクシミリと同様に迅速かつ容易な送信が可能である。また、相手先担当者に受信確認の返信を求めることで相手先担当者に確実に伝達されたことの確認を取れるといったメリットが考えられる。ただし、受信確認の返信と未返信をチェックする作業はやはり必要である。さらに、相手先のインターネットセキュリティ対策の内容によってはメールの受信や添付ファイルの制限を受け得るといったデメリットもある。

したがって、緊急時の連絡手段としてファクシミリや電子メールが考えられるが、それぞれメリット・デメリットがあるため双方のメリットを活かし、費用を抑えつ

つ、例えば警報・重大警報の場合には伝達の確認作業を行うなど、より確実な発令業務を推進されたい。

#### 意見（1－4）光化学スモッグ緊急時発令の伝達手段について

都が行う光化学スモッグ緊急時発令について、その伝達は、都からの発信はインターネットファクシミリによって行われ、受信は各所が所有するファクシミリ機により行われ紙で出力されている。

ファクシミリによる伝達は迅速かつ容易というメリットがあるが、相手先ファクシミリ機が受信したことは確認できるものの、出力された紙が担当者に届いたかまでは確認できないといったデメリットがある。

一対多数の伝達手段としては、ファクシミリのほかに電子メール等が考えられる。例えば、電子メールによる一斉配信であれば、ファクシミリと同様に迅速かつ容易な送信が可能である。また、相手先担当者に受信確認の返信を求めることで相手先担当者に確実に伝達されたことの確認を取れるといったメリットが考えられる。ただし、受信確認の返信と未返信をチェックする作業はやはり必要である。さらに、相手先のインターネットセキュリティ対策の内容によってはメールの受信や添付ファイルの制限を受け得るといったデメリットもある。

したがって、緊急時の連絡手段としてファクシミリや電子メールが考えられるが、それぞれメリット・デメリットがあるため双方のメリットを活かし、費用を抑えつつ、例えば警報・重大警報の場合には伝達の確認作業を行うなど、より確実な発令業務を推進されたい。

## 5 PM2.5の削減対策について

浮遊粒子状物質（SPM）は発がん性や気管支ぜん息、花粉症等との関連が指摘されている。そこで、都は、平成12年12月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を制定し、大気汚染防止法の上乗せ基準を設定し、平成13年4月から固定発生源（工場等）の排ガス規制を強化した。また、ディーゼル車排出ガス対策として、ディーゼル車から排出される粒子状物質（PM）について基準に適合しないディーゼル車の都内運行を禁止することとし、平成15年10月から規制を開始すると同時に、ディーゼル車や建設機械（建機）に条例で定める基準に適合しない燃料を使用しないよう規制した。

このような対策が功を奏し SPM の環境濃度は年々減少し、平成17年度以降すべての環境大気測定局で環境基準を達成している。

しかし、近年になって SPM の中でも、微小な粒子である PM2.5 は呼吸時に気管を通り抜けて気管支や肺の奥まで達するため、特に様々な健康影響が懸念されることが分かってきた。

そこで、都は、PM2.5に関する実態の把握と対策の検討を目的に、平成20年度から都内の PM2.5 の環境濃度や発生源等について調査を行った。また、国は平成21年9月に PM2.5 に関する環境基準を  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ （年平均）と定めた。

これまでの SPM 対策により、都内における PM2.5 の環境濃度も年々減少してきているが、平成20年度の住宅地等に設置している一般大気測定局（一般局）における PM2.5 の環境濃度は  $19.1\mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、環境基準値をいまだ上回る状況にある。

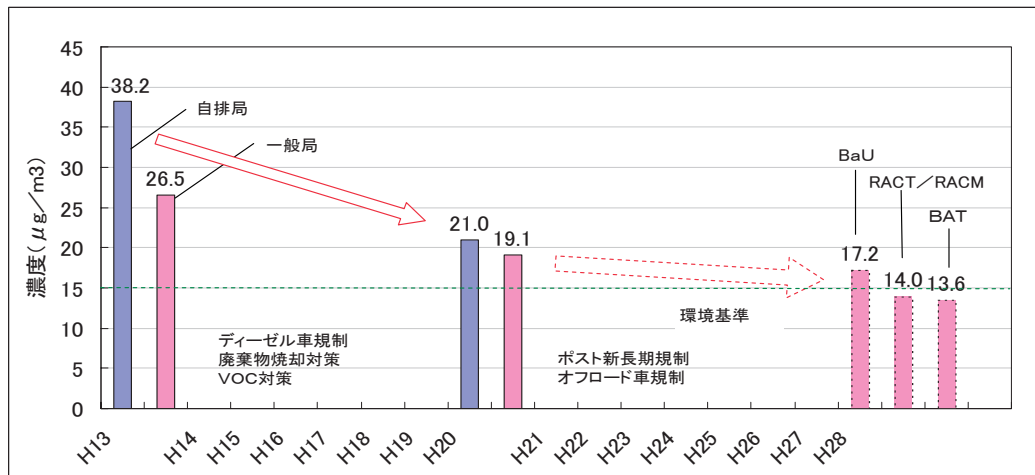
これまでの対策を継続していくことで、今後も PM2.5 の数値が漸減していくことが想定されるものの、(図 5-1) のとおり平成28年の予想値は  $17.2\mu\text{g}/\text{m}^3$  にとどまり、環境基準値を達成するには期間を要すると見込まれる。

そのため、これまでの対策に加え、新たな対策を講じる必要がある。

これまでの研究で発生源別の解明が進み、寄与割合が以下の(図 5-2) のとおり把握されている。

(図 5-1) 東京都における PM2.5 の大気環境濃度 (年平均値) の推移と将来予想

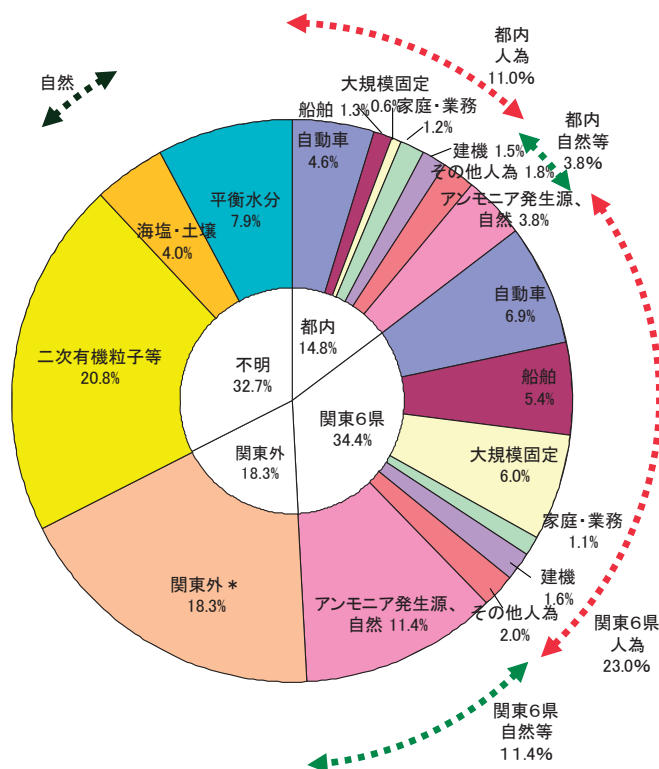
(出典：微小粒子状物質検討会報告書)



(注) H13 の値は PM2.1 である。

(図 5-2) 東京都における PM2.5 濃度への発生源別の寄与割合 (推計)

(出典：微小粒子状物質検討会報告書)





## (1) 発生源の種別について

(図 5-2) では、自然的な発生源等の寄与割合が全体の約 15% (都内 3.8%、関東 6 県 11.4%)、人為的な発生源のそれは約 34% (都内 11.0%、関東 6 県 23.0%) で寄与割合は自動車、船舶、大規模固定 (大気汚染防止法対象の工場等)、建機の順になっている。

平成 28 年度の推計値は、(図 5-1) のとおり、既定の対策を継続した場合 (BaU) は  $17.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であるが、大規模固定のガス化やガソリン車のハイブリッド化などを関東全域で実施した場合 (合理的な適用可能な技術/手法を使用した場合 (RACT/RACM)) は  $14.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$  となる。

## (2) 発生源の地域について

(図 5-2) では、都内を浮遊する PM2.5 のうち、都外から流入したものが全体の約 53% (関東 6 県 34.4%、関東外 18.3%) を占めている。これらは、近隣自治体のみならず、遠く海外等からも運ばれてきたものである。そのため、都内対策のみでは、都内の PM2.5 の濃度を低減することには限界がある。

また、九都県市はこれまでもディーゼル自動車規制を連携して行ってきた実績がある。その中でも、いち早く PM2.5 への取組を始めた都は技術的に進んだノウハウを有している。

したがって、PM2.5 に関する都の研究成果を効果的に活用し、都内の PM2.5 濃度の低減を進めるために、近隣自治体との連携の実効性を一層高められたい。

### 意見 (1-5) PM2.5 の削減対策について

都内を浮遊する PM2.5 のうち、都外から流入したものが全体の約 53% (関東 6 県 34.4%、関東外 18.3%) を占めている。また、都は九都県市の中でも技術的に進んだノウハウを有している。

したがって、PM2.5 に関する都の研究成果を効果的に活用し、都内の PM2.5 濃度の低減を進めるために、近隣自治体との連携の実効性を一層高められたい。

## 6 リスクコミュニケーション推進地域モデル事業について

化学物質排出移動量届出制度による化学物質の排出量に関する情報の公表に伴い、化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることが求められている。

本事業は、都内のモデル地域において中小事業者を含めた複数の事業者がグループを作り、地域住民と地域環境について意見交換を行う場を設け、住民、事業者が一体となって継続的に地域環境の改善を図っていくための土台を作ることを目的としている。そして、事業者と住民がコミュニケーションを図るための調整や両者の意見交換会の結果から、地域でのリスクコミュニケーション実施に当たっての課題や留意点を都が取りまとめていくものである。

本事業は平成 19 年度から開始され、事業者グループと地域住民の意見調整が困難である等の地域事情への配慮から事業を 1 年延長し、平成 22 年度までの 4 か年実施され、(表 6-1) のとおり、25,663 千円の支出が生じた。平成 23 年度からは都の取りまとめ結果を基に、都民、事業者、区市環境部署担当向けセミナーの開催が予定されていた。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の影響で、住民、事業者及び行政による意見交換会の開催が次年度に先送りとなったことから、この結果を報告し、学識経験者等から取りまとめ方法等の助言を得るための検討会を開催することができず、平成 23 年 11 月の時点で都の取りまとめの素案は出来ているものの、公表が遅れている。

都は早急に学識経験者からの助言を得て、取りまとめを行い、上記セミナー等の場を通じてモデル事業の成果を公表、普及していくことが必要である。

(表 6-1) 「リスクコミュニケーション推進地域モデル事業」の支出推移

(単位：千円)

区分	当初予算	実績	執行率
平成 19 年度	23,815	13,153	55.2%
平成 20 年度	24,401	11,977	49.0%
平成 21 年度	2,211	486	21.9%
平成 22 年度	4,305	46	1.0%
合計	54,732	25,663	46.8%

指 摘（１－１）リスクコミュニケーション推進地域モデル事業について

平成 22 年度内に事業を終了し、取りまとめを予定していたリスクコミュニケーション推進地域モデル事業は、平成 23 年 11 月の時点で、取りまとめについての素案は出来ているものの、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の影響等により公表が遅れている。

都は早急にリスクコミュニケーション推進地域モデル事業の取りまとめを行い、モデル事業の成果の公表、普及していくことが必要である。

## 7 東京都公害防止管理者の選任状況の改善について

### (1) 公害防止管理者制度について

公害防止管理者制度は、産業公害の発生源である工場に、一定の資格を有する公害防止管理者等を置くことにより、企業自身が公害防止に対する意識をもつようにするとともに、工場内において公害防止の技術管理等が十分図られるように組織体制を整備するものである。

都では、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（以下「法律」という。）に基づくものと都独自の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「条例」という。）に基づくものと二つの公害防止管理者制度を並行して実施している。

### (2) 法律に基づく公害防止管理者制度について

法律に基づく制度では、公害防止管理者とこれらの者とを統括管理する公害防止統括者及び一定規模以上の工場においては公害防止主任管理者を設置し、公害防止組織を整備することとしている。

公害防止管理者については、工場における施設の区分及び工場の規模に応じて異なる公害防止管理者を選任することとなっており、その資格は12種類ある。

公害防止管理者の選任が義務付けられている工場は、製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、特定の施設を設置しているものである。

### (3) 条例に基づく公害防止管理者制度について

都は、中小企業の多い東京の現状から、条例で規定する工場のうち、中小規模の工場を含め、一定の公害を発生させる可能性の高い工場に対し、公害防止管理者の設置を義務付けている。

また、これらの工場を業種及び従業員の規模により、一種又は二種に2区分し、公害防止管理者の設置を義務付けている。

公害防止管理者の資格要件は、都等が行う講習を修了することとなっている。また平成13年度からは、法律の公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を有する者は、都への登録申請により、条例の一種の資格も有するものとした。

(4) 条例の公害防止管理者の届出事務等について

都の公害防止管理者の選任及び解任の届出の受理は、区及び市の区域については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）」第 2 条の表二十四の項イ（22）及び「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 107 号）」第 2 条の表十六の項イ（22）に基づき、それぞれ区及び市が実施している。選任に伴う指導等についても同様に区及び市の業務となっている。

一方、町村部の事務は都の業務となっており、多摩地区については多摩環境事務所が、島しょ地区については環境改善部が担当している。

(5) 東京都公害防止管理者の選任状況について

平成 20 年度から平成 22 年度までの東京都公害防止管理者選任状況の推移は（表 7-1）のとおりである。

（表 7-1）東京都公害防止管理者選任状況の年度別推移表（各年度 3 月末現在）

（単位：数、％）

年度	一 種			二 種			合 計		
	対象 工場数	選任済 工場数	選任率 (%)	対象 工場数	選任済 工場数	選任率 (%)	対象 工場数	選任済 工場数	選任率 (%)
平成 20 年度	285	279	97.9%	2,618	2,069	79.0%	2,903	2,348	80.9%
平成 21 年度	284	275	96.8%	2,512	1,993	79.3%	2,796	2,268	81.1%
平成 22 年度	278	272	97.8%	2,446	1,957	80.0%	2,724	2,229	81.8%

また、平成 22 年度末における区、市、多摩地域の町村及び島しょ部の選任状況は（表 7-2）のとおりである。

（表 7-2）東京都公害防止管理者の平成 22 年度末地域別選任状況表

（単位：数、％）

区域	一 種			二 種			合 計		
	対象 工場数	選任済 工場数	選任率 (%)	対象 工場数	選任済 工場数	選任率 (%)	対象 工場数	選任済 工場数	選任率 (%)
区	158	157	99.4%	2,108	1,656	78.6%	2,266	1,813	80.0%
市	73	71	97.3%	300	272	90.7%	373	343	92.0%
町村（多摩）	24	24	100.0%	5	5	100.0%	29	29	100.0%
島しょ	23	20	87.0%	33	24	72.7%	56	44	78.6%
計	278	272	97.8%	2,446	1,957	80.0%	2,724	2,229	81.8%

(表 7-1) 及び (表 7-2) のとおり、平成 20 年度から平成 22 年度の二種の選任率は 79%~80%と、一種の選任率と比較しても低い状況が続いている。特に、区部及び島しょ部が 7 割台と低い状況にある。

区部及び市部の工場に対しては、これまでも区市が選任率向上に向けた指導を行っている。権限が区市に委譲されているため、都は直接の指導は行っていないが、未選任工場に対しては講習会の開催案内を送付するなど選任率の向上のために側面的な取組を行っている。

都は引き続き、東京都公害防止管理者の選任率の向上のため、更なる取組を行われない。

#### 意見 (1-6) 東京都公害防止管理者の選任状況の改善について

東京都公害防止管理者について、平成 20 年度から平成 22 年度までの選任率の推移及び平成 22 年度末における地域別選任状況をみると、一種と比較して二種の選任率が 79%~80%と低く、特に区部及び島しょ部が 7 割台と低い状況にある。

区部及び市部の工場に対しては、これまでも区市が選任率向上に向けた指導を行っている。権限が区市に委譲されているため、都は直接の指導は行っていないが、未選任工場に対しては講習会の開催案内を送付するなど選任率の向上のために側面的な取組を行っている。

都は引き続き、東京都公害防止管理者の選任率の向上のため、更なる取組を行われない。

## 8 公害防止管理者の講習料金について

公害防止管理者講習は、講習の修了者に対して、都の公害防止管理者の資格を与えるもので、講習料金は8,200円（一種）である。

講習料金の水準について、「使用料・手数料受益者負担の適正化調査」を基本的に隔年度で実施し、平成21年度の調査では講習料金の原価が（表 8-1）のとおりに7,682円と算定され、手数料と原価の乖離が少ないことから、平成22年度は改定をしていない。

公害防止管理者の講習料金算定根拠として、人件費、印刷製本費及び会場借上料等の原価を集計している。人件費の根拠として、講習料金1件当たりの標準的な事務処理時間を基に算定している。

人件費は（表 8-2）のとおりに、1件当たり受付3分、テキスト編集・修了テスト問題作成等30分など、計75分として算定されている。このうち、テキスト編集・修了テスト問題作成等について1件当たり30分として算定しているが、根拠が明確でない。テキスト編集・修了テスト問題作成等は受講者数に関係なく一定の所要時間がかかり、その所要時間を受講者数で除して、1件当たりの所要時間は算定される項目である。

については、「使用料・手数料受益者負担の適正化調査」における講習料金算定のための原価算定について、所要時間を受講者数で除して、根拠となる1件当たりの所要時間を表記する必要がある。

（表 8-1）公害防止管理者の講習料金及び原価

（単位：円）

区分	講習料金	原価
一種	8,200	7,682
二種	5,700	5,506

（表 8-2）公害防止管理者（一種）の講習にかかる1件当たりの標準的な事務処理時間

標準的な事務処理	所要時間
受付	3分
テキスト編集、修了テスト問題作成、印刷校正	30分
連絡調整	5分
名簿作成、講習監督	30分
採点、名簿作成、合否通知	7分
計	75分

#### 指 摘（１－２）公害防止管理者の講習料金について

公害防止管理者の講習料金の算定方法について、標準的な事務処理時間のうち、テキスト編集・修了テスト問題作成等について 1 件当たり 30 分として算定しているが、根拠が明確でない。テキスト編集・修了テスト問題作成等は受講者数に関係なく一定の所要時間がかかり、その所要時間を受講者数で除して、1 件当たりの所要時間は算定される項目である。

については、「使用料・手数料受益者負担の適正化調査」における講習料金算定のための原価算定について、所要時間を受講者数で除して、根拠となる 1 件当たりの所要時間を表記する必要がある。



## 9 東京都公害防止資金貸付金の債権管理について

### (1) 東京都公害防止資金貸付金制度の概要について

東京都公害防止資金貸付金制度の制度概要は(表 9-1)に示すとおりである。  
東京都公害防止資金貸付金の平成 22 年度末残高は 1,422,717 千円、うち収入未済額 183,556 千円である。

現在は新規の貸付は行っておらず、回収のみを行っている。貸付金の収納、債権管理業務は実質的に非常勤職員 1 名が専属で担当している。当該貸付金の債権管理において、以下のような問題点が見受けられる。

(表 9-1) 東京都公害防止資金貸付金制度の制度概要

	摘 要
貸付期間	昭和 35 年度から平成 13 年度まで
貸付対象	中小企業者及び組合
目的	公害の発生を防止し、快適な環境を確保するために必要資金(設備改善、工場等の移転、共同施設)を貸付け、都民生活の環境の整備に寄与すること

### (2) 東京都公害防止資金貸付金の債権管理について

東京都債権管理マニュアルによると、債務者の所在調査・財産調査を行った場合には、調査年月日、調査方法、結果を債権管理台帳に記載する旨が明記されている。このマニュアルは、各債権の管理についての個別の状況に応じ、最も効果的な対応を行うこととされている。私債権である東京都公害防止資金貸付金の債権管理においては、一定時期に交渉経過を整理したうえで台帳に転記している。

しかしながら、債権管理台帳を確認したところ、(表 9-2)に記載の貸付金について、調査年月日、調査方法、結果の記載がされていない箇所がある。

東京都債権管理マニュアルによると、債務者への督促文書が返戻された場合、連絡先の電話番号が使用されなくなった場合や変更された場合など、文書や電話による督促によっても債務者の所在が明らかでない場合には、債務者の所在を特定するため現地調査等で居住者を特定するなど、最大限の徴収努力をする必要がある旨が明記されている。

また、督促状の送付及び催告を行っても支払いがなく、かつ、努力を講じても債務者の財産状況が不明である場合は、債務者の支払能力の判定や強制執行の対象財産把握のため、債務者の財産の有無、及び財産の換金価値等について調査をする必要がある旨が明記されている。この財産調査は金融機関の協力なしには実施できず、

通常、居住地の金融機関に行うが、私債権である本貸付金については協力が得られにくい。

しかしながら、以下の（表 9-3）のとおり、債務者本人が行方不明のまま長期間滞留している債権については、既に時効が完成している。さらに、債務者本人及び連帯保証人について居住地が不明な事案もあり、調査が十分に行われていない回収困難な債権が見受けられる。

（表 9-2）調査年月日、調査方法、結果の記載がない主な貸付金（単位：千円）

債務者名	貸付金額	平成 23 年 3 月末残高	状況
A 氏	6,500	6,327	借受人 A 氏。連帯保証人 B 氏、C 氏、D 氏。A 氏、B 氏はすでに死亡。C 氏は時効の援用を依頼。D 氏は所在不明。D 氏については、最後に居住が確認された地域から住民票を取得し、それをもとに催告書を送付しているが、宛先不明で返戻されている。この D 氏に対する所在調査の経過について、債権管理台帳に記載がない。
E 氏	13,800	12,627	借受人 E 氏。連帯保証人 F 氏より、平成 3 年より毎月 1,000 円ずつ返済されている。 E 氏の財産には抵当権が設定されているとのことだが、その設定状況が整理されておらず、かつ債権管理台帳に記載がない。

（表 9-3）長期間滞留している主な貸付金（単位：千円）

債務者名	貸付金額	平成 23 年 3 月末残高	状況
G 氏	7,000	7,000	過去に回収実績なし。平成 3 年 2 月をもって時効が完成している。 平成 5 年 6 月以降、G 氏は行方不明。連帯保証人は H 氏、I 氏、J 氏の 3 名。H 氏は死亡し、相続人全員が相続放棄している。I 氏、J 氏は破産宣告を受けている。
K 社	4,900	5,177	昭和 56 年 1 月以降、回収実績なし。平成 6 年 10 月に時効が完成している。 借受人 K 社。連帯保証人 L（社長）氏、M 氏、N 氏。 L 氏はすでに死亡し、相続人はすべて相続放棄している。M 氏、N 氏もすでに死亡。N 氏息子は相続する意思なし。
O 社	4,800	4,560	昭和 49 年 11 月以降、回収実績なし。昭和 54 年 11 月に時効が完成している。 借受人社長、及び連帯保証人 P 氏に対し、以降催告及び訪問督促を実施するも、効果なし。 平成 19 年 10 月借受人社長破産免責。連帯保証人 P 氏は平成 14 年 8 月に死亡。P 氏妻は存命だが、支払う意思がない。

（注） 貸付金残高には延滞利息の未収を含むため、貸付金額を超えるものもある。

### 指 摘（1－3）東京都公害防止資金貸付金の債権管理について

東京都債権管理マニュアルによると、債務者への督促文書が返戻された場合、連絡先の電話番号が使用されなくなった場合や変更された場合など、文書や電話による督促によっても債務者の所在が明らかでない場合には、現地調査等で居住者を特定したり、債務者の所在を特定するための最大限の徴収努力をする必要がある旨が明記されている。

よって、債務者の所在調査、財産調査については、債権マニュアルに沿った、管理を実施する必要がある。

また、東京都債権管理マニュアルによると、債務者の所在調査・財産調査を行った場合には、調査年月日、調査方法、結果を債権管理台帳に記載する必要がある旨が明記されているが、所在調査・財産調査の状況が債権管理台帳に記載されていない貸付金が見受けられる。少なくとも債権管理マニュアル作成後のものについては、残すべき交渉経過については漏れなく記載する必要がある。

債権管理をより効果的に行い、貸付金の回収を促進していくためには、債務者への所在調査・財産調査の状況を適時にかつ正確に債権管理台帳に記載し、債務者との交渉の過程・経過等を明らかにしておく必要がある。

### （3）東京都公害防止資金貸付金の不納欠損処理について

債権の放棄を行う場合、本来、議会の議決を要するが、都では東京都債権管理条例が平成 20 年度に施行されたことに伴い、議会の議決を経ずに放棄が可能となっている。しかし、貸付金の時効期間が経過し、債務者本人及び連帯保証人とも破産、あるいは所在不明等の状態が長期間続いているものの、相当期間不納欠損処理ができない貸付金が（表 9－3）のようにある。

私債権においては、時効が完成しても、民法第 145 条の援用がなければ債権は消滅しない。このような回収不能な債権については、東京都債権管理条例第 13 条に基づけば、議会での議決を経ずとも放棄することが制度上可能であるが、相当期間実施されていない。不納欠損処理すべきものを不納欠損処理しなければ、回収可能な債権と同様に貸付金として貸借対照表に計上されることとなり、不適切である。

したがって、債権の時効期間が経過し、債務者本人及び連帯保証人とも破産、あるいは所在不明等の状態が長期間続いている債権については、可能なかぎり速やかに不納欠損処理を行う必要があると考える。

意見（1－7）東京都公害防止資金貸付金の不納欠損処理について

東京都公害防止資金貸付金の時効期間が経過し、債務者本人及び連帯保証人とも破産、あるいは所在不明等の状態が長期間続いているものの、相当期間不納欠損処理が行われていない貸付金がある。

時効が完成した私債権は、債務者が民法第145条の援用を主張して債権が消滅する。不納欠損処理すべきものを不納欠損処理しなければ、回収可能な債権と同様に貸付金として貸借対照表に計上されることとなり、不適切である。

したがって、貸付金の時効期間が経過し、債務者本人及び連帯保証人とも破産、あるいは所在不明等の状態が長期間続いている貸付金については、可能なかぎり速やかに不納欠損処理を行う必要があると考える。

## 10 自動車関連の補助金について

### (1) 路線バス事業者等への CNG バス導入支援について

バスの低公害・低燃費化を推進するため、都は、民間路線バス事業者のノンステップ CNG（天然ガス）バス及び優良ハイブリッドバスの購入に対して、通常車両価格との差額の4分の1等を補助する補助事業を実施している。

優良ハイブリッドバス導入補助について、平成 22 年度は予算に対し実績が少なくなっているが、局の説明によれば、国の補助金の申請期限が例年の 11 月から 6 月に変更となったこと等の状況の変化によるもので、ハイブリッドバスに対する需要が増加傾向にあることから、平成 22 年度のみ状況と考えられるとのことである。

一方で、CNG バス導入補助については、平成 22 年度の実績がない。CNG バスの補助が普及しない理由は、ディーゼル車の粒子状物質の規制が強化された結果、CNG 車の優位性が減少し、開発が減少していること等がある。近年では、各自動車メーカーの天然ガス仕様車は徐々に廃止されてきており、平成 21 年時点で自社開発の車両が九都県市指定低公害車に指定されたのは 1 メーカーのみであり、その他のメーカーは当該メーカーからの OEM あるいは技術提供によっている状況である。

(表 10-1) CNG バス補助の予算実績比較

	予算	実績
CNG バス導入補助台数	(注) 20 台	0 台
補助金額	(注) 49,950 千円	0 千円

(注) 予算台数にはハイブリッドバス導入補助分を含んでおり、ハイブリッドバスの実績は 7 台、7,286 千円である。

### (2) CNG スタンド設置支援について

都は、CNG 車が一般に普及しない理由の一つとなっている CNG スタンド不足を解消するために、中小事業者に対して、補助対象経費から国等の補助を差し引いた額の 2 分の 1（1 基 20,000 千円限度）の設置補助を行っている。

しかし、設置費用が高いこと、中圧ガス管が近くになければ設置できないといったことなどの理由から、都内における新規のスタンド設置は、近年では東京ガス以外は行っておらず、平成 17 年度を最後にここ 5 年間は全く補助実績がない。

そこで、CNG バスや CNG スタンドのように補助実績のないものは検証を行い、

今後、補助の可否を含めた見直しを行われたい。

(表 10-2) CNG スタンドの設置に対する補助の予算実績比較

	予算	実績
CNG スタンド設置補助基数	1 基	0 基
補助金額	20,000 千円	0 千円

### (3) 次世代自動車の導入支援について

平成 21 年から急速充電設備を設置する事業者を対象として、設備本体の約 4 分の 1 の補助を行い、次世代自動車を購入する中小事業者に対し、次世代自動車と同等クラスの通常型車両との価格差の 4 分の 1 の補助を行っている。

電気自動車導入補助は、予算 300 台に対して実績 80 台、急速充電設備設置補助は予算 33 基に対して 5 基と少ない。その結果、平成 22 年度の予算 240,945 千円に対し、決算 37,250 千円となっている。

電気自動車導入補助の実績が少ない主な理由の一つとして、電気自動車の走行距離の不安などが考えられる。

また、急速充電設備設置補助の実績が少ない主な理由の一つとして、無料一般開放を補助対象の条件としていることなどが考えられる。

(表 10-3) 電気自動車導入補助及び急速充電設備設置補助の予算実績比較

補助項目	予算	実績
電気自動車導入補助台数	300 台	80 台
プラグインハイブリッド自動車導入補助台数	5 台	(注) 0 台
急速充電設備設置補助基数	33 基	5 基
補助金額合計	240,945 千円	37,250 千円

(注) 平成 22 年度において市販車が未発売のため。

### (4) 次世代自動車を取り巻く環境の変化について

現行の電気自動車の販売が開始されたのは平成 21 年度であるが、都は、環境性能の高さから温暖化対策への効果が高いとして、いち早く導入補助を開始した。当初は、軽乗用車タイプのみと車種も限られ、メーカーの販売台数も限られていたことから、都の補助制度の利用実績も伸びない状況にあった。

しかし、平成 22 年度には普通乗用車タイプの電気自動車が発売されるなど、今後、車種が増え、メーカーの販売台数も増加していくことが予想される。

また、平成 24 年 1 月には、新たにプラグインハイブリッド車が発売されるなど、

次世代自動車は、これからが本格的な普及につなげる重要な時期を迎えている。

そこで、次世代自動車に対する導入補助制度の構築に当たっては実効性を確保する観点から、補助条件等を見直すなど、次世代自動車の本格的普及につながる制度として実施されたい。

(表 10-4) 電気自動車の販売台数 (全国)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (8 か月分) (注)
軽乗用車	1,426 台	2,532 台	1,289 台
普通乗用車	—	4,420 台	4,679 台

(注) 平成 23 年度は 11 月末現在。

#### 意見 (1-8) 自動車関連の補助金について

CNG バス及び優良ハイブリッドバスの購入に対する補助について、予算 20 台に対し、CNG バスは実績がなく、また、CNG スタンド設置費補助についても平成 17 年度を最後にここ 5 年間は全く補助実績がなく機能していない。

また、電気自動車導入補助は、予算 300 台に対して実績 80 台、急速充電設備設置補助は予算 33 基に対して実績 5 基と少なく、その結果、自動車関連補助金の平成 22 年度の予算額 310,895 千円に対し、決算額は 44,536 千円にとどまっている。

一方、次世代自動車は運輸部門のエネルギーの効率的利用による CO2 削減をより促進すべき社会背景のもと、新たな車種の発売や販売台数の増加等、今後、本格的な普及につなげる重要な時期を迎えるという状況にある。

そこで、次世代自動車に対する導入補助制度の構築に当たっては、実効性を確保する観点から、補助条件等を見直すなど、次世代自動車の本格的普及につながる制度として実施されたい。

なお、CNG バスや CNG スタンドのように補助実績のないものは検証を行い、今後、補助の可否を含めた見直しを行われたい。

## 1.1 カーシェアリングモデル事業について

電気自動車を平日昼間（午前 8 時～午後 7 時）は都（多摩環境事務所 立川市錦町 4 丁目）が業務に利用し、業務時間外は周辺住民（以下「一般」という。）が利用するカーシェアリングモデル事業を平成 22 年度に実施した。本事業は、通常のカーシェアリングとは違い、「行政利用」と「一般利用」を組み合わせ、かつ、環境負荷低減に大きく貢献できる発売間もない電気自動車を使用した新たな試みである。行政サービスを低下させないために、あらかじめ平日昼間は行政が借り切り、行政が原則使用しない平日夜又は土日という限られた時間で、一般利用に供するシステムである。実施期間は、平成 22 年 11 月 15 日から平成 23 年 3 月 14 日までの 4 か月間であった。

車両は公募したカーシェアリング事業者が 1 台用意し、事業者のカーシェアリングシステム上で運用し、都の費用は 1,000 千円である。カーステーションは多摩環境事務所が入る立川合同庁舎であり、立川駅より徒歩で約 15 分の距離にある。

カーシェアリングモデル事業におけるカーシェアリングの利用状況は、多摩環境事務所の利用は 4 か月の期間中 23 回、一般の利用は期間中 8 回（利用人数は 7 人）であった。月平均にすると、多摩環境事務所の利用は 6 回、一般の利用は 2 回にすぎない。一般の利用は土日祝日のみで、平日夜間の利用は見られなかった。モデル事業における電気自動車の利用回数は少なく、乗車体験の機会としてみると、利用状況からみて十分でなかったと考えられる。また、カーシェアリングモデル事業の効果検証を行っているが、効果を検証するに足る利用回数に達していないと考える。

当該モデル事業に関して、都はプレス発表と同時にホームページ上で周知を行い、近隣住民への説明会を実施し、事業者は地元を中心に約 4,000 枚のチラシを配布するなど周知に努めた。

また、都が選択した箇所（立川合同庁舎）は、同業他社が周辺に新たに 3 か所 24 時間利用可能な民間のカーシェアリングステーションを設置するなど利用が見込まれる場所であったが、結果的に競合してしまった。

カーシェアリング利用者の意見では、カーステーションが近ければカーシェアリングを利用したいとの意見が多く、駐輪場の設置等アクセスの改善が今後の課題としており、車を利用する人は自宅等からカーステーションが近いことを好むと考える。また、実施時点では、電気自動車は充電環境がまだ不十分であり、充電等の手間や航続距離が短いなど、電気自動車に対する不安等も頻度が少なかった要因の一つであったと考察されている。

しかし、一般の利用回数が 8 回であったということは、更なる利用を促す余地があったと考える。また、4 か月の実施期間が短かったことも考えられる。また、モデル事業は 4 か月間実施するのであるから、実施期間の途中で、事業の周知が足り



ないことを認識し、改善を図るべきであったと考える。

#### 意見（1－9）カーシェアリングモデル事業について

カーシェアリングモデル事業におけるカーシェアリングの利用状況は、多摩環境事務所の利用は4か月の期間中23回、一般の利用は期間中8回であった。

カーシェアリングモデル事業等のモデル事業を実施するにあたっては、実施するモデル事業を効果的なものとするため、事業期間中に利用状況を把握し、利用が少ないことが判明した場合には、更なる利用を促す必要がある。

今後、モデル事業を実施する際には、実施期間の長さなどの想定される課題を整理して、モデル事業を実施する必要があると考える。

## 1 2 自然公園施設の管理運営に係る協定書について

都は、東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村（以下「山のふるさと村」という。）及び東京都立大島公園海のふるさと村（以下「海のふるさと村」という。）について、指定管理者として奥多摩町及び大島町を選定し管理運営を行っている（平成21年4月から平成24年3月まで）。地元自治体を指定管理者に選定している理由は、施設がおかれた山間部、島しょという地域特性、地域振興への配慮、開設以来の運営実績等を踏まえ、①自然災害に迅速かつ柔軟な対応ができること、②地域の資源及び人材を活用した体験サービス等の提供ができること、③安定した経営基盤による継続的な運営が可能であり、平成18年度及び19年度の管理運営実績評価も「良好」であることが挙げられている。

都は、山のふるさと村及び海のふるさと村内に建物を有しており、両施設の管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第3条において、指定管理者が管理すべき管理施設を規定している。また、協定書第8条において、指定管理者の管理対象施設のうち、管理運営業務の実施のために必要とする事務室等については、その使用を認めている。

指定管理者の管理対象施設のうち、建物内にあるレストランは、指定管理者が自主事業として実施しているが、レストラン部分の建物も、ほかの管理運営業務と同様、無償で使用されている。なお、自主事業とは、公の施設の本来の効用を高める目的で、指定管理者が独自の発想に基づき自主的に実施する事業であり、その収支は指定管理業務とは明確に区別すべき業務である。

上記の状況は、建物の使用承認について、自主事業に係る建物（レストラン部分）の使用承認と管理運営業務に係る使用承認が明確に区分されておらず、自主事業と管理運営業務の収支を明確化する観点からは問題がある。

そのため、基本協定書において、自主事業の規定を明文化するとともに、自主事業としての建物（レストラン部分）の使用承認と管理運営業務としての建物の使用承認とを区分して行う必要がある。

指 摘（１－４）自然公園施設の管理運営に係る協定書について

都は、東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村及び東京都立大島公園海のふるさと村について、指定管理者として地元自治体を選定し管理運営を行っている。

上記の管理運営業務に係る基本協定書に基づく建物の使用承認について、自主事業に係る建物（レストラン部分）の使用承認と管理運営業務に係る使用承認が明確に区分されておらず、自主事業と管理運営業務の収支を明確化する観点からは問題がある。

そのため、基本協定書において、自主事業の規定を明文化するとともに、自主事業としての建物（レストラン部分）の使用承認と管理運営業務としての建物の使用承認とを区分して行う必要がある。

## 1 3 森林再生事業について

### (1) 森林再生事業の概要について

森林は木材生産機能のほか、水源かん養、土砂の流出防止、二酸化炭素の固定による地球温暖化防止、野生動植物生息環境の提供など公益的な多様な役割を担っている。

多摩地域の森林は都の面積の4分の1を占めているが、近年その荒廃が進んでいるとされ、これを受けて東京都自然環境保全審議会は、平成14年10月、新たな視点に立った森林整備のあり方について、「多摩の森林再生を推進するために」を取りまとめ、都では、この答申を受け多摩の森林再生事業を行っている。

森林再生事業の対象森林は、手入れの遅れている八王子市・青梅市・あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村のスギ、ヒノキの人工林であり、間伐を行うことで、森林の公益的機能を回復させることを目的とした事業である。

多摩地域では、昭和30年代に多くのスギ・ヒノキが植林され、その後、国内の木材価格の低迷などの理由から、間伐を中心とした手入れがなされないため、樹木が密植状態のままの暗い森林が増えている。

暗い森林では、地面まで光が届かないので、草などが生えなくなり土壌の裸地化が進み、このような森林では、土砂が流出したり、水を地下に浸透させる機能が低下し、森林の持つはたらきが十分に発揮できなくなる（(図 1 3 - 1) 及び (図 1 3 - 2) 参照）。

そこで、間伐を行うことで、林の中に光が入り、草や低木がたくさん生え、また、木も成長できるようになるため、吸収する二酸化炭素の量も増加し、木や土壌の状態も良好な状態に保たれる（(図 1 3 - 3) 及び (図 1 3 - 4) 参照）とされている。また、一般的には、間伐は10年程度に一度が目安とされている。

(図 13-1) 樹木が密植状態の森林



(図 13-2) 荒廃森林の林内の様子



(図 13-3) 間伐実施直後の様子



(図 13-4) 間伐実施から数年後



森林再生事業の事業期間は平成 14 年度から平成 63 年度までの 50 年間で、林業の衰退により手入れが遅れている人工林を間伐することで 50 年後に良い状態にするという期間の長い事業である。

森林再生事業では、都が森林所有者と 25 年間の協定を締結し間伐の合意を得るが、実際の事業地選定、森林所有者との交渉、間伐作業の事業者への発注業務等は地元市町村に委託して行っており、都は市町村に対して実施面積に応じた委託料を支払っている。

多摩地域の人工林はおよそ 3 万ヘクタールあるとされるが、そのうちの約 1 万 8 千ヘクタールが環境局の所管する森林再生事業の対象として想定されている。

事業計画は、多摩の人工林約 1 万 8 千ヘクタールを 50 年間で 4 回間伐することを前提に、年間 1,440 ヘクタール ( $18,000 \div (50 \div 4)$ ) の事業量を想定している。

(2) 森林再生事業の実績と今後の展望について

森林再生事業の事業が始まった平成14年度から平成22年度までの間伐の実施実績は(表 13-1)のとおりである。

(表 13-1) 森林再生事業の実施実績

年度	実績 (ヘクタール)
平成14年度	510
平成15年度	753
平成16年度	651
平成17年度	841
平成18年度	750
平成19年度	520
平成20年度	434
平成21年度	458
平成22年度	376
合計	5,293

事業開始の平成14年度から9年が経過するが、事業開始以来の累計実績は5,293ヘクタールで、対象面積である1万8千ヘクタールの29%程度にとどまっている。また、平成17年度の841ヘクタールをピークに平成18年度以降の実施面積は減少が続いている。

森林再生事業の平成18年度から平成22年度までの実施面積と事業費(支払金額)は(表 13-2)のとおりである。

(表 13-2) 森林再生事業の平成18年度から平成22年度までの実績

(単位:ヘクタール、千円)

対象市町村	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	実施面積	事業費	実施面積	事業費	実施面積	事業費	実施面積	事業費	実施面積	事業費
八王子市	53	22,764	46	20,142	22	12,208	30	16,179	30	22,299
青梅市	121	48,315	72	28,944	56	20,985	88	32,266	59	23,772
あきる野市	70	32,118	60	26,739	51	22,608	64	31,602	37	17,065
日の出町	12	5,581	8	3,100	6	2,484	4	1,473	1	577
檜原村	144	64,502	110	43,628	91	39,479	62	27,575	52	25,889
奥多摩町	350	162,513	224	120,760	209	114,910	197	104,964	189	109,222
町田市	—	—	—	—	—	—	13	5,404	9	3,501
合計	750	335,792	520	243,313	434	212,675	458	219,464	376	202,325

すべての対象市町村で実施面積が減少傾向にあり、事業の実施が困難になってきている現状が窺える。

実施面積の減少原因は、環境局によれば、所有者が自分の森林の境界がわからなくなってきたこと等により、所有者の合意を得ても協定の締結ができない場合があること。また、協定締結件数は大きく増減していないものの、一つの協定で実

施できる面積が小さくなってきたため、全体の間伐の実施面積が減少したのではないかと回答を得た。

森林再生事業では、地権者と協定を結ぶのは都であるが、実際の事業実施にあたっての事業地の選定、森林所有者との交渉、間伐作業の事業者への発注業務等は市町村が行っており、結果的に、市町村の担当者の交渉力に実績が左右されるものとなっている。間伐の実績は当初想定とかけ離れており、平成 63 年度に向けて多摩の森林全域での事業効果が実現するのか確信が持ちにくい。

森林の状況を直接確認するのは市町村の職員であるため、都が直接、対象となる広大な人工林の現状を把握することは困難であるとはいうものの、長期的に森林が良い状態に保たれるという当初目的の達成のため、事業全体の対象面積と実施面積を比較分析し、乖離があった場合は必要な取組を講じていくという事業管理者としての都の役割が強く求められる。

都は事業管理者として、多摩地域の森林の現状をできるだけ把握したうえで、市町村との情報交換をより密にして、具体的な事業計画を 10 年程度の中期で策定し、その達成のために、具体的な実施エリアの想定など短期の計画を立てたうえで、調整をより密にして事業の進捗や予算を適切に管理していくことが望まれる。

#### 意見（1－10）森林再生事業について

森林再生事業が開始された平成 14 年度から 9 年が経過するが、事業開始以来の累計間伐実績は 5,293 ヘクタールで、対象面積である 1 万 8 千ヘクタールの 29% 程度にとどまっている。また、平成 17 年度の 841 ヘクタールをピークに平成 18 年度以降の実施面積は減少が続いている。

長期的に森林が良い状態に保たれるという当初目的の達成のため、事業全体の対象面積と実施面積を比較分析し、乖離があった場合は必要な取組を講じていくという事業管理者としての都の役割が強く求められる。

都は事業管理者として、多摩地域の森林の現状をできるだけ把握したうえで、市町村との情報交換をより密にして、具体的な事業計画を 10 年程度の中期で策定し、その達成のために、具体的な実施エリアの想定など短期の計画を立てたうえで、調整をより密にして事業の進捗や予算を適切に管理していくことが望まれる。

## 1.4 外来生物対策事業の更なる実施について

### (1) 外来生物対策事業の概要について

都は、平成17年10月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）を受け、庁内関連部署等と連携し、従来の生態系を大きく変化させる恐れのある特定外来生物について、駆除等の対策を進めている。

特定外来生物に指定されているキョン（偶蹄目シカ科）について、大島町内における生息数調査及び防除事業を実施している。

### (2) キョンの生息数、防除目標数、防除実績数の推移及び生息数の増加要因について

平成19年度から平成23年度までの大島町内におけるキョンの生息数、防除目標数、防除実績数及び事業費の推移は、（表 14-1）のとおりである。

防除対策を実施しているにもかかわらず、平成23年度の生息数は2,300から4,200頭で、平成19年度の1,900から2,400頭より増加している。その理由として、キョンは、①年間1.7頭の出産が可能（妊娠期間210日、出産後の泌乳期間中も受胎）、②1歳から妊娠が可能、など、繁殖力が非常に強いこと、また、事業開始1、2年目の捕獲実績が少ないことが考えられる。

都は、このようなキョンの生態や生息実態を踏まえ、引続き、効果的・効率的な捕獲手法を検討し、外来生物対策事業の更なる実施に努められたい。

（表 14-1）キョンの生息数、防除目標数、防除実績数及び事業費の推移

（単位：頭、千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生息数	1,900 ～2,400	—	—	—	2,300 ～4,200
防除目標数	200	800	800	800	800
防除実績数	94	259	876	726	324
事業費	9,741	68,305	59,990	68,648	85,426

（注）1 生息数は、平成18年度及び平成22年度に実施した生息実態調査によるものである。

2 平成19年度の防除目標数は、試行のため200頭となっている。

3 平成23年度の防除実績数は、平成23年8月末現在のものである。

4 事業費は決算額である。（ただし、平成23年度は予算額。）



意見（1－11）外来生物対策事業の更なる実施について

都は、従来の生態系を大きく変化させる恐れのある特定外来生物について、駆除等の対策を進めている。しかし、キョン（偶蹄目シカ科）に関しては大島町内の防除対策を実施しているにもかかわらず、平成 23 年度の生息数は 2,300 から 4,200 頭で、平成 19 年度の 1,900 から 2,400 頭より増加している。

キョンは繁殖力が強いことから、関係者の様々な創意工夫による継続的な捕獲が不可欠であり、都は、キョンの生態や生息実態を踏まえ、引続き、効果的・効率的な捕獲手法を検討し、外来生物対策事業の更なる実施に努められたい。

## 1 5 廃棄物再生事業者からの実績報告について

「廃棄物再生事業者の登録に関する要綱」に基づき再生事業者としての登録を受けた者は、登録年月日から起算して3年を経過するごとに前年度の廃棄物再生実績を廃棄物再生実績報告書として都に提出することが求められている。平成20年度から平成22年度における提出実績は、以下に示す（表 15-1）のとおりであり、平成21年度及び平成22年度については、それぞれ報告対象者数が89者及び65者であるにもかかわらず実績報告件数は0件である。報告対象者数との比較で見ると、平成20年度においても報告対象者122者に対し、実績報告件数は64件となっており、未提出件数は58件である。

（表 15-1）廃棄物再生実績報告書の提出実績（平成20年度～平成22年度）

項目 年度	報告対象者数	実績報告件数	未提出件数
平成20年度	122	64	58
平成21年度	89	0	89
平成22年度	65	0	65

平成20年度の未提出件数が58件あった時点で、都から登録事業者に対して指導を行うべきであったが、環境局によると都から事業者に対して提出の催促は行われていなかった。

実績報告を提出しないことに対して罰則は特にないため、登録事業者に実績報告を積極的に行うモチベーションが働かないと考えられることから、制度を有効に機能させるためには、都側でのチェック体制を強化させる必要がある。環境局内における実績報告書のチェックは、提出されたものについては担当係で内容確認と収受を行っているが、実績報告書の未提出状況についてはチェックされていない。廃棄物再生事業者の登録制度には、廃棄物処理業と違い更新制度がないため、実績報告書により事業者の事業実態を把握することは重要な手続きであることから、環境局においては、廃棄物再生実績報告書提出状況のチェック体制を強化し、未提出事業者の解消に努める必要がある。

#### 指 摘（１－５）廃棄物再生事業者からの実績報告について

「廃棄物再生事業者の登録に関する要綱」に基づき再生事業者としての登録を受けた者は、登録年月日から起算して３年を経過するごとに前年度の廃棄物再生実績を廃棄物再生実績報告書として都に提出することが求められている。しかし平成 21 年度及び平成 22 年度については、それぞれ報告対象者数が 89 者及び 65 者であるにもかかわらず実績報告書件数は 0 件である。

平成 20 年度の未提出件数が 58 件あった時点で、都から登録事業者に対して指導を行うべきであったが、環境局によると都から事業者に対して提出の催促は行われていなかった。

環境局内における実績報告書のチェックは、提出されたものについては担当係レベルで内容確認と収受を行っているが、実績報告書の未提出状況についてはチェックされていない。廃棄物再生事業者の登録制度には、廃棄物処理業と違い更新制度がないため、実績報告書により事業者の事業実態を把握することは重要な手続きであることから、環境局においては、廃棄物再生実績報告書のチェック体制を強化し、未提出事業者の解消に努める必要がある。

## 1 6 医療廃棄物処理推進事業及び医療廃棄物追跡事業について

医療廃棄物に関する事業として、個人開業医向けの医療廃棄物処理推進事業と病院向けの医療廃棄物追跡事業がある。

医療廃棄物処理推進事業は、医療廃棄物の適正処理を推進するため、東京都環境整備公社（以下「公社」という。）が、社団法人東京都医師会、社団法人東京産業廃棄物協会と共同で医療廃棄物追跡システムを運営し、都内診療所等から排出される感染性廃棄物を、排出先から中間処理施設まで追跡管理する事業である。

医療廃棄物追跡事業は、公社が、医療廃棄物の適正処理を推進するため、都内大規模病院等から排出される感染性廃棄物の排出から中間処理までを IC タグを活用して追跡管理し、また、電子マニフェスト処理による排出事業者への迅速な報告を行う事業である。

それぞれの初期投資及び年間維持管理費については、医療廃棄物処理推進事業の初期投資は 8,929 千円、年間維持管理費 20,467 千円、医療廃棄物追跡事業の初期投資は 41,964 千円、年間維持管理費 58,118 千円である。

両事業の利用率について、医療廃棄物処理推進事業は、医院・診療所等の個人開業医を対象にしており、都内診療所数約 25,000 所に対して目標は 5,000 所であるが、参加診療所数 1,209 所であり利用率 4.8%、医療廃棄物追跡事業は、都内病院数約 660 病院に対して目標は 660 病院であるが、参加病院数 49 病院であり利用率 7.5%と利用率が低い。

利用率の低い理由は、病院等が義務ではないため、コストがかかる方法を選択しない。また、廃棄物収集運搬業者は感染性廃棄物について IC タグを確認する作業が付加され収集業務が非効率となるため、IC タグを広めるインセンティブがない。また、公社の IC タグと別のバーコードや QR コードを利用した追跡システムを利用している病院もある。

IC タグの利用を促すため、公社等は医師会での説明等を実施しているが、利用率は低いままである。IC タグの使用数が多い病院の負担を軽減するため、病院を対象に、平成 20 年度から平成 22 年度まで都が補助をした。

両事業は、平成 11 年に発覚した岩手・青森県境への産業廃棄物不法投棄事件や平成 12 年のマニラへのバーゼル条約違反の廃棄物不法輸出により、有害性の高い感染性廃棄物が多数混入されたことが問題となるなど、過去の不法投棄事件に端を発しており、事業に参加している診療所・病院等やその団体は、排出事業者責任の重要性について強い危機感を抱いているが、それに至っていない診療所・病院等に対して利用を促す方策を検討する必要がある。

意見（1－12）医療廃棄物処理推進事業及び医療廃棄物追跡事業について

東京都環境整備公社、東京都医師会、東京産業廃棄物協会が推進している医療廃棄物処理推進事業は、医院・診療所等の個人開業医を対象にしており、都内診療所数約 25,000 所に対して目標は 5,000 所であるが、参加診療所数 1,209 所であり利用率 4.8%、医療廃棄物追跡事業は、病院を対象にしており、都内病院数約 660 病院に対して、目標は 660 病院であるが、参加病院数 49 病院であり利用率 7.5%と利用率が低い。

事業に参加している診療所・病院等やその団体は排出事業者責任の重要性について強い危機感を抱いているが、それに至っていない診療所・病院等に対して医療廃棄物の追跡システムの導入の徹底や、廃棄物収集運搬業者に対して利用を促す方策を検討する必要がある。

## 1 7 特別区及び東京二十三区一部事務組合に対する最終処分委託料について

### (1) 廃棄物処理手数料及び最終処分委託料の現状について

都は、中央防波堤外側埋立処分場（その2）及び新海面処分場において、特別区及び東京二十三区一部事務組合（以下「特別区等」という。）から委託を受けた廃棄物や都内の中小企業者が排出する産業廃棄物の埋立処分を行っている。

廃棄物の受け入れ時に課す1キログラム当たりの料金は、平成22年度において以下のとおりであった。

- ①特別区からの一般廃棄物：1キログラム当たり 3.5 円
- ②東京二十三区一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）からの一般廃棄物：1キログラム当たり 3.5 円
- ③中小企業者からの産業廃棄物：1キログラム当たり 10 円（汚泥）、1キログラム当たり 9.5 円（その他）

中小企業者の産業廃棄物処理手数料は、2年ごとに使用料・手数料受益者負担の適正化調査を行い、現行の料金と原価を比較して改定の必要性を確認しており、都の資料によれば料金は原価と見合っており、平成22年度及び平成23年度の改定はなかった。

一方、特別区等の最終処分委託料は、平成11年度以来初めて平成23年度に改定され、その後は4年ごとに都区間で協議して更新することとなった。

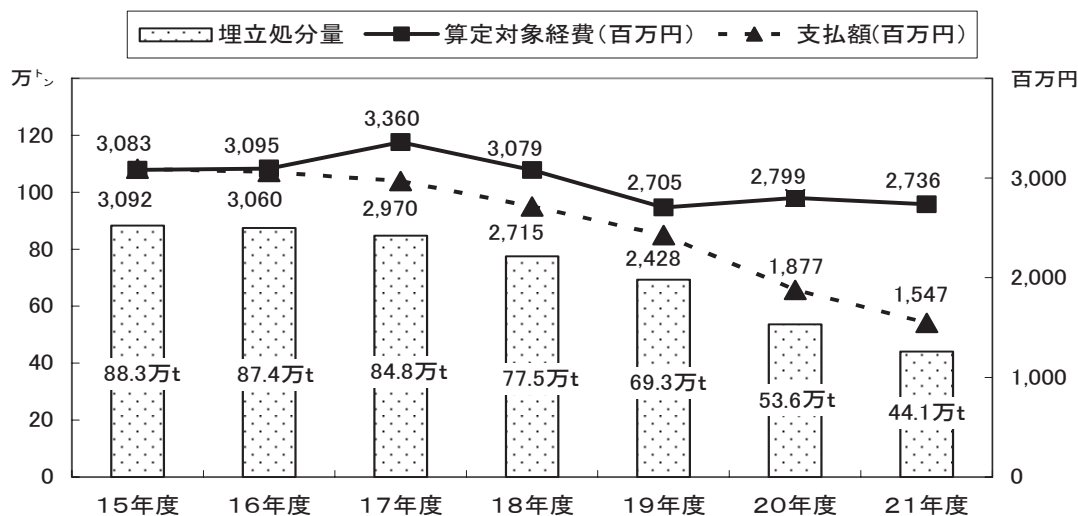
平成23年度の改定後の1キログラム当たりの料金は以下のとおりである。

- ①特別区からの一般廃棄物：1キログラム当たり 5.9 円
- ②一部事務組合からの一般廃棄物：1キログラム当たり 2.1 円（従量費）、1,692 百万円（固定費）

この改定は、埋立処分量が年々減少していく中で、最終処分委託料が最終処分場を長期間安定的に維持するための経費に見合っていない状況になっていることから、見直しについて合意されたものである。

以下の（図 1 7 - 1）は環境局がまとめた算定対象経費（一般廃棄物相当分）と特別区等の支払額の推移であるが、特別区等の支払額が算定対象経費を近年下回っている状況が窺える。

(図 17-1) 算定対象経費（一般廃棄物相当分）と特別区等支払額総額



(2) 廃棄物埋立処分の収支状況について

都の廃棄物の埋立処分に関する歳入・歳出状況は以下の(表 17-1)のとおりである。

平成 23 年度に特別区等の料金を見直したことにより歳入、歳出の乖離は縮小するとはいえ、平成 23 年度の予算上は未だ 7 億円超の歳出超過を見込んでいる。環境局の試算では、埋立処分関連の減価償却費は約 27 億円(平成 20 年度決算)であり、それを考慮した場合、その赤字額は更に増えることになる。

(表 17-1) 廃棄物の埋立処分の歳入、歳出状況 (単位：千円)

区分	歳入	歳出	差額
平成 22 年度 (決算)	2,802,198	4,087,378	△1,285,180
平成 23 年度 (予算)	3,850,976	4,564,895	△713,919

(3) 特別区等から徴収する最終処分委託料の合理性について

特別区と一部事務組合では、その料金に固定費があるかないかの違いはあるが、両者の算定対象となる経費は共通しており、また、中小企業者に対する受益者負担の適正化調査時の原価とは別のものが使用されている。個別の算定方法も異なるため、特別区等と中小企業者に対する料金を単純に比較できないが、同じ従量料金のみの中企業者の産業廃棄物処理手数料と特別区の最終処分委託料を比較すると、1 キログラム当たり、中小企業者は 10 円ないし 9.5 円であるのに対し、特別区は 5.9 円で約 4 円程度低い。

中小企業者からは産業廃棄物を受け入れるのに対し、特別区等からは一般廃棄物の受け入れをすることに相違はあるものの、環境局の内部資料に記載されている原価構成を確認すると、産業廃棄物の埋立処分に関してのみ発生する原価はないことから、中小企業者の産業廃棄物処理手数料に比して特別区等の最終処分委託料がこれほど低いことに合理性はないと思われる。

平成 23 年度以降の最終処分委託料見直しに関する都区間協議の資料で提示されている費用（料金）の算出に関する資料と、平成 21 年度中小企業者に関する使用料・手数料受益者負担の適正化調査表を比較したところ、都区間協議の資料には、以下の原価要素が考慮されていないことが判明した。

- ①減価償却費約 27 億円（平成 20 年度決算額）
- ②将来の排水処理場運転・施設維持管理費用 168 億円

①の減価償却費に関しては、平成 21 年度中小企業者に対する使用料・手数料受益者負担の適正化調査において、減価償却費を埋立量で除して 1 キログラム当たりの料金は約 3 円と試算されている。なお、都区間協議では車両減価償却費約 6 百万円のみが考慮されていた。料金算定上、ほとんどの減価償却費を見込まない都区間協議の資料に合理性は認められない。

②の将来の排水処理場運転・施設維持管理費用 168 億円は、現時点での廃棄物からの浸出水が下水道局との協定値になるまでにかかると見込まれている 80 年間にわたる排水処理場運転・施設維持管理費用である。平成 21 年度中小企業者に対する使用料・手数料受益者負担の適正化調査においては、168 億円を平成 26 年度までの累計埋立量で除した単価を見込んでおり、それに見合う 1 キログラム当たりの料金は約 2.9 円と試算されている。ただし、特別区等は将来も処分場がある限り廃棄物の埋立処分を続けるため、毎年度発生する排水処理費用を負担してもらうことで足り、将来の排水処理費用までは徴収しない現状の考え方は一定の合理性は認められるものの、将来の排水処理費用を特別区等にどのように負担してもらうかは先々検討すべき課題であると思われる。

費用に見合った料金徴収と負担の公平性確保の観点から、最終処分委託料の都区間協議において算定対象とする経費にはすべての減価償却費を含めるなど、中小企業者に対する産業廃棄物処理手数料の算定対象経費と整合性を持たせることが望まれる。

このような対象となる費目の見直しを含め、廃棄物の埋立処分の歳入、歳出の乖離の解消に向けて、関係局と検討されたい。



意見（1－13）特別区及び東京二十三区一部事務組合に対する最終処分委託料について

特別区及び東京二十三区一部事務組合（以下「特別区等」という。）との間の最終処分委託料は、平成 11 年度以来初めて平成 23 年度に改定され、その後は 4 年ごとに都区間で協議して更新することとなった。しかし、その際の算定対象経費には、考慮すべき減価償却費約 27 億円が入っていなかった。

また、廃棄物埋立処分の収支は、特別区等の料金を値上げした平成 23 年度の予算上においても未だ 7 億円超の歳出超過を見込んでおり、減価償却費を考慮した場合、その赤字額は更に増えることになる。

当該減価償却費は中小企業者に対する産業廃棄物処理手数料の使用料・手数料受益者負担の適正化調査では考慮されている。費用に見合った料金徴収と負担の公平性確保の観点から、最終処分委託料の都区間協議において算定対象とする経費にはすべての減価償却費を含めるなど、中小企業者に対する手数料の算定対象経費と整合性を持たせることが望まれる。

このような対象となる費目の見直しを含め、廃棄物の埋立処分の歳入、歳出の乖離の解消に向けて、関係局と検討されたい。

## 1.8 東京都環境科学研究所の施設管理について

東京都環境科学研究所（以下「研究所」という。）は、昭和43年4月に都の環境行政を推進していくうえで必要な科学的知見を得るために設立された「東京都公害研究所」（昭和60年4月に「東京都環境科学研究所」と名称変更）と昭和35年設立の清掃研究所とが平成12年4月に統合された総合的な環境科学の研究を行うための機関である。

研究所は、平成19年4月からは財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）に移管され、都の環境行政にとって必要不可欠な、大気環境、自動車環境対策、都市地球環境、水環境、廃棄物、騒音・振動、ダイオキシン類、有害化学物質等の研究を実施している。

研究所は公社が運営する研究所であるが、土地、建物、備品等の設備は、都所有のものであり、公社はそれら設備を借りて研究を行っている。そのため、建物改築、備品の交換、各種修繕が必要な場合には、公社は都と協議のうえで修繕等を実施し都が費用負担をしている。

研究所の建物は昭和60年に建設したものであり経年にもなう修繕（建物修繕費222,822千円：平成22年度）は重要な課題である。また、大型自動車排出ガス試験装置といった他の機関があまり持たないような備品類があり、毎年、時間をかけてのメンテナンスが行われている。

この研究所は都の環境行政にとって不可欠な研究機関であり、その機能の維持管理は必要不可欠である。そのため、建物、備品類には適切な修繕が必要であるが、経年により補修箇所が増え、今後費用の増大が予想される。一方で、費用の最少化を図る必要もあり、ファシリティ・マネジメントが欠かせないものと考えられる。

今後、建物、備品類は老朽化により更新の時期を迎え、また、維持費用の増加が見込まれるが、その際には計画的な更新を図りたい。

(表 18-1) 研究所の主な財産の取得年月日と取得価格 (単位:千円)

区分	名称	取得年月日	取得価格
建物	東京都環境科学研究所本棟	昭和 60 年 2 月 12 日	2,210,280
	自動車排ガス実験棟	平成 3 年 3 月 13 日	901,732
	その他計		272,812
	建物 小計		3,384,824
工作物	燃料電池	平成 13 年 2 月 15 日	147,651
	その他計		135,107
	工作物 小計		282,758
主な備品	シャシーダイナモメーター	平成 3 年 4 月 1 日	218,376
	その他計		1,204,259
	主な備品 小計		1,422,636
合 計			5,090,218

## 意見(1-14) 東京都環境科学研究所の施設管理について

東京都環境科学研究所は都の環境行政にとって不可欠な研究機関であり、その機能の維持管理は必要不可欠である。そのため、建物、備品類には適切な修繕が必要であるが、経年により補修箇所が増え、今後費用の増大が予想される。一方で、費用の最少化を図る必要もあり、ファシリティ・マネジメントが欠かせないものと考えられる。

今後、建物、備品類は老朽化により更新の時期を迎え、また、維持費用の増加が見込まれるが、その際には計画的な更新を図りたい。

## 19 環境局の情報システムと関連規程について

### (1) 環境局情報システムの構成と関連規程について

環境局の情報システムは、以下の（表 19-1）で示すとおり 46 のシステムで構成される。

（表 19-1）環境局情報システムの構成

項番	システム名	導入時期 (年)	利用人数 (名)	外部支出費用 (万円) (注)
1	会議室予約システム	2001	1	局
2	公害苦情処理情報システム	1989	1	—
3	環境局ホームページ管理（情報提供）	1990	20	3,662
4	環境情報管理システム（基盤部分）	1982	2	局
5	図書管理システム	1996 以前	1	420
6	エネルギー環境計画書システム	2005	8	19,010
7	地球温暖化対策都庁プランシステム	2005	30	6,167 (運用 NO.6)
8	地球温暖化対策報告書システム	2010	8	開発、保守 NO.7 運用 NO.6
9	フロン類回収業者管理システム	2006	3	局
10	地球温暖化対策計画書システム	2005	10	NO.6
11	総量削減義務と排出量取引システム	2011	15	12,400
12	東京都地域冷暖房事業計画制度システム	1996 以前	8	NO.6
13	建築物環境計画書システム	2005	8	2,509 (保守、運用 NO.6)
14	アセスメント進捗管理システム	1992	10	1,088
15	地域におけるエネルギー有効利用計画システム	2010	8	開発 NO.13 保守、運用 NO.6
16	大気規制業務支援システム	1990	13	—
17	低 NOx 低 CO2 認定機器管理システム	2008	1	93
18	航空機騒音情報処理システム	1984	4	1,207
19	大気汚染常時監視システム	1970 以前	10	26,510
20	光化学注意 FAX システム	1998	10	2,440

項番	システム名	導入時期 (年)	利用人数 (名)	外部支出費用 (万円) (注)
21	PRTR 登録システム	2001	7	国
22	土壌・地下水汚染情報管理システム	2004	15	2,997
23	VOC 連続測定装置リモートメンテナンス	2008	3	1,166
24	高圧ガス・液化石油ガス免状交付台帳システム	2001	5	局
25	第一種電気工事士免状交付台帳システム	2001	5	局
26	LP ガス取締りシステム	1988	2	国
27	高圧ガス販売事業所名簿	2000	8	局
28	火薬類譲受許可台帳管理システム	1990	3	830
29	電気工事業者管理システム (旧登録電気工事業者情報管理システム)	1997	3	198
30	道路交通騒音振動統計処理システム	1984	1	—
31	面的評価支援システム	2005	1	—
32	違反ディーゼル車取締システム	2003	53	—
33	自動車環境管理システム (計画書制度)	2008	52	1,587
34	東京都 PM 減少装置装着補助金システム	2003	6	267
35	環境保全資金融資利子補給金計算システム	1977	6	3,190
36	ディーゼル車特別融資利子補給金計算システム	1977	6	NO.35
37	NOx・PM 法買換え特別融資利子補給金計算システム	2005	6	—
38	自然環境情報 GIS システム	2005	10	—
39	土木積算システム	1980	21	263
40	緑化計画書システム	2005	4	NO.6
41	環境水質測定データ処理システム	1984	4	503
42	水質規制業務システム	1984	9	1,050
43	浄化槽設置登録管理システム	2007	6	887
44	自動車リサイクル法業者情報管理システム	2004	2	172
45	産業廃棄物処理業者管理システム	1990	43	819
46	東京都 PCB 管理システム	2003	5	578

(注) 外部支出費用については、開発費に加え、月額や年額で支出経費の報告を受けたシステムに関して、5年間利用する想定のもと、今の契約条件が不変との前提をおいた上でかかる金額を算定した(例：開発費＋(保守費＋運用費)/年×5年間)。ただし、保守費、運用費がかからないものは、開発費のみ計上した。局が作成・運営しているシステムは「局」、国が作成・運営しているシステムを利用している場合には「国」、金額の確認が出来なかったシステムは「—」として金額は記入していない。また、開発、保守、運用の契約において複数のシステムをまとめて委託している場合は、主たるシステムに合算して計上し、また計上先の番号を記載した。

上記 46 システムは 5 年を超え、長期に亘り利用されているものが大半を占めるが、当該システムに関する文書が廃棄され、システム導入時期や外部支出費用の金額が確認できないものがあった。この点、環境局によるとシステムに関する文書については、都の文書管理規則では重要度の高い文書においても保存期間は最長で 5 年と定められており、当該規則に則り廃棄しているため保存期間を超えたシステムに関する文書はシステム設計書を含めて残っていないとの説明を受けた。

情報システムに関する各種情報の管理は、システムの導入経緯や規模、設計思想、提供される機能、操作方法等の情報を導入当初から時を超えて関係者に受け継ぐために必要不可欠なものである。少なくともシステム導入時期や外部支出費用の金額等の基本的な情報はシステムの規模や利用期間を把握するために必要な情報であるため、それらの情報は適宜把握しておくことが望まれる。

また、これらシステムは開発時期や規模、開発業者等が異なるが、環境局の情報システム全体として、一定水準以上の品質を確保し、効率的に推進するためには、システム開発や運用保守における手続きや、システム利用におけるセキュリティ確保といった項目について、基準を定め、その基準に準拠した取組が望まれる。

この点、環境局の情報システムに関連する規程は、以下の（表 19-2）に示すとおり策定されているが、定期的な見直しがなされていない結果、現在の情報システム環境に対応していないものがあり、現行の環境局の情報システムを推進するための規程の整備状況として十分といえるものではない。

（表 19-2）環境局の情報システムに関連する規程

文書名	制定(改定)年
東京都電子情報処理規程	平成 23 年
環境局電子情報処理規程	平成 19 年
東京都情報セキュリティ基本方針	平成 19 年
東京都情報セキュリティ対策基準	平成 21 年
東京都環境局情報管理システムセキュリティ実施基準	平成 14 年

環境局の情報システムが準拠すべき規程のうち、システム開発やシステム導入後における運用保守について準拠すべき中心となる規程は環境局電子情報処理規程（以下「環境局情報処理規程」という。）であり、一方、情報システム利用時におけるセキュリティについて準拠すべき中心となる規程は東京都環境局情報管理システムセキュリティ実施基準（以下「環境局セキュリティ実施基準」という。）である。

## (2) 環境局情報処理規程の改定について

環境局では、平成9年4月に、東京都電子情報処理規程に基づき実施された情報システムのシステムアセスメント評価において、「個々の処理は大きなものがなく独立しているにもかかわらず汎用機での処理が行われていたため、処理の分散化とダウンサイジングを行い、処理効率のよい情報の活用しやすいシステムへの転換を図るべきである」との改善提案を受けた。これを踏まえ、環境局では汎用機を廃止し処理を分散化、運用経費の低減と処理の効率化を図るという基本方針を打ち出し、ダウンサイジングや統廃合を進めた結果、現在のシステム構成となっている。

環境局情報処理規程は、環境局情報システムが汎用機でシステム開発や運用が行われていた時に規定されたもので、汎用機で一元的にシステムの開発や運用が行われることを前提としているため、利用する部門が新たな施策や事業の発足に基づきシステム開発や運用が行われる現行の情報システム形態には対応しておらず、情報システム全体として効率性を欠く恐れがある。

システム開発やシステム導入後における運用保守について準拠すべき基準が適宜改定されず、情報システムの実態と乖離しているような状況であれば、(5)以下に述べるように情報システム全体の品質と効率性に悪影響を及ぼす恐れがある。環境局情報処理規程を早急に見直し、現行の情報システムに対応させるよう検討されたい。

### 指 摘(1-6) 環境局情報処理規程の改定について

環境局の情報システムが準拠すべき規程のうち、システム開発やシステム導入後における運用保守について準拠すべき中心となる規程は環境局電子情報処理規程(以下「環境局情報処理規程」という。)である。

環境局情報処理規程は、環境局情報システムが汎用機でシステム開発や運用が行われていた時に規定されたもので、情報管理部門(環境政策部)の主導のもと、汎用機で一元的にシステム開発や運用が行われることを前提としているため、利用する部門が新たな施策や事業の発足に基づきシステム開発等が行われる現行の情報システム形態には対応しておらず、情報システム全体として効率性を欠く恐れがある。

システム開発やシステム導入後における運用保守について準拠すべき基準が適宜改定されず、情報システムの実態と乖離しているような状況であれば、情報システム全体の品質と効率性に悪影響を及ぼす恐れがある。環境局情報処理規程を早急に見直し、現行の情報システムに対応させるよう検討されたい。

### (3) 環境局セキュリティ実施基準の改定について

環境局セキュリティ実施基準は東京都情報セキュリティ基本方針（以下「セキュリティ基本方針」という。）と東京都情報セキュリティ対策基準（以下「セキュリティ対策基準」という。セキュリティ基本方針とセキュリティ対策基準を併せて「セキュリティポリシー」という。）を制定の根拠としているが平成14年8月に制定された後、現在に至るまで一度も改定されていない。

都においては、平成18年度から平成20年度までの3か年計画で「情報セキュリティ事故ゼロ」を目標とし、平成19年度にはセキュリティ対策基準を全面改正している。このように環境局セキュリティ実施基準制定の基礎となった都の規程類に変化があったにも係らず環境局セキュリティ実施基準は改定されず、都の規程との間で整合がとれていないところがある。

加えて平成14年8月以降、現在に至る9年間でインターネット網の発達等、情報システムを取り巻く環境は大きく変化しており、サイバー攻撃を初めとした比較的新しい情報セキュリティリスクに対して有効に機能していないところがある。

上述の平成19年度に行われた都のセキュリティ対策基準の全面改正では、全庁的な規程であるセキュリティポリシーに基づき、局における各情報システム等の情報セキュリティ実施手順を定めることとされており、情報セキュリティ責任者が当該情報セキュリティ実施手順の作成及び維持・管理を行うこととされている。

現在、環境局においては、情報システムを運用する部署で、都のセキュリティポリシーを踏まえ、情報システムごとの情報セキュリティ実施手順の策定を進めているとのことであるが、新たな情報セキュリティリスクも考慮に入れ、できるだけ早期に対応されたい。また、都の規程の改定があった場合には、それと整合が取れるよう適宜見直しを行われたい。



#### 指 摘（１－７）環境局セキュリティ実施基準の改定について

環境局セキュリティ実施基準は東京都情報セキュリティ基本方針（以下「セキュリティ基本方針」という。）と東京都情報セキュリティ対策基準（以下「セキュリティ対策基準」という。セキュリティ基本方針とセキュリティ対策基準を併せて「セキュリティポリシー」という。）を制定の根拠としているが平成 14 年 8 月に制定された後、現在に至るまで一度も改定されていない。

都においては、平成 19 年度にはセキュリティ対策基準を全面改正しているが、環境局セキュリティ実施基準は改定されず、都の規程との間で整合がとれていないところがある。

上述の平成 19 年度に行われた都のセキュリティ対策基準の全面改正では、全庁的な規程であるセキュリティポリシーに基づき、局における各情報システム等の情報セキュリティ実施手順を定めることとされており、情報セキュリティ責任者が当該情報セキュリティ実施手順の作成及び維持・管理を行うこととされている。

現在、環境局においては、情報システムを運用する部署で、都のセキュリティポリシーを踏まえ、情報システムごとの情報セキュリティ実施手順の策定を進めているとのことであるが、新たな情報セキュリティリスクも考慮に入れ、できるだけ早期に対応されたい。また、都の規程の改定があった場合には、それと整合が取れるよう適宜見直しを行われたい。

#### （４）環境局セキュリティ実施基準で定めるセキュリティ評価の実施について

環境局セキュリティ実施基準は、都のセキュリティポリシーに基づき、環境局におけるより実効的な情報セキュリティの基準として定められたものである。

そのような制定の経緯を持つ環境局セキュリティ実施基準には、セキュリティ管理者である部長や所長が自主的、計画的にセキュリティ内部評価を実施すること、またセキュリティ主管者たる環境局長がセキュリティ評価結果や事故等の発生状況等を踏まえ、必要に応じ実施基準の見直しを行う旨の規定がある。この点、これまで各職場において情報セキュリティに関する自己点検は実施されているが、セキュリティ内部評価については実施されていない。

本年度は、環境局セキュリティ実施基準の上位規程である都のセキュリティポリシーを踏まえて、環境局長を委員長とする情報セキュリティ委員会において了承された監査計画に基づき、利用者が多く重要度の高いシステムを対象として、局内で外部講師による監査要員養成研修も実施し、内部監査を行っているとのことである。今後も、毎年度、計画的に情報セキュリティに関する内部監査や自己点検を実施するとともに、その監査結果を検証し、必要に応じて環境局におけるセキュリティ規程の見直しも行われたい。

## 指 摘（１－８）環境局セキュリティ実施基準で定めるセキュリティ評価の実施について

環境局セキュリティ実施基準は、都のセキュリティポリシーに基づき、環境局におけるより実効的な情報セキュリティの基準として定められたものである。

そのような制定の経緯を持つ環境局セキュリティ実施基準には、セキュリティ管理者である部長や所長が自主的、計画的にセキュリティ内部評価を実施すること、またセキュリティ主管者たる環境局長がセキュリティ評価結果や事故等の発生状況等を踏まえ、必要に応じ実施基準の見直しを行う旨の規定がある。この点、セキュリティ内部評価については実施されていない。

毎年度、計画的に情報セキュリティに関する内部監査や自己点検を実施するとともに、その監査結果を検証し、必要に応じて環境局におけるセキュリティ規程の見直しも行われたい。

### （５）環境局情報システムの品質と効率性について

環境局の情報システムは、（表 19-1）で示すとおり、46 のシステムで構成される。かつては汎用機で一元的にシステム開発や運用が行われていたが、処理の分散化とダウンサイジングを行ったことを契機とし、またシステムを利用する部門が新たな施策や事業の発足に基づき開発を行うため、開発時期や規模、開発業者等が異なるシステムが導入されている。

システムが増加することにより、事業者への委託を行っている場合は、導入後の維持コストがシステムに比例して発生する等の問題が生じる恐れがある。また、システムごとに開発規模、開発時期、開発方法や開発ベンダーが異なる場合にはシステム間における品質にばらつきが生じやすく、システム全体として品質が低下する恐れもある。

これらの問題はかつて情報管理部門が主導してシステムを構築していた汎用機の時代とは異なり、処理を分散化したことに加え、システムを利用する部門が新たな施策や事業の発足に基づき提案し、パッケージシステムを導入したり、新たなシステムを構築するようになったことに起因する。この点について、環境局情報処理規程第 3 条には、情報システム全体としての品質と管理の効率性を向上させるため、情報管理部門が情報処理計画の立案、技術指導や援助、局の電子情報処理の総合調整に努めることと定められている。

## 環境局情報処理規程（体制及び機能部分の抜粋）

（電子情報処理の体制）

第2条 局の電子情報処理は、情報管理部門と部（多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所を含む。以下同じ）が行う。

2 情報管理部門は環境政策部とする。

（情報管理部門の機能）

第3条 情報管理部門の電子情報処理についての機能は、次の各号に定めるものとする。

- （1）電子情報処理の計画の立案に関すること。
- （2）電子情報処理に係る技術指導、援助及び要員の育成に関すること。
- （3）電子情報処理の評価に関すること。
- （4）情報管理部門に設置する電子計算機、ネットワークの運用及び管理に関すること。
- （5）局全体に係るシステム設計、プログラム作成、データ作成及び機械処理に関すること
- （6）その他、局の電子情報処理の総合調整に関すること。

（部の機能）

第4条 部の電子情報処理についての機能は、次の各号に定めるものとする。

- （1）システム設計に関すること。
- （2）プログラム作成に関すること。
- （3）データ作成に関すること。
- （4）機械処理に関すること。
- （5）部に設置する電子計算機の運用及び管理に関すること。

しかし現状において、情報管理部門では、規程で定めるような業務は十分にできているとはいえない。今後は、情報管理部門が各システムの利用部門に対して、システムの開発や運用に関する一層の技術指導、援助等を行うとともに、情報システム全体における調整役としての機能強化に努められたい。

また、情報処理規程第7条には環境局の電子情報処理を効率的、統一的に推進し、環境保全業務に関し重要なデータを適切に管理するため、毎年度の情報管理計画を策定する旨の規定がある。

## 環境局情報処理規程（情報管理計画部分の抜粋）

### （電子情報管理計画）

第7条 環境政策部長は、局の電子情報処理を効率的、統一的に推進し、また、環境保全に関し重要なデータに係る委託処理（以下「重要データ処理」という。）を適切に管理するため、毎年度の電子情報管理計画（以下（管理計画）という。）を策定する。

2 部長は、電子情報処理もしくは重要データ処理（以下「計画事業」という。）を行おうとする場合は、管理計画に基づいて実施しなければならない。

### （管理計画の内容）

第9条 管理計画には、次に掲げる事項を記載する。

- （1）電子計算機の新設、廃止及び変更
- （2）システム設計、プログラム作成、データ作成、機械処理の電子情報処理を含む委託事業
- （3）職員が機械処理する業務で、重要なもの
- （4）重要データ処理
- （5）その他、電子情報処理を含む事業

このような情報管理計画は、策定するための調査の過程で重要性並びに利用率の低いシステムが把握でき、システムの統廃合の可能性やシステム間で共通化できる機能が判明する等、情報システム全体の最適化につながり、業務処理時間の短縮や運用コスト等の削減のための有用な情報となる。また、これらの情報はシステム投資に対する適正性を事後的に判断するために有用な情報となる。

現在、環境局で運用しているシステムは、比較的規模が小さいものを含め数多くあり、運用等のコストも差がある状況だが、情報システム全体に対する情報管理計画なくして最適なシステム構築や運用管理は容易ではない。

システム開発は、新たな施策や事業の発足に基づき利用部門が提案し行っているとのことだが、局全体としての最適なシステム構築等のために必要な情報管理計画についても環境局においては作成されていないため、早急に作成されたい。

#### 意見（1-15）環境局情報システムにおける情報管理部門の役割について

環境局情報システムは46のシステムにより構成される。かつては汎用機で一元的にシステム開発や運用が行われていたが、処理の分散化とダウンサイジングを行ったことを契機とし、またシステムを利用する部門が新たな施策や事業に基づきシステム導入を行った結果、少人数で利用するシステムが存在している。システムの増加により、事業者への委託を行っている場合は、システム導入後の維持コストがシステム数に比例して発生する等、効率性に係る問題が生じる恐れがある。また、システム間における品質にばらつきが生じやすく、結果としてシステム全体の品質が低下する恐れがある。

この点について、環境局情報処理規程には、情報システム全体としての品質と管理の効率性を向上させるため、情報管理部門が情報処理計画の立案、技術指導や援助、局の電子情報処理の総合調整に努めることが定められている。

しかし現状において、情報管理部門では、規程で定めるような業務は十分にできているとはいえない。今後は、情報管理部門が各システムの利用部門に対して、システムの開発や運用に関する一層の技術指導、援助等を行うとともに、情報システム全体における調整役としての機能強化に努められたい。

また、情報システムに関する各種情報の管理について、システム導入時期や外部支出費用の金額が確認できないものがあった。この点、局の説明によると都の文書管理規則により保存期間を超えたシステムに関する文書（最長5年）はシステム設計書を含めて原則廃棄しているとのことであるが、システム導入時期や外部支出費用の金額等の基本的な情報はシステムの規模や利用期間を把握するために必要な情報であるため、適宜把握しておくことが望まれる。

#### 指摘（1-9）情報管理計画について

情報処理規程には、環境政策部長が環境局の電子情報処理を効率的、統一的に推進し、環境保全業務に関し重要なデータを適切に管理するため、毎年度情報管理計画を策定する旨の規定がある。

このような情報管理計画は、策定するための調査の過程で、重要性並びに利用率の低いシステムが把握でき、システムの統廃合の可能性やシステム間で共通化できる機能が判明する等、情報システム全体の最適化につながり、業務処理時間の短縮や運用コスト等の削減のための有用な情報となる。また、これらの情報はシステム投資に対する適正性を事後的に判断するために有用な情報となる。

現在、環境局で運用しているシステムは、比較的規模が小さいものも含め数多くあり、運用等のコストも差がある状況だが、情報システム全体に対する情報管理計画なくして最適なシステム構築や運用管理は容易ではない。

システム開発は、新たな施策や事業の発足に基づき利用部門が提案し行っているとのことだが、局全体としての最適なシステム構築等のために必要な情報管理計画についても環境局においては作成されていないため、早急に作成されたい。

(6) 平成 22 年度に実施されたホームページの更新及び保守委託について

環境局のホームページにリンクされているホームページの更新及び保守委託案件のうち、平成 22 年度の本庁契約台帳より 2 件を以下の(表 19-3)に示すとおり選定し、当該案件について契約書と決裁文書入手し、委託実施状況の確認を実施した。

(表 19-3) ホームページの更新及び保守委託

契約件名	契約金額
平成 22 年度「緑の東京募金」 ホームページ更新及び保守委託	873 千円
平成 22 年度「ECO-TOP プログラム」運営保守	957 千円

両契約とも、委託業者が用意したホームページ上でサービスを提供する形態を取り、ホームページ上で展開されるコンテンツの更新から運営保守に至るまで委託業者に業務を委ねている。一方で、環境局ではコンテンツの更新に係る指示や定期的に作業報告書入手し委託業者の作業内容の確認を行っている。このようなホームページの更新作業においても、通常システム開発の手順と同じく、開発環境の中でホームページの更新作業を行い、検証環境の中で更新結果の確認を行い、問題がなければ正規のホームページ上に展開するという手順を経ることが必要である。開発環境や検証環境で展開されるホームページの内容は、更新途中のいわば不完全な情報を伴うものであるため、関連する環境局職員や委託業者以外の者からの閲覧は禁止されるべきものであり、その取扱いには特に細心の注意を払わなければならない。

しかしながら、上記 2 案件のうち公開を前提としている「緑の東京募金」の内容が、検証環境において、インターネットに接続可能な者であれば全員が閲覧可能な状態となっていることが監査期間中に判明した。検証環境で閲覧できるコンテンツは正式にホームページにおいて公開する前の内容であるため誤って閲覧した者に対し誤認させる可能性があった。

この問題は事象発見後直ちに改善されたが、今後類似の事象を防止するよう、コンテンツ更新確認の場である検証環境に対する閲覧を制限するためパスワードを設けることや検証環境そのものをインターネットから隔離する等の措置を講ずる

ことをホームページの管理運営に関して改めて徹底されたい。

ホームページの更新作業から運用保守までを委託業者が実施するような本案件について、契約時、委託業者への業務要件に係る仕様書が交わされ、情報の保管・管理、委託先管理、著作権等に係る要件についても「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」が準用されている。しかしながら、委託業者が実施する更新作業や運用保守に関する具体的な手法等について環境局の管理運営が不十分であり、委託業者の作業内容の確認は委託業者から報告される内容による確認しか行っていなかったことから上記のような問題が発生したものと考えられる。

委託業者が用意したホームページ上でのことであつたとしても、コンテンツの内容は環境局に帰すべきものであり、仮に個人情報を含む重要な情報を不完全な状態で流出させた場合は、環境局の責において対処しなければならない。

ホームページによる情報発信は今後ますます増加するだろうが、情報漏洩につながるような問題を早期に発見できるよう、環境局職員による主体的なモニタリング体制を強化されたい。

#### 指 摘（１－１０）ホームページの管理運営について

公開を前提としている「緑の東京募金」の内容が、検証環境において、インターネットに接続可能な者であれば全員が閲覧可能な状態となっていることが監査期間中に判明した。検証環境で閲覧できるコンテンツは正式にホームページにおいて公開する前の内容であるため誤って閲覧した者に対し誤認させる可能性があつた。

この問題は事象発見後直ちに改善されたが、今後類似の事象を防止するよう、コンテンツ更新確認の場である検証環境に対する閲覧を制限するためパスワードを設けることや検証環境そのものをインターネットから隔離する等の措置を講ずることをホームページの管理運営に関して改めて徹底する必要がある。

#### 指 摘（１－１１）職員による主体的なモニタリング体制の強化について

ホームページの更新作業から運用保守までを委託業者が実施するような本案件について、契約時、委託業者への業務要件に係る仕様書が交わされ、情報の保管・管理、委託先管理、著作権等に係る要件についても「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」が準用されている。しかしながら、委託業者が実施する更新作業や運用保守に関する具体的な手法等について環境局の管理運営が不十分であり、委託業者の作業内容の確認は委託業者から報告される内容による確認しか行っていなかったことから、指摘（１－１０）にあるとおり「緑の東京募金」における検証環境の取扱い不備のような問題が発生したものと考えられる。

委託業者が用意したホームページ上でのことであっても、コンテンツの内容は環境局に帰すべきものであり、仮に個人情報を含む重要な情報を不完全な状態で流出させた場合は、環境局の責において対処しなければならない。

ホームページによる情報発信は今後ますます増加するだろうが、情報漏洩につながるような問題を早期に発見できるよう、環境局職員による主体的なモニタリング体制を強化されたい。

(7) 平成 22 年度に実施された情報システム改修委託に係る成果物について

環境局の情報システムの改修委託案件のうち、平成 22 年度の本庁契約台帳より参考となる契約書と検査調書を手に入れ、検収業務内容を確認した。

都の検収業務は、(表 19-4) に示すとおり地方自治法によって定められた検査員検査の法令に基づき実施されている。法令によれば、検査員検査は契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行われなければならない旨が定められており、都の検収はこの定めに従って行われている。その中でも、とりわけ情報システムの改修については、当該検査をより一層高めるために、以下に述べる情報システムを改修する一般的な段階において作成される成果物を基に実施されることが望まれる。

(表 19-4) 検査員検査の根拠法令と内容 (一部抜粋)

根拠となる法令	内容
検査の法的位置付け 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項	普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
検査の方法 地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項	地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行われなければならない。

情報システムを改修する一般的な手順の分類として、業務要件を定義するフェーズ、業務要件をシステム上で実現するための設計書を作成するフェーズ、設計書に基づいたプログラムを作成するフェーズ、プログラムの実行結果をテストするフェーズがある。各フェーズで求められる成果物の関係は (表 19-5) に示すとおりである。



(表 19-5) 情報システムの改修手順と求められる成果物

改修手順	成果物 (一例)
要件定義フェーズ	仕様書・要件定義書等
システム設計フェーズ	概要設計書・詳細設計書等
プログラミングフェーズ	ソースプログラム・プログラム設計書等
テストフェーズ	テスト仕様書・テスト結果報告書等

その点、都の情報システムに関する契約においては、契約準備にあたり、総務局において標準的な仕様書を参考例示しており、その中で委託内容等を踏まえ、過大な経費を掛けることのないよう配慮しながら、テスト仕様書やテスト結果報告書等を成果物として求めることが望ましいとしている。

情報システムの開発・再構築を行う場合には、金額の多寡にかかわらず、予算要求及び委託契約の両方の段階において、総務局への協議が義務付けられている。一般的な改修など開発・再構築以外のシステムに関連するものについても、予算要求の段階で総務局へ協議し、委託契約にあたり、予定価格が300万円以上の場合には、同様に協議が義務付けられている。

標準的な仕様書の活用についても、委託契約の段階で協議を要するものは総務局との協議の中で確認されている。しかし、基本的には協議を要しない契約も含め、各局でその活用の是非について判断することとなっている。

一例を挙げると、契約件名「産業廃棄物処理業者等管理システム改修委託（契約金額2,940千円）」については、業務仕様書上でテスト仕様書やテスト結果に関する報告書を成果物として求めている。

局の説明によると、本件は簡易な改修であるためテスト仕様書やテスト結果がなくとも改修項目が確認できるとの理由により、テスト仕様書やテスト結果を成果物として求めないとしている。しかし、当該システムの改修業務を実施することを決定した文書にその理由等を明示していない。

当該仕様書の活用にあたっては、委託内容等を踏まえその是非を判断することとなっているが、可能な限りテスト仕様書やテスト結果報告書等を成果物として求めることが望ましく、それらを求めないと判断した場合はその理由等を明らかにしておく必要がある。

今後は情報システムの改修委託に関する成果物として、テスト仕様書や結果報告を求めないと判断した場合はその理由等を明らかにされたい。

意見（1-16）情報システム改修委託に係る成果物について

都の情報システムに関する契約においては、契約準備にあたり、総務局において標準的な仕様書を参考例示しており、その中で委託内容等を踏まえ、過大な経費を掛けることのないよう配慮しながら、テスト仕様書やテスト結果報告書等を成果物として求めることが望ましいとしている。

そのような中、契約件名「産業廃棄物処理業者等管理システム改修委託（契約金額 2,940 千円）」については、業務仕様書上でテスト仕様書やテスト結果に関する報告書を成果物として求めておらず、当該システムの改修業務を実施することを決定した文書にその理由等を明示していなかった。

局の説明によると、本件は簡易な改修であるためテスト仕様書やテスト結果がなくとも改修項目が確認できるとの理由により、テスト仕様書やテスト結果を成果物として求めなかったとしている。しかし、当該システムの改修業務を実施することを決定した文書にその理由等を明示していない。

当該仕様書の活用にあたっては、委託内容等を踏まえその是非を判断することとなっているが、可能な限りテスト仕様書やテスト結果報告書等を成果物として求めることが望ましく、それらを求めないと判断した場合はその理由等を明らかにしておく必要がある。

今後は情報システムの改修委託に関する成果物として、テスト仕様書や結果報告を求めないと判断した場合はその理由等を明らかにされたい。

#### （8）環境局から公社に委託された情報発信業務について

環境局からの委託事業である産業廃棄物処理技術等高度化促進事業（契約金額：8,610 千円、精算金額：6,667 千円）は、東京都廃棄物処理計画に掲げた目標を達成するため、①個々の産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）の施設や処理状況、排出先に応じた助言及び情報提供を行う相談事業と②廃棄物処理及びリサイクルに関する情報を発信し、排出事業者や処理業者が適正処理を行うための判断材料を提供する情報発信業務を一体的に実施する業務である。

このうち、情報発信業務は「産業廃棄物処理技術等情報サイト」のホームページの作成と、月 2 回程度のメールマガジンにより情報発信する業務である。

情報発信業務のうち、メールマガジンの登録者が当初想定した 100 件以上に対して 30 件程度と少なかったことから、環境局と協議した結果、メールマガジンを発行しないこととしている。

その際、契約金額については、本業務の中で最も経費が必要な掲載情報の作成は終了しており、一方で、未終了のメールマガジンの発信作業については積算上は

とんど影響しない金額であったことから、合意の上、契約金額の見直しを行わなかった。

契約について、当初想定した仕様の内容を実施しない場合は、契約金額の変更の可否を検討し、その経緯を残すようにする必要がある。

指 摘（１－１２）環境局から公社に委託された情報発信業務について

産業廃棄物処理技術等高度化促進事業（契約金額：8,610千円、精算金額：6,667千円）は、①産業廃棄物処理業者に助言及び情報提供を行う相談事業と②廃棄物処理及びリサイクルに関する情報発信業務を一体的に実施する業務である。

情報発信業務のうち、メールマガジンの登録者が当初想定した100件以上に対して30件程度と少なかったことから、環境局と協議した結果、メールマガジンを発行しないこととしている。

その際、契約金額については、本業務の中で最も経費が必要な掲載情報の作成は終了しており、一方で、未終了のメールマガジンの発信作業については積算上ほとんど影響しない金額であったことから、合意の上、契約金額の見直しを行わなかった。

契約について、当初想定した仕様の内容を実施しない場合は、契約金額の変更の可否を検討し、その経緯を残すようにする必要がある。

## 20 環境局における危機管理体制の見直しについて

### (1) 地方公共団体におけるリスクマネジメントの必要性について

地方公共団体におけるリスクマネジメントの必要性については、総務省において「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会（最終報告書）」による議論が行われているほか、同じく総務省より公表された「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」の中でも「地方公共団体の果たすべき役割が今後拡大していくことが見込まれる中で、その事務の適法性、効率性、有効性等をこれまで以上に確保するためには、リスクを予防し、抑制することが重要であり、その観点から、まずは地方公共団体の内部統制体制の整備を図ることが必要である。」と発言されている。今後、民間企業における会社法及び金融商品取引法対応の取組を参考に、地方公共団体においても内部統制システムの構築が求められることが想定される。

全庁的なリスク管理体制の構築においては、首長のもと、全庁的な視点で基本方針の策定やルールづくりを行い、各部局は基本方針を具体化し、リスク対応を行うこととなる。

環境局としては、現状の枠組みの中で出来ることとして「突発の事故、事件に伴う対応」、「水質事故、光化学スモッグ注意報発令への対応」、「個人情報保護・情報セキュリティに関する事故対応」等の事件・事故対応、自然災害や重大事故等の「災害発生時の対応」などの個別の事象について予め手続きを定めて取り組んでいるところである。

### (2) 環境局における危機管理マニュアルの改定等について

都では、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画である都政のBCP（事業継続計画）を定めている。

環境局では「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」（平成20年11月策定）に対応するBCPマニュアルとして「環境局危機管理マニュアル（震災編）」及び「非常時優先業務一覧」を挙げているが、「環境局危機管理マニュアル（震災編）」は、策定年月が平成19年3月となっており、「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」よりも前に策定されたものである。つまり、「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」策定後約3年間、「環境局危機管理マニュアル（震災編）」は改定がなされていない。しかし「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」において「各局は、発災時に非常時優先業務を確実に遂行するため、都

政の BCP に基づき、非常時優先業務の目標復旧時間ごとに整理したマニュアルを作成する。」とあり、この規定に基づいて環境局では速やかに「都政の BCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」に基づいて現行の危機管理マニュアルを見直すべきであった。具体的には、「都政の BCP（東京都事業継続計画）＜新型インフルエンザ編＞」策定後に策定された「BCP（新型インフルエンザ編）（環境局危機管理マニュアル（新型インフルエンザ対策編）」の「第 5 章 人員計画と業務区分」で規定されているような、限られたリソースでどのように優先業務を継続させるかという計画を盛り込む必要があると言える。

また、出先機関の一つである廃棄物埋立管理事務所においては、「廃棄物埋立管理事務所危機管理マニュアル」が策定されているが、あくまでも災害発生時の初動体制を中心とした内容となっており、非常時優先業務の復旧に必要なリソースや目標復旧時間内での復旧手順を記載したマニュアルにはなっていない。さらに、廃棄物埋立管理事務所の所在する環境局中防合同庁舎（以下「中防合同庁舎」という。）は、津波の被害を受ける恐れのある立地であるが、避難場所は中防合同庁舎南側駐車場となっており、津波が来る場合の避難場所については明記されていない。環境局の危機管理マニュアルの見直しに合わせて「廃棄物埋立管理事務所危機管理マニュアル」についても見直しを検討されたい。

東京都環境科学研究所については、現行の「環境局危機管理マニュアル（震災編）」が公社への移管前に策定されており、災害対策本部の設置や職員への給食など、都の組織を前提とした手順となっているため、環境局としては、公社移管後は公社としての危機管理マニュアルを策定するよう公社に指導すべきであった。

環境局によると東日本大震災を受けて、総務局で「都政の BCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」の改定作業を進めており、これにあわせて局内マニュアルを見直す予定とのことなので、総務局による見直し後に迅速に対応されたい。

意見（1-17）環境局における危機管理マニュアルの改定等について

「環境局危機管理マニュアル（震災編）」は、策定年月が平成19年3月となっており、「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」（平成20年11月策定）よりも前に策定されたものであり、「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」策定後約3年間、「環境局危機管理マニュアル（震災編）」は改定がなされていない。環境局では速やかに「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」に基づいて現行の危機管理マニュアルを見直すべきであった。

また、出先機関の一つである廃棄物埋立管理事務所においては、「廃棄物埋立管理事務所危機管理マニュアル」が策定されているが、あくまでも災害発生時の初動体制を中心とした内容となっており、「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」に対応したマニュアルにはなっていない。

東京都環境科学研究所については、現行の「環境局危機管理マニュアル（震災編）」が公社への移管前に策定されており、災害対策本部の設置や職員への給食など、都の組織を前提とした手順となっているため、環境局としては、公社移管後は公社としての危機管理マニュアルを策定するよう公社に指導すべきであったと考える。

早急に「環境局危機管理マニュアル（震災編）」を改定するとともに出先機関における危機管理マニュアルについても見直しを検討されたい。

### （3）環境局における危機管理マニュアルに係る教育・訓練の実施について

「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」において「各局は、マニュアルに沿った教育・訓練計画を毎年策定し実施する。」と定められているが、環境局においては、局独自の教育・訓練計画は策定されていない。

実施された教育は、「環境局危機管理マニュアル（震災編）」等を局内専用ホームページ上で常時掲示しているのみである。訓練については、「東京都高圧ガス防災訓練」を毎年実施しているほか、総務局が実施する総合防災訓練、自衛消防訓練等への参加と幹部職員を対象とした「環境局緊急連絡訓練」を実施しているが、危機管理マニュアルに沿った教育・訓練が十分に実施されているとは言えない。「環境局緊急連絡訓練」は、幹部職員の緊急連絡先として携帯電話のメールアドレスを追加したことに伴い、携帯電話のメールアドレス宛てに一斉メールを送信するという内容であり、緊急連絡網や関係機関との緊急連絡に関する訓練ではない。

環境局においては、危機管理マニュアルの見直しに伴い、局としてのマニュアルに沿った教育・訓練計画を策定するとともに、計画に基づく教育・訓練を実施し、必要に応じて教育・訓練の結果を受けて危機管理マニュアルを見直すなど、継続的な取組を実施されたい。

意見（１－１８）環境局における危機管理マニュアルに係る教育・訓練の実施について

「都政の BCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」において「各局は、マニュアルに沿った教育・訓練計画を毎年策定し実施する。」と定められているが、環境局においては、高圧ガス防災訓練を毎年実施しているものの、総務局の実施する訓練への参加が中心で、局独自の教育・訓練計画は策定されておらず、マニュアルに沿った教育・訓練も十分に実施されているとは言えない。

環境局においては、危機管理マニュアルの見直しに伴い、局としてのマニュアルに沿った教育・訓練計画を策定するとともに、計画に基づく教育・訓練を実施し、必要に応じて教育・訓練の結果を受けて危機管理マニュアルを見直すなど、継続的な取組を実施されたい。

#### （４）公社との危機管理体制の連携の強化について

公社は、都の監理団体として、都及び区市町村等の環境施策に協力して、廃棄物処理等の環境の保全に関する事業等を行っており、区部における廃棄物の中間処理施設や最終処分場の管理運営という重要な役割を担っている。

したがって、大規模地震等の災害発生時において公社が果たすべき役割は大きく、環境局は災害発生時の事業継続に際して、公社と連携して復旧にあたる必要がある。

しかしながら、公社においては、これまで公社全体としての BCP（震災編）や危機管理マニュアルを策定しておらず、東日本大震災の発生を受けて現在公社において検討中とのことである。公社の危機管理マニュアル策定の際には、環境局の危機管理マニュアルの見直し内容が反映される必要があるため、環境局と公社の間で整合性が取れるように留意すべきである。また、公社へのヒアリングの際に、震災発生時におけるがれき処理などの段取り等について、都とシミュレーション等を行ったことがあるか確認したところ、特にそのような事実はなかった。

環境局は監理団体である公社に対して、災害発生時における危機対応を含めた全社的なリスク管理体制の構築について指導するとともに、災害発生時における事業継続について、シミュレーションや訓練を合同で実施するなど、公社と連携した危機管理体制の強化を図られたい。

#### 意見（1-19） 公社との危機管理体制の連携の強化について

公社は、都の監理団体として、都の区部における廃棄物の中間処理施設や最終処分場の管理運営という重要な役割を担っており、環境局は災害発生時の事業継続に際して、公社と連携して復旧にあたる必要がある。

しかしながら、公社においては、公社全体としての BCP（震災編）や危機管理マニュアルを策定しておらず、また、震災発生時におけるがれき処理などの段取り等について、都とシミュレーション等も特に行っていない。

環境局は監理団体である公社に対して、災害発生時における危機対応を含めた全社的なリスク管理体制の構築について指導するとともに、災害発生時における事業継続について、シミュレーションや訓練を合同で実施するなど、公社と連携した危機管理体制の強化を図られたい。



## 2 1 東京都環境基本計画における中短期的目標の設定について

### (1) 中短期的目標の実現に向けた取組について

東京都環境基本計画（以下「基本計画」という。）では、目標設定の考え方として、「将来、実現されるべき社会についての高い目標を掲げ、バックキャストिंगすることで現在に結びつける」とする考え方を示し、現状から考えられる施策の延長ではなく、達成が困難に見える高い目標であっても、バックキャストिंग（将来破局に陥らないために現在何をしていけばいいのかを考える手法のこと）の考え方に基づいて設定し、その実現に必要な施策を構築していく必要があるとしている。

上記の目標設定の考え方を念頭において、基本計画において定められている中短期的目標を見てみると、廃棄物の最終処分量の削減目標については、基本計画の個別計画である東京都廃棄物処理計画（平成 23 年度－平成 27 年度）において平成 27 年度の目標値は平成 19 年度比 30%減の 125 万トンとされており、このうち、一般廃棄物については 60%減の 25 万トン、産業廃棄物については 16%減の 100 万トンとなっている。産業廃棄物の最終処分量の削減率が低いのは、高度成長期に建設された建築物等が更新期を迎え、建築物の解体工事等に伴う建設廃棄物の排出量の増加が見込まれているためである。

産業廃棄物のうち、廃プラスチック類の削減については、「廃プラスチック類のリサイクルを促進し、2010 年度までに埋立処分量をゼロにする。」という中短期的目標を掲げ、取り組んできており、平成 22 年度末には都の埋立処分場で埋め立てられる廃プラスチックがゼロとなるなど成果をあげてきた。引き続きこうした取組を踏まえ、産業廃棄物全体の減量化に向け更なる普及啓発を図る必要がある。

一方、現在都では、都内中小事業者が排出する産業廃棄物（平成 21 年度：12.3 万トン）を、都の埋立処分場で受け入れているが、環境局によると、その残余年数は、これまでの埋立実績量と廃プラスチックのマテリアルリサイクルや固形燃料化、廃棄物発電などのサーマルリサイクル、焼却灰のスラグ化、海底地盤の深掘りなどにより、概ね 50 年以上は確保できるものと試算されている。

上記の残余年数の試算には、首都直下型地震や東海地震等の大規模災害が発生した場合の影響は勘案されていないが、新たな最終処分場の確保は困難であることを考えると、可能な限り長く現在の埋立処分場を使用できるよう、改めて都民に対してごみの減量化を訴えるなどの普及啓発が必要である。

平成 22 年度に開催された都の廃棄物審議会においても最終処分場の確保が厳しい現状を踏まえ、将来的にはゼロエミッション社会（ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの）の実現に向けてのロードマ

ップを描くべきという提言がなされている。そのため、現在の埋立処分場の延命化を図るとともに将来的なゼロエミッション社会の実現の観点からも、平成 27 年度の基本計画の中短期的目標の達成に向け、普及啓発を着実に実施されたい。

## (2) 効果測定のための定量指標の設定について

基本計画における目標設定の考え方として「目標達成への道筋や、達成状況の評価が都民に分かりやすく、行動しやすい指標を設定する」とする考え方を示すとともに、「本計画を着実に推進していくために、施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行っていく。また、把握した結果については、定期的に都民に公表していく。」としている。

しかしながら基本計画で示された中短期的目標には、例えば「優良な産業廃棄物処理業者が市場価値を高めていくことができる仕組みを構築する。」、「リスクコミュニケーション推進地域モデル事業の拡大と自主的取組の推進により、2016 年までに都内各地域において、地域の自治体を中心となった自主的取組を推進する。」、「有害廃棄物の都内処理体制の確立を目指すとともに、監視・指導により適正処理を徹底する。」、「工場・事業場等やビルピットから生じる悪臭の根絶を目指す。」、「良好な「音環境」や「かおり環境」をまちづくりの重要な要素の一つとして位置付け、住民と行政の協働による快適な都市生活環境の創出を目指す。」などの定性的な目標も多く設定されており、どのように達成状況の評価がなされるのか不明確な部分もある。そのため、基本計画の次期改定時には、可能な限り効果測定のための定量的な指標の設定を検討されたい。

基本計画の進捗状況については、「東京都環境白書」及び毎年発行される「東京の環境」において都民に公表されているとのことだが、中短期的目標の各年度での達成状況を白書及び「東京の環境」から読み取るのはボリュームがありすぎて困難である。さらに、必ずしも全ての中短期的目標に関する記載があるわけではないので、例えば、環境局のホームページや「東京の環境」において、基本計画の中短期的目標の達成状況の概要を一覧で分かりやすく説明し、詳細な説明箇所の参照先を一覧に記載するなど、公表の方法についても工夫されたい。

意見（1－20）東京都環境基本計画における中短期的目標の設定について

東京都環境基本計画（以下「基本計画」という。）では、目標設定の考え方として、「将来、実現されるべき社会についての高い目標を掲げ、バックキャストिंगすることで現在に結びつける」等としている。

上記の目標設定の考え方を念頭において、基本計画において定められている中短期的目標を見てみると、廃棄物の最終処分量の削減目標については、平成27年度の目標値は平成19年度比30%減の125万トンとされており、このうち、一般廃棄物については60%減の25万トン、産業廃棄物については16%減の100万トンとなっている。産業廃棄物の最終処分量の削減率が低いのは、高度成長期に建設された建築物等が更新期を迎え、建築物の解体工事等に伴う建設廃棄物の排出量の増加が見込まれているためである。

現在都では、都内中小事業者が排出する産業廃棄物（平成21年度：12.3万トン）を、都の埋立処分場で受け入れているが、環境局によると、その残余年数は、概ね50年以上は確保できるものと試算されている。

上記の残余年数の試算には、首都直下型地震や東海地震等の大規模災害が発生した場合の影響は勘案されていないが、新たな最終処分場の確保は困難であることを考えると、可能な限り長く現在の埋立処分場を使用できるよう、改めて都民に対してごみの減量化を訴えるなどの普及啓発が必要である。

平成22年度に開催された都の廃棄物審議会においても将来的にはゼロエミッション社会の実現に向けてのロードマップを描くべきという提言がなされている。そのため、現在の埋立処分場の延命化を図るとともに将来的なゼロエミッション社会の実現の観点からも、平成27年度の基本計画の中短期的目標の達成に向け、普及啓発を着実に実施されたい。

また、中短期的目標には、定性的な目標も多く設定されており、どのように達成状況の評価がなされるのか不明確な部分もある。そのため、基本計画の次期改定時には、可能な限り効果測定のための定量的な指標の設定を検討するとともに、例えば、環境局のホームページや「東京の環境」において、基本計画の中短期的目標の達成状況の概要を一覧で分かりやすく説明し、詳細な説明箇所の参照先を一覧に記載するなど、公表の方法についても工夫されたい。



財団法人東京都環境整備公社の経営管理について



## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37に基づく包括外部監査

### 2 監査対象（選定した特定の事件）

財団法人東京都環境整備公社の経営管理について

### 3 監査対象を選定した理由

都の監理団体である財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）は、地球温暖化防止及び廃棄物処理等の環境の保全に関する事業等を展開しており、都の施策の一翼を担う重要な存在である。

よって、公社の経営管理について合規性のほか、経済性、効率性及び有効性を検討するため監査対象事件として選定した。

### 4 包括外部監査の方法

#### （1） 監査の視点

公社の経営管理について

- ① 関係法令に基づき適正に行われているか
- ② 法第2条第14項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ③ 法第2条第15項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

#### （2） 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取

- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた監査手続

## 5 監査従事者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 松本 正一郎

### (2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 大坪 秀憲

公認会計士 加藤 暢一

公認会計士 児玉 卓也

公認会計士 小宮山 雅敏

公認会計士 近 芳弘

公認会計士 竹内 佑樹

公認会計士 田中 淳

公認会計士 萩野 眞司

公認会計士 本村 勲

公認情報シ  
テム監査人 小郷 真紀子

公認情報シ  
テム監査人 野間 恭介

田中 周一

(注) 資格ごとの五十音順

## 6 監査実施期間

平成 23 年 7 月 26 日から平成 24 年 2 月 14 日まで

## 7 外部監査人の独立性 (利害関係)

東京都と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。



## 第2 監査対象の事業概要

### 1 会社の沿革

会社は、環境局所管の監理団体であり、都及び区市町村等の環境施策に協力して、地球温暖化防止及び廃棄物処理等の環境の保全に関する事業を行うとともに、地域環境の整備を図り、もって環境負荷の少ない持続可能な都市の実現に寄与することを目的として、昭和37年に都の出資により設立された。

平成22年度末時点での基本財産は356百万円(うち都の出えん金は356百万円)であり、次のような事業を展開している。

- ①環境に係る調査研究、分析及び技術開発等に関する事業
- ②環境に係る広報、普及啓発及び学習等に関する事業
- ③地球温暖化防止活動の支援等に関する事業
- ④一般廃棄物・産業廃棄物の収集、運搬及び中間処理並びに資源循環に関する事業
- ⑤廃棄物処理及び資源循環等に係る情報処理に関する事業
- ⑥廃棄物処理施設及び埋立処分場等に係る運転、維持管理等に関する事業
- ⑦廃棄物の処理技術並びに処理施設等の建設、運転及び維持管理に係る技術支援に関する事業
- ⑧その他、会社の目的を達成するために必要な事業

## 2 公社事業の概要

### (1) 環境調査研究事業

環境調査研究事業は東京都環境科学研究所で実施されている。東京都環境科学研究所は環境行政を推進していく上で必要な科学的知見を得るために、もともと環境局に設置された試験研究機関であったが、先導的な環境施策を実施していくため、東京都環境科学研究所が担っている試験研究機能をより一層充実させていく必要があるとして、平成 19 年度から公社へ移管された。公社は、施設の提供や都からの職員の派遣を受け、研究等業務を都やその他の機関から受託し、実施している。

#### ①環境調査研究・技術支援事業

都の環境施策の展開に必要な科学的知見の提供を目的として、環境の改善・向上に資する幅広い調査研究業務等を、都から受託し、実施している。

#### ②外部資金導入研究事業

環境施策の推進や効果の実証を目的として、公的機関や民間等から外部資金を導入した研究等を実施している。

### (2) 広報普及等事業

主に都民を対象とした環境関連処理施設見学会や中央防波堤内の埋立地の見学会、産業廃棄物排出事業者等を対象とした「産業廃棄物の適正処理等について」の講習会等を実施している。

### (3) 地球温暖化防止活動事業

公社は、都の中小規模事業所及び家庭部門の地球温暖化対策の拠点として、都知事から唯一「東京都地球温暖化防止活動推進センター」としての指定を受けている。

地球温暖化防止活動推進センターは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 24 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする民法法人等の中から一つを、都道府県知事が指定するもので、東京においては、公社が平成 19 年度（平成 20 年 2 月 4 日）に指定を受け、平成 20 年度に東京都地球温暖化防止活動推進センターを都庁舎内に開設した。

地球温暖化防止活動事業として以下の事業を実施している。

## ①中小規模事業所への温暖化対策等支援事業（都からの受託事業）

### （ア） 中小規模事業所支援事業

#### （i） 省エネルギー診断業務

省エネ対策について関心のある事業所に対し、個別に事業所に出向いて現場の設備や省エネ対策等を直接調査・診断し、省エネ対策を事業者に提案している。

さらに、新たな投資を抑えた省エネ対策として、既存設備の使用方法を改善する技術支援を現地で実施している。

#### （ii） 地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度について、登録申請の受付や、温暖化対策に取り組む事業者に地球温暖化対策ビジネス事業者の紹介を行っている。

### （イ） 地球温暖化対策報告書制度及び省エネ導入推奨機器指定制度の運用

中小規模事業所を対象とした「東京都地球温暖化対策報告書」の受付業務、事業者への指導や支援策の案内を行っている。また、中小企業者向け省エネ促進税制において減免対象となる、省エネ導入推奨機器の申請受付・審査業務を行っている。

### （ウ） 区市町村及び業界団体との連携事業

区市町村や業界団体と連携して、中小規模事業者向けに省エネルギー対策のポイントや進め方に関する研修会及びイベントでの個別相談を実施している。

また、業種ごとの特徴を踏まえた具体的な省エネ手法をまとめたテキストを作成して、研修会を実施している。

## ②家庭部門における温暖化対策支援事業

### （ア） 家庭の省エネ診断員制度の運営（都からの受託事業）

都が企業・団体と連携して実施している東京都家庭の省エネ診断員制度の運営を行っている。省エネに関するノウハウを持ち、業務の中で家庭との接点を有する企業・団体を募集し、各団体から推薦を受けた者への研修を行い、診断員の登録・公表を行っている。

### （イ） 家庭のCO<sub>2</sub>削減アドバイス事業（国補助事業）

東京都家庭の省エネ診断員制度との相乗効果を図り、家庭の省エネを促進するため、地球温暖化防止及び家庭の省エネルギーに関する研修会等に講師を派遣してい

る。

また、家庭から出る CO2 排出量を把握し、身近でできる省エネ行動を実践してもらうため、省エネキャンペーン「とうきょうエコ・ムーブメント」を実施している。

(ウ) 家庭における実践学習ベースアップ支援事業（都からの受託事業）

児童が環境について学び、考え、行動する契機となるよう、都内の小学校に対して、家庭で児童が取り組める省エネチェックシートや学習教材を無料配布している。

③普及啓発事業

(ア) 普及啓発・広報事業（自主事業、国補助事業）

(i) 相談窓口等の設置

地球温暖化防止に関する質問・相談に応じるとともに、省エネ対策に関するアドバイスや優良事例の紹介を行っている。

また、地球温暖化防止に関する DVD・学習器材等の貸出等事業を行っている。

(ii) イベント出展等による普及広報

イベントの開催や出展を通じて、地球温暖化の現状や具体的な省エネ事例を紹介し、都民一人ひとりの省エネ活動を促進している。また、企業や自治体等の省エネセミナー等に講師を派遣している。

(イ) 地球温暖化防止活動団体連携強化事業（国補助事業）

都内で地球温暖化防止活動をしている団体の情報交換の場を提供し、活動団体、自治体、地域協議会及び事業者が相互に連携して活動を更に発展させるための支援をしている。

④住宅用太陽エネルギー利用機器設置補助事業（都からの補助事業）

(ア) 太陽光発電、太陽熱温水器、ソーラーシステムの設置に対する補助金交付申請書の受付・審査・補助金の交付業務

(イ) (ア) に伴う環境価値の証書化、発行業務

当事業の補助金に充てるため、都から公社への資金の預託が平成 21 年度と平成 22 年度の 2 か年間で 90 億円あった（各年度 45 億円ずつ）。

なお、事務費は別途補助金が都から交付されている。

⑤中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業（都からの受託事業）

都内の中小規模事業所で省エネルギー対策として、省エネ診断等に基づく高効率な省エネ設備を導入する者に対し、発生する CO2 削減量をクレジット化する権利を、都に無償譲渡することを条件にその経費の一部を助成する事業を実施している。

なお、当事業の助成に充てるため、都から公社への資金の預託が平成 22 年度に 80 億円あった。

ただし、事務費は都からの受託契約で賄われている。

（４）廃棄物収集運搬中間処理事業

①収集運搬処理事業

都内各事業所から排出される一般廃棄物、産業廃棄物及びリサイクル可能な資源物を、その種類に応じて収集運搬する事業を実施している。

②廃棄物管理票（マニフェスト）等の販売業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物管理票、各特別区の廃棄物条例に定める一般廃棄物管理票及び炭酸カルシウム入りポリ袋の販売を行う事業を実施している。

③リサイクル処理事業

事業所から排出される廃蛍光管類及び廃消火器を中間処理し、再資源化ルートに乗せる事業を実施している。

④施設搬入不適物調査事業

特別区の各清掃工場へ搬入される一般廃棄物の適正搬入を確保し、安定的な操業を目的として、清掃工場へ車両により搬入される一般廃棄物の搬入不適物の調査事業を、東京二十三区清掃一部事務組合から受託して行っている。

⑤産業廃棄物中間処理事業（城南島エコプラント）

都内に事業所を有する中小企業者等から排出される産業廃棄物を受け入れ、中間処理して減容化した後、都の埋立処分場及び各リサイクル施設へ搬出する事業を実施している。

また、廃プラスチックについては、選別・圧縮処理して、サーマルリサイクル等の原料として資源化を図っている。

## (5) 廃棄物情報処理事業

### ①粗大ごみ申告受付事業

家庭から排出される粗大ごみ処理の申告を、電話及びインターネット等で受け付ける業務を、23区のうち18区及び調布市から受託し、実施している。

### ②家電リサイクル受付事業

特別区内の家庭等から排出される家電4品目の収集依頼を受け付ける業務を、東京二十三区家電リサイクル事業協同組合から受託し、実施している。

### ③医療廃棄物処理推進事業

医療廃棄物の適正処理を推進するため、社団法人東京都医師会、社団法人東京産業廃棄物協会と共同で医療廃棄物追跡システムを運営し、都内診療所等から排出される感染性廃棄物を、排出先から中間処理施設まで追跡管理する事業を実施している。

### ④医療廃棄物追跡事業

医療廃棄物の適正処理を推進するため、都内大規模病院等から排出される感染性廃棄物の排出から中間処理までをICタグを活用して追跡管理し、また、電子マニフェスト処理による排出事業者(病院)への迅速な報告を行う事業を実施している。

## (6) 廃棄物処理施設管理等運営業務

### ①中防外側諸事業

中央防波堤外側埋立処分場等における廃棄物処理を安全かつ安定的に実施することを目的として、埋立作業及び環境保全業務等、管理運営に関する業務を、都から受託し実施している。

- ・防火及び場内警備等業務
- ・飛散ごみ対策等環境保全作業
- ・産業廃棄物の受入等業務
- ・産業廃棄物分析業務
- ・スラグ・粗大破碎ごみ等受入業務
- ・廃石綿受入業務
- ・一般廃棄物の受入業務
- ・廃棄物埋立作業
- ・最終覆土及び最終覆土作業用仮設道路造成作業

- ・散水業務

## ②中防内側諸事業

中央防波堤内側埋立地における中間処理施設等の廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受付業務及び環境保全業務等の以下の業務を、東京二十三区清掃一部事務組合、特別区等から受託し、実施している。

- ・廃棄物の受入等業務
- ・中防処理施設内汚水収集及び槽、管渠清掃作業
- ・中防灰溶融施設受付計量・構内清掃等業務
- ・粗大ごみ等破砕済ごみの積込運搬等業務
- ・破砕ごみ処理施設焼却残灰等輸送業務
- ・粗大ごみ一時保管に係る管理・復旧等業務
- ・プリパンチカード作成業務

## ③河川清掃事業

区部の都知事管理河川の浮遊ごみ等を除去清掃する業務と、水面清掃船舶及び分室の保守管理業務を、都から受託し実施している。

## ④不燃ごみ処理センター運転管理業務

都内 23 区から排出される不燃ごみを適正かつ安定的に処理するため、中防及び京浜島の不燃ごみ処理センターの運転管理業務を、東京二十三区清掃一部事務組合から受託し実施している。

## ⑤管路収集輸送施設運転管理等事業

臨海副都心地域（青海・台場・有明）のビル等から排出されるごみを適正かつ安定的に処理するため、管路収集輸送施設の運転管理業務を、東京二十三区清掃一部事務組合から受託し、実施している。

また、ビル等に設置されている、ごみ貯留ドラム等の利用者設備の保守点検業務を、民間施設管理者等から受託し、実施している。

## ⑥エコ・ステーションの運営管理業務

圧縮天然ガス（CNG）を燃料とする低公害車への燃料供給を行う、品川八潮エコ・ステーションの運営管理を、東京ガス株式会社から受託し、実施している。

## ⑦清掃工場計器保全事業

都内の清掃工場に設置されている排ガス分析計等の環境測定機器の保守点検業

務を、東京二十三区清掃一部事務組合及び多摩地区等の自治体から受託し、実施している。

⑧分析測定事業

都内清掃工場のボイラー水の分析や民間事業者等の水質、大気、臭気等、環境保全のための調査・分析業務を、区市町村及び民間事業者から受託し、実施している。

(7) 廃棄物技術支援事業

①廃棄物処理施設等技術支援事業

ごみ処理施設等の建設や維持管理等の技術支援及び調査を、自治体及び民間事業者等から受託し、実施している。

②産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業

都が制定した「東京における産業廃棄物処理事業者の適正処理資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」について、公社は、平成 21 年 8 月に都から第三者評価機関として指定を受けた。本制度の第三者評価機関として、申請事業者への書面審査・現地審査及び外部委員による評価委員会等の評価認定業務を実施している。



### 3 公社の事業別正味財産増減

公社が作成した平成 22 年度の事業別正味財産増減（経常増減まで）は以下に示すとおりである。

(表) 平成22年度事業別正味財産増減（内部取引消去前） (単位：百万円)

会計区分	事業区分	経常収益計	経常費用計	当期経常増減
環境科学研究所 特別会計	環境調査研究事業	785	786	0
	広報普及等事業	32	42	△ 9
一般会計	地球温暖化防止活動事業	509	387	121
	廃棄物収集運搬中間処理事業	2,080	2,126	△ 46
	廃棄物情報処理事業	489	507	△ 18
	廃棄物処理施設管理等事業	3,566	3,232	334
	廃棄物技術支援事業	136	150	△ 13
	管理運営	46	373	△ 327
		6,861	6,820	40

地球温暖化防止活動事業に含まれる太陽光発電、太陽熱温水器、ソーラーシステムの設置に対する補助金は、公社が交付を行っている。この補助金に充てるため、都から公社への資金の預託が平成 21 年度と平成 22 年度の 2 か年間で 90 億円あったが、公社では負債で整理しているため、正味財産増減には含まれていない。

同じく、中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業の助成に充てるため、都から公社への資金の預託が平成 22 年度に 80 億円あったが、公社では負債で整理しているため、正味財産増減には含まれていない。

平成 22 年度における太陽光発電、太陽熱温水器、ソーラーシステムの設置に対する補助金に係る預かり金繰越額は 43 億円である。また、平成 22 年度における中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業の助成に係る預かり金繰越額は 79 億円である。

いずれも平成 23 年度までの事業分であり、残額があれば都に返還される。

#### 4 都からの受託契約等

平成22年度の公社の都からの受託契約や出えん（この場合、出資ではなく資金の預託）、補助金等の金額は以下のとおりである。契約等には精算を行うものを含んでいるが、以下は精算前の契約金額である。

(表) 平成22年度の都からの受託契約等の金額 (単位：千円)

件名	契約金額 又は 出えん等 の金額	契約方法等
平成22年度「家庭における実践学習ベースアップ」支援事業委託	2,291	随意契約
平成22年度スーパーエコタウン事業施設の見学案内業務委託	4,346	随意契約
平成22年度東京都廃棄物埋立管理事務所埋立作業及び管理運営業務委託	1,295,000	随意契約
平成22年度東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託	824,443	随意契約
平成22年度家庭の省エネ診断員制度に係る事業運営等業務委託	16,579	随意契約
平成22年度中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト業務委託	36,120	随意契約
平成22年度中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業委託	300,949	随意契約
平成22年度中小規模地域家電店と連携した家庭部門の温暖化対策推進事業委託	2,541	随意契約
平成22年度中小規模事業所における省エネルギー診断員の育成事業委託	21,420	随意契約
産業廃棄物の収集運搬・処分委託	199	随意契約
産業廃棄物処理技術等高度化促進事業業務委託	8,200	随意契約
平成22年度中小規模事業所における省エネルギー診断支援業務委託	32,025	随意契約
平成22年度地球温暖化対策報告書作成セミナー開催業務委託	934	随意契約
平成22年度家庭の省エネ診断員制度に係る事業運営等業務委託（追加契約）	249	随意契約
「東京都と北京市の技術交流・技術協力に関わる合意書」に基づく研修に係る技術支援等業務委託	660	随意契約
東京都住宅用太陽エネルギー利用機器導入対策事業に係る出えん金（公社では負債として整理）	4,500,000	出えん
東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトの実施に係る出えん金（公社では負債として整理）	8,000,000	出えん
平成22年度東京都住宅用太陽エネルギー利用機器導入対策事業に係る事務費補助	161,983	補助金
合計	15,207,939	

(注) 契約金額は税抜である。

## 5 会社の決算の状況

平成18年度から平成22年度までの会社の貸借対照表（総合）及び正味財産増減計算書（総合）の推移は以下のとおりである。

（表）平成18年度から平成22年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書（単位：百万円）

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
貸借対照表	資産合計	6,881	7,080	6,250	9,413	17,956
	流動資産	2,512	2,874	2,449	5,984	14,885
	固定資産	4,369	4,205	3,800	3,429	3,071
	負債合計	2,937	2,753	1,808	4,879	13,480
	流動負債	1,910	2,078	1,374	4,713	13,423
	固定負債	1,026	675	434	166	56
	正味財産合計	3,944	4,326	4,441	4,533	4,475
	うち基本財産へ充当	356	356	356	356	356
正味財産増減計算書	経常収益計	6,927	7,697	7,225	7,877	7,614
	経常費用計	6,467	7,120	7,048	7,719	7,574
	当期経常増減額	460	577	176	158	39
	経常外収益	0	727	5	1	1
	経常外費用	73	717	17	45	98
	当期経常外増減額	△73	9	△12	△44	△96
	法人税等	143	204	50	22	0
	当期一般正味財産増減額	243	382	114	91	△57
正味財産期末残高	3,944	4,326	4,441	4,533	4,475	

平成19年度に経常収益及び経常費用が大きく増加しているのは、平成19年度から東京都環境科学研究所が公社へ移管されたためである。公社は、東京都環境科学研究所施設の提供や都からの職員の派遣を受け、研究等業務を都やその他の機関から受託し、実施している。東京都環境科学研究所に係る経常収入及び経常費用は平成19年度から平成22年度まで約7億円で推移している。

また、平成21年度及び平成22年度で流動資産及び流動負債が大きく増加しているのは、平成21年度及び平成22年度に住宅用太陽エネルギー利用機器設置補助事業の補助金に充てるため、都から公社への資金の預託が各年度45億円ずつあったことと、中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業に充てるため、平成22年度に、都から公社への資金の預託が80億円あったことによるものである。

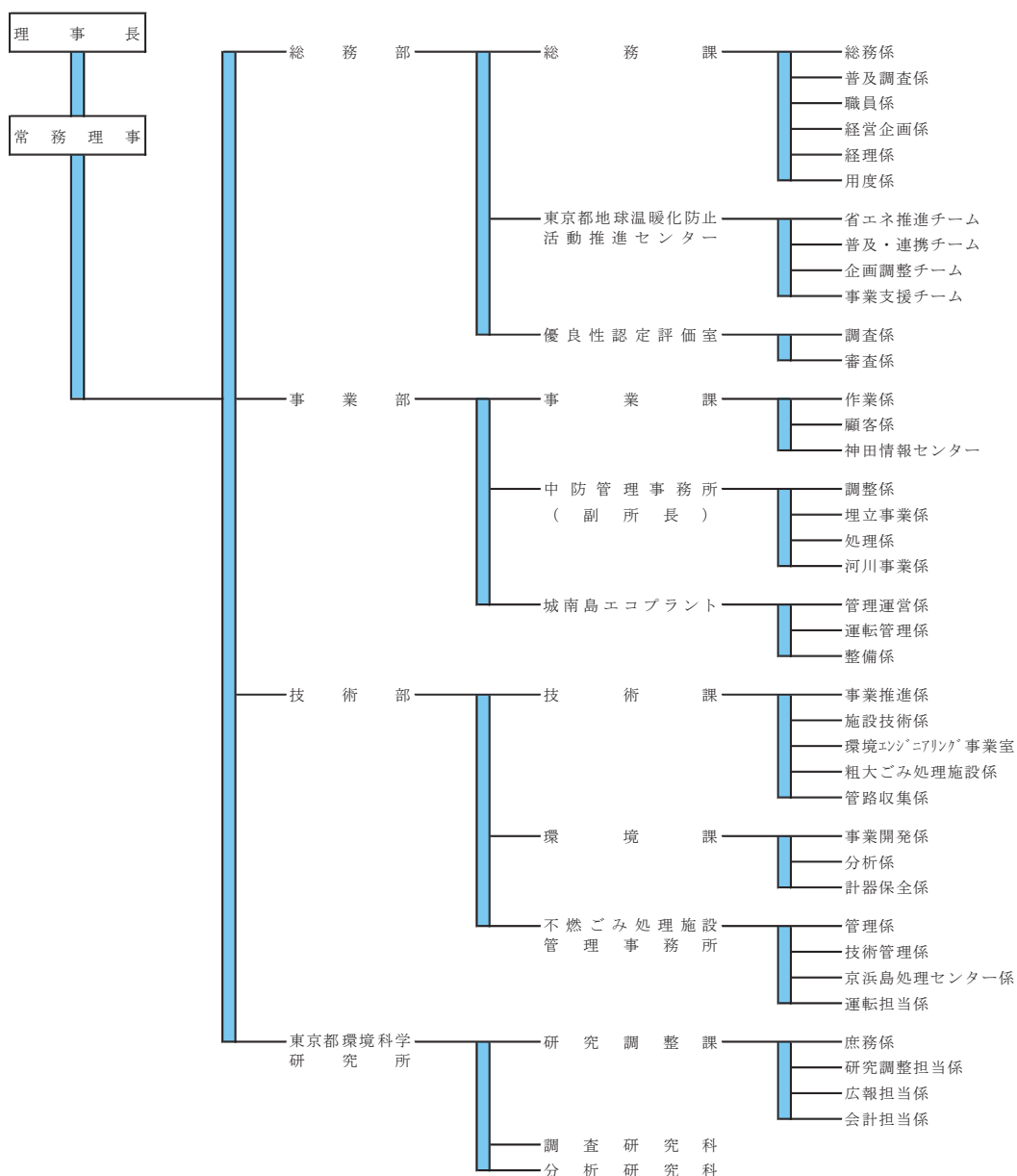
ごみの減量化が進むなか、主に、産業廃棄物中間処理事業（城南島エコプラント）の赤字が増加傾向にあることや、不燃ごみ処理センター事業（東京二十三区清掃一部事務組合から受託）の受託収入減少等の原因により、平成19年度以降の公社の正味財産増減額は減少しているものの、正味財産期末残高は平成22年度末時点で約45億円ある。

## 6 会社の組織及び職員数

平成 23 年 3 月末現在の公社職員数は 371 名である。

平成 23 年 3 月末現在の公社の組織の概要は、以下の図のとおりである。

(図) 公社組織図



### 第3 監査の結果

#### 1 財団法人東京都環境整備公社の事業の見直しについて

##### (1) 公社の存在意義・活用の考え方について

財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）の業務は、収集運搬・リサイクル、産業廃棄物処理・リサイクル、埋立処分管理、施設運転管理、環境分析・計器保全、廃棄物収集管理・収集受付、技術支援、調査研究、普及広報、地球温暖化防止活動等の都の環境施策に関連する業務を行っている。

ところで、「東京都監理団体活用方針（平成22年9月）」において、公社の存在意義及び活用の考え方について、以下のように記載されている。

##### 【存在意義】

環境分野に関する専門的知識・人材を活かし、都民の生活環境の向上と環境負荷の少ない持続可能な都市の実現を目指し、廃棄物処理関連・地球温暖化防止等の先導的事業や調査研究・技術支援等の実施により、東京都及び区市町村等の環境施策を補完する。

##### 【活用の考え方】

- 東京都との連携による「中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」などの地球温暖化防止活動事業の推進
- 東京都環境科学研究所における、環境実態の把握や環境施策の検討・効果検証等、東京都の環境施策に資する調査研究及び技術支援の着実な実施
- 廃棄物処理関連事業の経験とノウハウを活かした、埋立処分管理や廃棄物処理施設技術支援等の公益的な事業の推進

公社の活用の考え方のおり、地球温暖化防止活動事業、都の環境施策に資する調査研究及び埋立処分管理等が、行政の補完を目的に、都の監理団体として公社が実施すべき事業と考えられる。

##### (2) 一般廃棄物・産業廃棄物の収集について

公社は、一般廃棄物・産業廃棄物の収集、廃ペットボトル・廃蛍光管・廃消火器の収集・中間処理を行っている。年間の収集量は、一般廃棄物 11,880t、産業廃棄物 1,547t、廃ペットボトル 126t、廃蛍光管 884,829 本、廃消火器 14,683 本である。これらの収集運搬処理事業による経常収益は 589 百万円（平成 22 年度）である。廃棄物の収集をしていることによる情報収集やノウハウが、災害及び緊急時にお

ける迅速な対応や廃棄物業界の動向把握、産業廃棄物処理業者の第三者評価などに役立つということである。

既に「行財政改革実行プログラム」（平成 18 年 7 月）において「東京都環境整備公社は、廃棄物関連事業などについて、社会経済情勢の変化や民間事業者との適切な役割分担を踏まえ、事業の廃止を含め、そのあり方を見直します。」とされ、その後の「行財政改革実行プログラム実施状況報告」（平成 19 年度）において、「廃棄物関連事業のあり方について、廃棄物の収集運搬事業を段階的に縮小し」とあるが、その途上である。

公社は、平成 22 年度から一般廃棄物・産業廃棄物の収集を、直営収集車 10 台、履行補助収集車 14 台の計 24 台で収集している。現在の収集体制は、一般廃棄物・産業廃棄物・古紙・ペットボトル等、分別収集を効率的に実施するための最少ユニットであるとの説明を受けたが、廃棄物関連の情報収集等の目的は、より少ない事業量でも達成可能と考えられるため、廃棄物の収集運搬事業について、更なる縮小をされたい。

#### 意見（2-1）財団法人東京都環境整備公社の事業の見直しについて

財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）は、一般廃棄物・産業廃棄物の収集を初め、都の環境施策に関連する業務を行っている。

廃棄物の収集をしていることによる情報収集やノウハウが、災害や緊急時における迅速な対応や廃棄物業界の動向把握、産業廃棄物処理業者の第三者評価などに役立つということである。

しかし、廃棄物関連の情報収集等の目的は、より少ない事業量でも達成可能と考えられるため、廃棄物の収集運搬事業について、更なる縮小をされたい。

## 2 城南島エコプラント事業について

### (1) 城南島エコプラントの概要について

城南島エコプラントは、平成9年10月から運転を開始した中小企業が排出する産業廃棄物の中間処理施設であり、都から賃借した土地に公社が建設し運営している施設である。

平成9年まで都は中小企業支援の一環として、中小企業が排出する産業廃棄物は中央防波堤外側埋立処分場（以下「中防外側処分場」という。）へそのまま埋立処分をしていた。

平成9年以降は、中防外側処分場の延命化を図るため、持ち込む産業廃棄物を減容化する中間処理を要することとした。しかしながら、当時は中間処理を行う産業廃棄物処理事業者が整備されていなかったこと及び処理負担の軽減のため、中小企業が排出する産業廃棄物の中間処理施設が必要であった。そこで、公社が城南島エコプラントを建設し、中防外側処分場に持ち込むことができる中小企業から排出される安定4品目（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず）の産業廃棄物を対象とした中間処理事業を開始したものである。

事業開始後は徐々に受入量は増加していたが、リサイクル活動の推進等により（表 公2-1）に示すとおり、平成16年度以降は受入量が年々減少している。

（表 公2-1）城南島エコプラント産業廃棄物受入量の推移（単位：t）

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
受入量	81,679	83,905	82,554	76,622	70,044	66,657	57,975	48,607	42,034

### (2) 収支状況について

（表 公2-1）に示すとおり、当該事業の収支は厳しく、平成22年度末時点で3期連続2億円強の赤字であり、累積赤字は約1,520百万円となっている。

（表 公2-2）城南島エコプラント収支状況（単位：百万円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収入	2,277	2,027	1,664	1,461
支出	2,210	2,268	1,872	1,689
収支差額	67	△241	△208	△228
累積収支差額	△843	△1,084	△1,292	△1,520

受入量の増加による収入増に伴い、平成14年度からは特殊な要因がなければ単

年度黒字を計上してきたが、受入量が減少に転じたことで収入が減少してきたため平成 20 年度より単年度赤字を計上するようになった。

また、平成 23 年度に中防外側処分場での廃プラスチックの埋立てが禁止されたことに伴い、中間処理済み廃プラスチックを中防外側処分場以外で全量リサイクル処理しなければならなくなった。そのため、公社が中間処理した廃プラスチックを最終処分先となるリサイクル事業者に引き取ってもらう必要があり、そのための支払いが支出の増加となっている。

収入が減少傾向にある一方、費用は増加傾向にあることから今後も赤字が継続すると見込まれる。

### (3) 城南島エコプラントの目的について

城南島エコプラントは中防外側処分場に埋立てる産業廃棄物を減容化することで中防外側処分場の延命に寄与することが主目的であった。平成 23 年度以降は中防外側処分場での廃プラスチックの埋立てが禁止されたので、廃プラスチックを減容化しても中防外側処分場の延命化には寄与しなくなっている。現在は、中防外側処分場に埋立てできなくなった廃プラスチックがどのように最終処分されているかを検証する検証業務として廃プラスチックの中間処理を行っているが、当初の事業目的から少々乖離してきている。廃プラスチック以外の 3 品目については現在においても減容化による中防外側処分場の延命に寄与しているものの、城南島エコプラントの処理する産業廃棄物のほとんどは廃プラスチックであり、他 3 品目の占める割合はわずかである。

そのため、今後も公社が損失を負担してまで事業を遂行することが妥当かどうか、検討する必要がある。

なお、城南島エコプラントの敷地は都から賃借している借地であるため、将来のある時点で原状復旧を行ったうえで返却することになる。公社は解体調査費及び施設解体費に備えた特定預金は有しているが、土壌汚染が生じていた場合に必要となる土壌処理費用に備えた特定預金までは有していない。そのため、土壌汚染があった場合には土壌洗浄に要する資金を手当てしなければならない。こうした点も踏まえ、都との協議の実施が望まれる。



## 意見（２－２）城南島エコプラント事業について

城南島エコプラント事業について、中央防波堤外側埋立処分場の延命化という当初の主目的が失われ、また、当初の事業目的から少々乖離してきている。

そのため、今後も公社が損失を負担してまで事業を遂行することが妥当かどうか、検討する必要がある。

なお、城南島エコプラントの敷地は都から賃借している借地であるため、将来のある時点で原状復旧を行ったうえで返却することになる。公社は解体調査費及び施設解体費に備えた特定預金は有しているが、土壤汚染が生じていた場合に必要となる土壤処理費用に備えた特定預金までは有していない。そのため、土壤汚染があった場合には土壤洗浄に要する資金を手当てしなければならない。こうした点も踏まえ、都との協議の実施が望まれる。

### 3 公社における地球温暖化防止活動支援事業に係る都との契約について

#### (1) 地球温暖化防止活動支援事業の概要について

地球温暖化防止活動支援事業は、都の中小規模事業所及び家庭部門の地球温暖化対策の拠点として、都知事から唯一「東京都地球温暖化防止活動推進センター」としての指定を受けた公社が行う地球温暖化対策のための事業であり、ほとんどの事業が都からの受託である。

その業務は、以下の（表 公3-1）に示すとおり、多岐にわたっており、主には①中小規模事業所支援業務（省エネルギー診断業務、地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介業務、地球温暖化対策報告書制度等の運用業務、研修等を含む区市町村及び業界団体との連携事業）、②家庭部門における温暖化対策等支援事業（家庭の省エネ診断員制度の運営等）③中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト（都内の中小規模事業所で省エネルギー対策として、省エネ診断等に基づく高効率な省エネ設備を導入する者に対し、発生するCO<sub>2</sub>削減量をクレジット化する権利を都に無償譲渡することを条件にその経費の一部を助成する事業）がある。

都からの受託に際しては、本来、行政が行うべきこれらの業務が公社以外に実施できないことから特命随意契約が締結されており、業務は都庁庁舎内で行われている。都の重要な業務の一翼を担うものであり、都と一体となって業務を進めている。

なお、当該事業からは、以下の（表 公3-2）に示すとおり、95百万円の利益が公社に生じている。

契約名等	契約金額	公社収入金額
家庭における実践学習ベースアップ支援事業委託	2,291	2,291
家庭の省エネ診断員制度に係る事業運営等業務委託 (※)	16,579	12,390
中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業委託	36,120	36,120
中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業委託 (※)	300,949	298,323
中小規模地域家電店と連携した家庭部門の温暖化対策推進事業委託	2,428	2,428
中小規模事業所における省エネルギー診断員の育成事業委託	21,420	21,420
中小規模事業所における省エネルギー診断支援業務委託	32,025	32,025
地球温暖化対策報告書作成セミナー開催業務委託	934	934
家庭の省エネ診断員制度に係る事業運営等業務委託 (追加)	249	249
上記に含まれる消費税等	—	19,342
差引税抜受託収入金額合計	—	386,841
受託収入以外の事業収入	—	1,237
補助金収入	—	8,374
雑収入	—	983
地球温暖化防止活動支援事業収益合計 (正味財産増減計算書)	—	397,435

(注) (※) の契約金額と公社収入金額の差は、単価契約部分の未執行分である。

(表 公3-2) 地球温暖化防止活動支援事業の正味財産増減 (単位: 千円)

経常収益計	経常費用計	管理運営費	当期一般正味財産増減
397,435	276,709	24,803	95,921

(2) 契約した事業の運営及び予算の管理について

地球温暖化防止活動支援事業のうち、中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業委託では、省エネルギー診断業務、地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介業務、地球温暖化対策報告書制度等の運用業務、研修等を含む区市町村及び業界団体との連携事業等の多くの業務を包括的に契約している。その中で、省エネルギー診断業務等の公社における省エネルギー推進チームの担当する業務について、本監査における試算では、追加契約（中小規模事業所における省エネルギー診断支援業務委託）を含む積算上の業務時間（単価契約は実績）を集計すると主任技師（1日当たり単価 47,100 円）1,633 日、技師 B（1日当たり単価 31,300 円）2,862 日、事務職員（技師 C）（1日当たり単価 26,200 円）2,113 日となった。時間を合計すると 6,608 日となり、稼働日数の 243 日で除した想定作業人員は 27 人程度となる。また、積算上の人件費は約 2 億 21 百万円となる。

一方、省エネルギー推進チームの該当する業務に従事する人員表を確認したところ、平成 22 年度末時点で、専門員及び常勤職員は 15 人のみで、他に臨時職員 1 人、人材派遣業者からの派遣職員が 4 人、研修生が 4 人であった。なお、研修生 4 人は別の委託（中小規模事業所における省エネルギー診断員の育成事業委託）で人件費を都が支払っており、当業務委託の見積りに対応する人員ではない。

この他、外部登録専門員が 50 人ほどおり、省エネルギー診断業務で報告書の作成補助作業をしている。外部登録専門員は継続的な雇用関係等はないが、診断 1 件当たり 6 万円から 7 万円で業務を委嘱する専門員であり、技師 B（1日当たり単価 31,300 円）2 日の作業を要すると仮定した年間診断件数 600 件の工数は 1,200 日であり、稼働日数の 243 日で除した想定作業人員は 5 人程度である。見積上の常時勤務する人員が 27 人であったが、外部登録専門員の作業に見合う 5 人を除いた 22 人と比較しても、実際の在籍職員は、専門員及び常勤職員についていえば 15 人であり、他に臨時職員 1 人、人材派遣職員 4 人を合わせても 20 人で、直接の雇用は少なく済んでしまったものと考えられる。

省エネルギー診断業務等の引き合いの状況が不確実なため、年度当初は業務に従事する公社の人員を抑え、件数の増加に対応して派遣職員を増員する等、公社としての経営上の工夫をしたものであるとの説明を受けたが、見積上想定する人員以下で業務が履行された一方、契約金額どおりに支払いがされており、公社に利益が生じた一つの理由と考えられた。

この点、当該事業に係る人件費の実績を公社に求めたところ、公社においては詳細な事業別の予算管理はしていないため、把握は困難であるとの回答を得た。

この契約は、公社の予算管理上は地球温暖化防止活動支援事業に含まれるが、前述のとおり、この事業は複数の契約（業務）を含み、利益がどの業務から生じているのかは把握できていない。

公社は、地球温暖化防止活動支援事業でまとまっている予算管理の単位をより詳細な業務に分割し、ひいては主要な契約について採算管理も可能とすることが望ましい。これは地球温暖化防止活動支援事業のみに言えることではなく、他の事業についても同様である。

なお、都は、監理団体を指導監督する立場から、公社に対し都の行政を補完支援する団体として、地球温暖化防止活動支援事業やその他の事業の実績を考慮することなどにより、より一層、合理的かつ効果的な財政運営が確保されるよう促すとともに、公社が、公益財団法人への移行を目指す団体として、公益目的事業について収支バランスのとれた事業運営が実施できるよう指導されたい。

意見（２－３）公社が都との間で契約した事業の運営及び予算の管理について

公社は、都の中小規模事業所及び家庭部門の地球温暖化対策の拠点として、都知事から唯一「東京都地球温暖化防止活動推進センター」としての指定を受け、地球温暖化防止活動支援事業を行っている。そのほとんどは都からの特命随意契約での受託であり、平成 22 年度は 397 百万円のうち公社の利益は 95 百万円を上回っており、本事業においては多額の余剰が公社に生じている。

公社の予算管理上の地球温暖化防止活動支援事業は、複数の契約（業務）を含み、利益がどの業務から生じているのかは把握できていない。

公社は、地球温暖化防止活動支援事業でまとまっている予算管理の単位をより詳細な業務に分割し、ひいては主要な契約について採算管理も可能とすることが望ましい。これは地球温暖化防止活動支援事業のみに言えることではなく、他の事業についても同様である。

なお、都は、監理団体を指導監督する立場から、公社に対し都の行政を補完支援する団体として、地球温暖化防止活動支援事業やその他の事業の実績を考慮することなどにより、より一層、合理的かつ効果的な財政運営が確保されるよう促すとともに、公社が公益財団法人への移行を目指す団体として、公益目的事業について収支バランスのとれた事業運営が実施できるよう指導されたい。

### (3) 地球温暖化防止活動支援事業に係るその他の契約上の問題点について

#### ①中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業委託について

中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業委託の中に、プロジェクトの普及・宣伝業務があり、公社の見積りの積算内訳には、事業者向け説明会会場費としてイベントホール借料が160万円含まれている。しかし、本事業の仕様書においては、都が会場を用意することとされており、実績としても都庁舎会議室や東京都公文書館を使用するなどしており、イベントホールを借りてはいなかった。

本契約は、都の特命随意契約として実施されているが、他の競争入札同様に都が予定価格を決定し、契約を行うものである。予定価格は、都独自の単価、積算基準により積み上げた契約の最高価格であり、その金額は公表されていない。一方、公社の見積額は、労務費等の積み上げにより積算を行っている。契約は、公社が算出した見積総額を都に提示し、都の設定する予定価格の範囲内であれば、その金額で行う。もし、予定価格を上回った場合は、公社は見積額の値引きを行い、再度、見積書を提出し、予定価格の範囲内に入った時点の金額で契約を行うことになる。

本契約においては、公社が積算した見積総額が、結果として、契約額として決定したが、その内訳は都には示されておらず、公社の内部資料に留まっている。

公社は仕様書どおりに適正に業務を行っているが、イベントホール借料160万円は公社の利益要因となったと思われる。公社は、よく仕様書を精査し、見積りの精度を上げる必要がある。

#### ②中小規模事業所における省エネルギー診断員の育成事業委託について

中小規模事業所における省エネルギー診断員の育成事業委託契約は2,142万円の総価契約であるが、公社の見積内訳の諸経費は、諸経費以外の費用合計の30%で算定されている。他の契約においては10%のものがあるなど、諸経費については、契約により率が変わっているが、一定の規則に統一的に従った見積りを作成する必要がある。

指 摘（２－１）中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業委託の見積りについて

中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業委託の中に、プロジェクトの普及・宣伝業務があり、公社の見積りの積算内訳には、事業者向け説明会会場費としてイベントホール借料が 160 万円含まれている。しかし、本事業の仕様書においては、都が会場を用意することとされており、実績としても都庁舎会議室や東京都公文書館を使用するなどしており、イベントホールを借りてはいなかった。

イベントホール借料 160 万円は公社の利益要因となったと思われる。公社は、よく仕様書を精査し、見積りの精度を上げる必要がある。

指 摘（２－２）中小規模事業所における省エネルギー診断員の育成事業委託の諸経費について

中小規模事業所における省エネルギー診断員の育成事業委託契約は 2,142 万円の総価契約であるが、公社の見積内訳の諸経費は、諸経費以外の費用合計の 30%で算定されている。諸経費については、契約により率が変わっているが、一定の規則に統一的に従った見積りを作成する必要がある。

#### 4 特命随意契約の選定資料の整備等について

平成 22 年度の公社の財務規程では、契約は原則 2 以上の者から見積書を徴し、最も低廉な見積書を提出し、かつ、事業実績優秀なる者と契約することとなっているが、下記の場合、随意契約によることができるとされている。

- ①契約の性質又は目的が原則の方法に適しないもの、又は緊急の場合
- ②時価に比して著しく有利な場合
- ③官公庁、公法人等と契約する場合
- ④契約履行の確実性の観点から、適切な契約相手先が特定の二者しかない場合
- ⑤予定価格 50 万円以下の請負契約、予定価格 30 万円以下の売買契約等の場合

公社は、特別区等から粗大ごみ受付業務を、東京二十三区家電リサイクル事業協同組合から家電リサイクル受付業務の受託をそれぞれ受けており、当該業務は公社の神田情報センターで実施されている。この業務のうち電話受付業務に関しては、平成 8 年度の粗大ごみ受付センター開設以来、株式会社 A が特命随意契約で受託している。

株式会社 A の特命理由は「経験が豊富」「執行体制が確実に整備されている」業務の「熟知」「良好な実績」「機密情報の確実な管理体制」などを根拠にしているものの、具体的な記述や業務評点、契約金額の妥当性に関する記述がなかった。

平成 22 年度の株式会社 A への委託契約の予定価格は 243 百万円であり、特命随意契約によらない場合、見積り合わせが必要となる金額である。電話受付業務は一般的に多くの業者が参入しており、競争性の高い業務であることから、特命理由の是非について確認したところ、上記の理由が記載された特命理由書が指名業者等選定委員会に付議され、承認されているが、承認に至る経緯が残されていなかった。

特命随意契約を継続する際は、前年度の業務実績の個別具体的な評価（評点）や、他の業者の価格と比較した金額の妥当性等の、より踏み込んだ資料を作成し、平成 23 年度から設置された特定契約業者選定委員会での実質的な審議を経るとともに、その議事録を整備保存しておくことが、意思決定を形骸化させないためにも必要である。

### 指 摘（２－３）特命随意契約の選定資料の整備等について

公社の神田情報センター電話受付業務に関しては、神田情報センター開設以来、株式会社 A が特命随意契約で受託している。平成 22 年度の株式会社 A への委託契約の予定価格は 243 百万円であり、特命随意契約によらない場合、見積り合わせが必要となる金額である。

株式会社 A の特命理由は「経験が豊富」「執行体制が確実に整備されている」業務の「熟知」「良好な実績」「機密情報の確実な管理体制」などを根拠にしているものの、具体的な記述や業務評点、契約金額の妥当性に関する記述がなかった。

そのため承認手続を確認したところ、上記の理由が記載された特命理由書が指名業者等選定委員会に付議され、承認されているが、承認に至る経緯が残されていないかった。

特命随意契約を継続する際は、前年度の業務実績の個別具体的な評価（評点）や、他の業者の価格と比較した金額の妥当性等の、より踏み込んだ資料を作成し、平成 23 年度から設置された特定契約業者選定委員会での実質的な審議を経るとともに、その議事録を整備保存しておくことが、意思決定を形骸化させないためにも必要である。



## 5 委託契約における管理費の算出方法の明確化と関係書類の整備について

### (1) 東京都環境科学研究所の移管について

都は、平成 17 年 5 月総務局長通知「試験機関の見直し方針」により、「行政権限を行使する試験機関以外は原則として直営を廃止する」ことを示した。

これを受け、環境局は、東京都環境科学研究所を、公的試験研究機関としての機能を維持し、弾力的な運営、研究等の活性化を図ることを目的に、公社に研究機関を移管し、業務を全面委託することを決定した。

都及び公社は、平成 19 年度より「東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託（概算契約）」に係る委託契約を毎年度締結している。

### (2) 委託契約書の内容について

この委託契約書において、委託内容は以下のとおり定められている。

第 1 条 甲（東京都）及び乙（公社）は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別紙仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

また、仕様書において、経理方法及び委託料の精算は以下のとおり定められている。

#### 第 16 経理の明確化

1 乙は、委託料の経理に当たっては、他の経費と区別し、その収入及び支出に関する帳簿その他の関係書類を備え、経理状況を常に明確にしておかなければならない。

#### 第 18 精算

1 乙は、委託料の精算については、年度末に精算書（別記第 5 号様式）を甲に提出しなければならない。

### (3) 精算書の内訳について

公社より都へ提出された平成 22 年度東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託に係る精算書において、委託料の契約額及び精算額は（表 公 5 - 1）のとおり報告されている。

(表 公5-1) 平成22年度東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託に係る委託料の精算書

(単位：千円)

事項	契約額	精算額
委託料（全体）	824,443	736,911

また、精算書を作成するにあたり、公社では予算管理表を作成しているが、当該契約中の「管理運営業務」については、(表 公5-2) のとおりに記載されている。

(表 公5-2) 平成22年度東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託に係る委託料（管理運営業務）の予算管理表

(単位：千円)

事項	契約額	精算額
委託料（全体）のうち管理運営業務	510,458	477,942
管理運営業務のうち管理費	32,978	17,216

管理運営業務に係る委託料には個別に支出額を積み上げる直接的な費用のほか、共通的な経費である管理費が含まれているが、現在、公社は精算時に都から示された金額を管理費として請求をしている。

今後、公社は、契約金額の執行において、管理費の算出方法を明確にするとともに、都と情報の共有化を図りながら、適正な執行と精算に努められたい。

その経理に当たっては、他の経費と区別し、その収入及び支出に関する帳簿その他の関係書類を備え、経理状況を常に明確にする必要がある。

#### 指 摘（2-4）委託契約における管理費の算出方法の明確化と関係書類の整備について

平成22年度東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託に係る精算書について、管理運営業務に係る委託料の中に含まれる共通的な経費である管理費の算出方法が明確にされていなかった。現在、公社は精算時に都から示された金額を管理費として請求をしている。

今後、公社は、契約金額の執行において、管理費の算出方法を明確にするとともに、都と情報の共有化を図りながら、適正な執行と精算に努められたい。

その経理に当たっては、他の経費と区別し、その収入及び支出に関する帳簿その他の関係書類を備え、経理状況を常に明確にする必要がある。

## 6 ごみ管路収集輸送施設の維持管理・運転業務委託契約等について

### (1) 契約に関する積算資料について

#### ① ごみ管路収集輸送施設の維持管理・運転業務委託契約

平成 22 年度に総額 56,056 千円（税込）の契約を締結したが、この金額は、平日 142,200 円、日曜・祭日 163,100 円でそれぞれ 294 日、71 日をもとに算定されている。当該契約は、平成 7 年度から東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）の特命随意契約として開始され、ほかの競争入札同様に一部事務組合が予定価格を決定し、契約を行うものである。

#### ② 粗大ごみ処理施設総合調整・技術管理業務委託契約

平成 22 年度に総額 29,610 千円（税込）の契約を締結した。契約の内容は仕様書によれば、「粗大ごみ等処理に係る計画調整」等粗大ごみ等の処理の円滑かつ効率的な運営業務を実施するため 7 項目の業務が定められている。当該契約は、平成 15 年度から一部事務組合の特命随意契約として開始され、ほかの競争入札同様に一部事務組合が予定価格を決定し、契約を行うものである。

#### ③ 清掃工場等水系プラント管理委託契約（単価契約）

平成 22 年度に総額 51,226 千円（税込）の契約を締結した。契約の目的は特記仕様書によれば、「清掃工場等のボイラ等の水系プラントを維持管理するため、ボイラ水等の水質の分析を行い、その結果をもとに水質を管理する。」ことにあり、この目的のために、PH 分析等 13 項目の分析及び報告書の作成が業務内容となっている。契約金額はそれぞれの分析項目等で単価と分析回数等が定められておりその総額が契約金額となっている。当該契約は、一部事務組合の特命随意契約であり、ほかの競争入札同様に一部事務組合が予定価格を決定し、契約を行うものである。

上記 3 契約の予定価格は、一部事務組合独自の単価、積算基準により積上げた価格で、これは公表されていない。契約は、公社が算出した見積額を一部事務組合に提出し、一部事務組合の設定する予定価格の範囲内であれば、その金額で行う。もし、予定価格を上回った場合は、公社は、見積額の値引きを行い、再度、見積書を提出し、予定価格の範囲内に入った時点の金額で契約を行う。一部事務組合が設定する予定価格の範囲内に入らないことは度々あり、前年を下回る契約額においても、公社は契約を確実に履行するため、新たな執行計画を立て実施している。この執行計画で見直した検査項目ごとの単価等を次年度の契約に使用しているため、労務費等の積み上げにより算出した見積りとはなっておらず、そのため、単価の基となる

積算根拠が希薄となっている。当該契約は、今後も長期的に継続すると見込まれるため、適切な積算資料の整備を実施されたい。

#### 意見（２－４）契約に関する積算資料について

ごみ管路収集輸送施設の維持管理・運転業務委託契約、粗大ごみ処理施設総合調整・技術管理業務委託契約、清掃工場等水系プラント管理委託契約（単価契約）の 3 契約は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）と特命随意契約を締結している。しかし、この入札に対して公社の見積単価は前年度の執行計画で見直した検査項目ごとの単価等を次年度の契約に使用しているため、労務費等の積み上げにより算出した見積とはなっておらず、そのため、単価の基となる積算根拠が希薄となっている。当該契約は、今後も長期的に継続すると見込まれるため、適切な積算資料の整備を実施されたい。

#### （２）契約における火災保険について

一部事務組合との委託契約のうち、不燃ごみ処理センター運転管理業務委託契約は、仕様書において、「火災保険への加入」の項目があり、中防、京浜島の不燃ごみ処理センターにおいて当該火災保険金相当額がそれぞれ 48,015 千円、55,647 千円契約金額に含まれている。公社は、保険契約の契約者であるが被保険者は設備の所有者である一部事務組合である。

本契約の仕様書に記載の火災保険の概要は以下のとおりである。

- ・受託者は火災・爆発等の予期せぬ事態に備え、火災保険に加入すること。
- ・火災・爆発等により不燃ごみ処理センターが損害を被った場合には、補償限度額（15 億円）の範囲内で現状回復し、再発防止に努めること。

一部事務組合とは、不燃ごみ処理センターと同様な設備の管理委託契約として、ごみ管路収集輸送施設の維持管理・運転業務委託契約があり、また、直接設備の管理委託ではないが、破碎ごみ処理施設において、燃料である LSA 重油、プロパンガス、灯油の物品管理及び薬品類の物品管理が含まれる粗大ごみ処理施設総合調整・技術管理業務委託契約があるが、火災保険に関する取決めがない。火災発生リスクに備えて一部事務組合と責任範囲等について取決めをされたい。

## 意見（２－５）契約における火災保険について

不燃ごみ処理センター運転管理業務委託では、業務の性質上火災が発生する可能性が高いため、一部事務組合との仕様書において火災保険の取決めがあるが、ごみ管路収集輸送施設の維持管理・運転業務委託契約、粗大ごみ処理施設総合調整・技術管理業務委託契約においても火災発生リスクに備えて一部事務組合と責任範囲等について取決めをされたい。

### （３）契約ごとの予算、原価管理について

#### ① 清掃工場等水系プラント管理委託契約（単価契約）

平成 22 年においては、当該委託契約の予算は当該予算のほか一部事務組合 2 件、公社関係 6 件、一般受付関係 8 件の契約が一括して「分析」の予算として設定されている。

このうち、契約金額が最も大きいのは当該委託契約であり、また、この契約は一部事務組合との特命随意契約であり、今後も長期的に継続すると見込まれるものである。このため、契約に対応した予算、原価管理を実施し、より効率的な業務運営を実施することが望まれる。

#### ② 粗大ごみ等破碎済ごみの積込・運搬等業務委託契約、破碎ごみ処理施設焼却残灰等輸送作業契約、粗大ごみ破碎処理施設一時保管に係る管理復旧業務契約

これらの契約についてもほかの 2 件の契約と一括して予算が設定されている。①の契約と同様にこれらの契約も一部事務組合との特命随意契約であり、今後も長期的に継続すると見込まれるものであるため、契約に対応した予算、原価管理を実施し、より効率的な業務運営を実施することが望まれる。

## 意見（２－６）契約ごとの予算、原価管理について

清掃工場等水系プラント管理委託契約（単価契約）、粗大ごみ等破碎済ごみの積込・運搬等業務委託契約、破碎ごみ処理施設焼却残灰等輸送作業契約、粗大ごみ破碎処理施設一時保管に係る管理復旧等業務契約は、一部事務組合との特命随意契約であるが、それぞれほかの類似業務の契約と一括して予算が設定されている。今後も長期的に継続すると見込まれるものであるため、契約に対応した予算、原価管理を実施し、より効率的な業務運営を実施することが望まれる。

## 7 清掃工場計器保全事業について

公社は、特別区等の清掃工場に設置されている排ガス分析計等の環境測定機器の保守点検業務を、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）及び多摩地区等の自治体から受託し、実施している。保守点検業務には、月例点検と12か月点検があり、月例点検は公社が実施し、12か月点検は機器メンテナンス会社に再委託している。

清掃工場計器保全事業については、都の清掃局の時代から清掃局の業務を公社が受託しており、清掃工場が一部事務組合に移管された後も引き続きその業務を公社が担っているものである。

清掃工場計器保全事業に関する経常収益 351,356 千円、当期一般正味財産増減 69,839 千円であり、約 20%の利益率である。

契約については特命随意契約であるが、23 の分析計の種別ごとに一部事務組合側において他の競争入札と同様、価格の積み上げを行い、これに対し公社においては分析計ごとの点検種別に、積算資料による労務単価に点検にかかる日数をかけ、一定の現場管理費及び一般管理費を加算して点検の積算単価を算出し、金額を提示している。公社側の積算が一部事務組合の積算を上回る場合が度々あり、再度公社側が価格を下げ、契約を成立させている。

公社の説明によると一部事務組合向けは民間向けより低い単価とのことであるが、一部事務組合等から受託している事業としては約 20%の利益率となっているため、一部事務組合側の予定価格の範囲で契約しているものの、公益性の高い業務であることから今後とも契約金額の低減をすることが適当と考える。

当該事業の積算において、各点検に直接かかる工費に加えて、現場管理費（18.34%）及び一般管理費（11.20%）を上乗せしていることも、実態に応じて見直しを検討されたい。

### 意見（2-7）清掃工場計器保全事業について

清掃工場計器保全事業について、東京二十三区清掃一部事務組合から受託している廃棄物処理関連事業であるが、経常収益 351,356 千円、当期一般正味財産増減 69,839 千円であり、約 20%の利益率である。

清掃工場計器保全業務は今後も長期的に継続すると見込まれるため、安定的な事業執行を確保したうえで今後も契約金額の低減に向けた努力をすることが適当と考える。

清掃工場の環境測定機器の保守点検業務の点検単価について、利益率が過度に大きくならないよう、実態に応じた見直しを検討されたい。

## 8 会社の決算書について

公社では、個々の事業を予算、決算で事業別に収益と費用が対比できるよう詳細に管理している。しかし、平成 22 年度の正味財産増減計算書総括表では収益は事業収益と受託収益との大きく二つに分かれているが、事業費は地球温暖化活動事業費などの七つの事業別の科目となっており、収益と費用の対応関係が分かりにくいものとなっている。

これは、金額が大きい都からの受託収益を事業ごとに分割せず 1 行で表示し、各事業収益には、都以外からの収益が計上されている。都からの受託収益 2,623,991 千円は、環境調査研究事業収益 701,820 千円、地球温暖化活動事業収益 386,841 千円、広報普及事業収益 32,662 千円、廃棄物処理施設管理等事業収益 1,496,317 千円、廃棄物技術支援等事業収益 6,350 千円に分かれる。

したがって、決算書の各々の事業収益と事業費を対応させても、その対応関係が分かりにくいものとなっている。

なお、東京都等との取引は、別途注記等を行うことが望ましい。

(表 公 8 - 1) 正味財産増減計算書総括表 (平成 22 年度、抜粋)

(単位：千円)

科 目	現状の決算書	都の受託収入を各収益に分けた場合
<b>【事業収益】</b>		
環境調査研究事業収益	83,293	785,113
地球温暖化活動事業収益	1,237	388,078
広報普及等事業収益	0	32,662
廃棄物収集運搬中間処理事業収益	2,079,703	2,079,703
廃棄物情報処理事業収益	485,854	485,854
廃棄物処理施設管理等事業収益	2,041,664	3,537,981
廃棄物技術支援等事業収益	127,920	134,270
<b>【受託収益】</b>		
東京都受託収益	2,623,991	—
<b>【事業費】</b>		
広報普及等事業費	42,601	42,601
地球温暖化活動事業費	378,653	378,653
廃棄物収集運搬中間処理事業費	2,117,572	2,117,572
廃棄物情報処理事業費	507,496	507,496
廃棄物処理施設管理等事業費	3,221,436	3,221,436
廃棄物技術支援等事業費	150,429	150,429
環境調査研究事業費	765,076	765,076

#### 意見（2－8）公社の決算書について

公社では、個々の事業を予算、決算で事業別に収益と費用が対比できるよう詳細に管理している。しかし、平成 22 年度の正味財産増減計算書総括表では収益は事業収益と受託収益との大きく二つに分かれているが、事業費は地球温暖化活動事業費など七つの事業別の科目となっており、収益と費用の対応関係が分かりにくいものとなっている。

公社の正味財産増減計算書について、収益と費用の対応関係が分かりやすい決算書を作成されたい。



## 9 経営改善対策積立金について

会社の正味財産は 4,475,765 千円（平成 23 年 3 月末）で、基本財産である指定正味財産 356,489 千円を差し引くと、一般正味財産は 4,119,275 千円である。

一般正味財産は、主として収益事業から生み出されており、都等の受託事業からも生み出されている。

過去 5 年間の会社の経常収益、経常費用及び当期経常増減額の推移は（表 公 9 - 1）のとおりである。当期の経常的な事業の余剰である当期経常増減額が平成 22 年度を除き、毎年度 1 億円以上計上されている。

（表 公 9 - 1）会社の経常収益、経常費用及び当期経常増減額の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	6,927,986	7,697,866	7,225,279	7,877,975	7,614,590
経常費用	6,467,285	7,120,525	7,048,713	7,719,325	7,574,719
当期経常増減額	460,701	577,341	176,911	158,650	39,871

会社は、中・長期的に会社の安定した経営を推進する観点から、経営改善対策積立金を新たに設置し、平成 22 年度において 459,654 千円、平成 23 年度（予算）において 140,000 千円を一般正味財産から積み立てている。

経営改善対策積立金の使用目的は以下のとおりとなっている。

- ①不測の事態により、財源に不足が生じた場合に使用する財政調整基金
- ②今後、新たに事業を開始するために必要な資金
- ③一時的に大規模な設備・建物調達などの必要な資金

経営改善対策積立金の使用目的は、上記の 3 点となっているが、いずれも具体的な計画はない。当該積立金については、事業に使用する計画を具体的にしていく必要があると考える。

会社の経営改善対策積立金について、事業に使用する計画を具体的に立て、適切に使用するようにならなければならない。

意見（２－９）経営改善対策積立金について

公社は、中・長期的に公社の安定した経営を推進する観点から、経営改善対策積立金を新たに設置し、平成 22 年度において 459,654 千円、平成 23 年度（予算）において 140,000 千円を積み立てている。

経営改善対策積立金の使用目的は、財政調整基金等となっているが、いずれも具体的な計画はない。当該積立金については、事業に使用する計画を具体的にしておく必要があると考える。

公社の経営改善対策積立金について、事業に使用する計画を具体的に立て、適切に使用するようになされたい。

## 10 神田情報センターのシステム開発・保守・運用について

### (1) システム開発・保守・運用に係る外部事業者との契約について

神田情報センターのシステム開発・保守・運用に係る業務は（入退室管理システムを除く）、外部事業者にアウトソースされている（表 公10-1）。

(表 公10-1) システム開発・保守・運用に係る契約先

システム名	稼働開始	契約先
粗大ごみ受付収集システム	平成 8 年 7 月	A 社 (注 1)
家電リサイクル受付システム	平成 13 年 4 月	
医療廃棄物適正処理管理システム	平成 16 年 1 月	
IC タグ医療廃棄物追跡管理システム	平成 17 年 11 月	
集積所管理システム	平成 20 年 4 月	
廃棄物収集管理システム	平成 15 年 6 月	
集団回収管理システム	平成 18 年 4 月	
コールセンターシステム	平成 15 年 10 月	B 社 (注 2)

(注 1) 年度ごとの出向契約に加え、システム改廃の都度、委託契約を締結している。

(注 2) 年度ごとに保守契約を締結している。

(表 公10-2) に示すとおり、A 社とはシステム運用に係る出向契約（契約期間 1 年）に加え、システム改修の都度、委託契約（特命随意契約）を締結している。なお、このシステム運用に係る出向契約は、粗大ごみ受付収集システムが稼働開始した平成 8 年から継続的に締結されている。

(表 公10-2) システム開発・保守・運用に係る契約の内訳（過去 3 年間）

年度	契約件名	契約先	契約金額 (千円)
平成 20 年度	コールセンターシステムの保守契約	B 社	7,920
	システム運用に係る出向契約	A 社	20,400
	W区集積所管理システム導入に伴うシステム改修	A 社	2,100
	携帯電話による粗大収集管理機能の導入に伴うシステム改修 (W区)	A 社	2,000
	X区粗大ごみ収集事業の民間委託に関わるシステム改修	A 社	2,000
	一般ごみ及び粗大ごみの収集日事前通知メール自動配信システムの開発	A 社	5,000
	粗大ごみ受付収集システム計画ポイントの追加に関わるシステム改修	A 社	1,000
	Y区粗大ごみ収集事業の民間委託に関わるシステム改修	A 社	1,350
	粗大ごみ品目手数料改定に伴うシステム改修	A 社	2,000
平成 21 年度	コールセンターシステムの保守契約	B 社	7,020
	システム運用に係る出向契約	A 社	20,400

	Z区粗大ごみ収集事業の民間委託に関わるシステム改修	A社	2,000
	粗大ごみ受付収集管理及び集積所管理システムの小規模補修及びメンテナンス契約	A社	2,800
	廃棄物管理システム追加変更等	A社	4,500
平成 22 年度	コールセンターシステムの保守契約	B社	7,020
	システム運用に係る出向契約	A社	20,400
	医療廃棄物システム変更	A社	200
	粗大ごみ受付収集管理及び集積所管理システムの小規模補修及びメンテナンス契約	A社	2,800
	W区集団回収システム改修作業	A社	1,900

ここで、直近で新規開発（1,000万円超）されたICタグ医療廃棄物追跡管理システムの開発期間を例に、A社との契約について検証してみる。

（表 公10-3）A社との主な契約概要（平成17年度）

運用	契約形態	出向契約		
	件名	神田情報センターにおける業務システムのメンテナンス等		
	契約期間	平成17年4月1日～平成18年3月31日		
	工数	24.0人月	工数/月（注1）	2.0人月
	契約金額	20,400,000円	契約金額/月（注2）	1,700,000円
開発	契約形態	委託契約		
	件名	ICタグによる医療廃棄物追跡事業管理システムの開発		
	契約期間	平成17年5月23日～平成17年10月31日		
	工数	25.3人月	工数/月（注1）	4.8人月
	契約金額	22,995,000円	契約金額/月（注2）	4,338,679円
運用（出向契約）と開発（委託契約）の合計		工数/月	6.8人月	
		契約金額/月	6,038,679円	

（注1）工数÷契約期間（月）にて算出

（注2）契約金額÷契約期間（月）にて算出

（表 公10-3）に示すとおり、公社がA社と締結した契約は、1か月当たりの工数が6.8人月、金額にして6,038,679円となる。これに対し、A社の両契約に係る従事者は総勢2人であるため、A社の従事者1人あたりに換算すると、1か月の工数が3.4人月、月額3,019,339円に相当する契約を締結していたことになる。これは出向契約に従事している者に対し、公社が併せて委託契約を締結していることに起因しており、契約上の想定が実態に即していなかったと言える。

#### ① 出向契約について

出向契約の業務内容は日常的なシステムの運用業務であり、契約はA社の従事者2人が神田情報センターに終日常駐して職務にあたることを想定したものとなっている。

(表 公10-3) の例において、出向契約と同時に、公社は IC タグ医療廃棄物追跡管理システムの開発を A 社に委託している。ここで、出向契約に係る職務は日々の運用業務であるから、出向契約と IC タグ医療廃棄物追跡管理システムの開発に係る委託契約は、同時並行で進められたことになる。

時間外労働等によって対処されたことは想像に容易いが、それを以てしても、A 社が従事者 2 人を以て、1 か月当たりの工数が 6.8 人月に相当する両契約を同時並行で遂行できた状況に鑑みると、出向契約上で想定する業務量が実態と比較して多すぎることが懸念される。

神田情報センターのシステム（コールセンターシステム及び入退室管理システムを除く）に係る開発・保守・運用業務は、そのすべてが A 社との出向契約及び委託契約によって行われている。ゆえに、出向契約に従事する者が、同時並行で委託契約に係る業務に従事する状況は、粗大ごみ受付収集システムが稼働開始した平成 8 年度から現在に至るまで、継続的に発生している。

出向契約の業務に従事する者が、同時並行で委託契約の業務を行う状況が長期的に継続していることに鑑みると、出向契約上で想定する業務量が実態に合っていないことが懸念される。したがって、システム運用に係る業務をアウトソースする際には、契約形態、執務形態、人員数等が実情に見合う内容となるよう、契約内容を最適化することが必要である。

以下の(表 公10-4) に示すとおり、A 社が運用管理するシステムに起因する過去 6 年間の障害発生件数は極めて僅少である。また、最も後発のシステムでも稼働開始から 3 年半を経過しており、操作方法等に関するエンドユーザからの問合せ件数も減少傾向にあると推測される。このことから、A 社が管理するシステムは安定稼働期にあると判断できる。これに対し、過去 6 年間のシステム運用に係るコストは一定の金額で推移している(表 10-5)。

(表 公10-4) 障害発生件数の推移 (単位：件)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
0	0	0	0	0	1

(注) A 社が運用管理するシステムに起因する障害に限る。

(表 10-5) システム運用に係る契約金額の推移 (単位：千円)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400

(注) A 社と締結した出向契約の契約金額の推移。

一般に、システムの安定稼働は運用コスト削減のための重要な要素であると考え

られており、逆に言えば、システムが安定稼働期にあるのであれば、運用コストを削減するための要素が存在し得ると考えられる。

運用業務は定型的な業務が中心であり、職務遂行において運用対象となるシステムの処理プロセスを把握していなくても、差し支えない作業項目は多い。また、近年は運用管理のためのツールも充実しているため、作業を自動化したり、システムに関する高度な知識がなくても行うことが可能な作業項目も少なからず存在する。このような運用業務の作業項目の例として、バックアップ取得、システム稼働状況の監視（異常検知及び通知）等が挙げられる。さらに、エンドユーザからの問合せ対応を行うヘルプ業務は、アプリケーション機能に関する知識こそ必要であるが、それはエンドユーザの立場を超えることはなく、コンピュータ言語等の専門的知識を要するものではない。

前述のような運用業務の特性を背景として、開発・保守を担う事業者のサポートのもと、運用業務を自社内で行ったり、開発・保守の事業者とは異なる事業者をアウトソース先として選定し、運用コスト削減を実現する企業も少なくない。

一般に、アウトソース先の硬直化は、高コスト体質を生み出す要因となり得るため、意識的にコスト削減の余地を見出す姿勢が強く求められる。

運用コスト削減のための中長期的な取組として、まずは第一に、運用業務の作業項目をすべて洗い出し、作業項目の内容及び特性を把握することが必要である。その上で、各作業項目について必要なサービスレベルを見極めながら、公社内要員とアウトソース要員を適切に使い分けることが必要である。また、アウトソース先の選定においては、取引実績にとらわれずに、サービスレベルとコストに見合ったアウトソース先を選定することが望ましい。

## 意見（2-10）出向契約について

出向契約の業務に従事する者が、同時並行で委託契約の業務を行う状況が平成8年から現在に至るまで長期的に継続している。平成17年度においては、アウトソース先の従事者2人に対し、出向契約と委託契約を併せると1か月当たりの工数が6.8人月に相当する契約を締結しており、出向契約上で想定する業務量が実態に即していないことが懸念される。また、システム運用業務のアウトソース先が硬直化しており、システムの安定稼働期においても、契約内容及び契約条件の見直しが適宜に行われておらず、運用コストについて十分に検証されていない。

したがって、システム運用に係る業務をアウトソースする際には、契約形態、執務形態、人員数等が実情に見合う内容となるよう、契約内容を最適化することが必要である。これに加え、運用コスト削減への中長期的な取組みとして、運用業務の作業項目をすべて洗い出し、作業項目の内容及び特性を把握した上で、各作業項目に求めるサービスレベルを見極めながら、公社内要員とアウトソース要員を適切に使い分けることが必要である。また、アウトソース先の選定においては、取引実績にとらわれずに、サービスレベルとコストに見合ったアウトソース先を選定することが望ましい。

## ② 委託契約について

（表 公10-1）で示したICタグ医療廃棄物追跡管理システムの開発に係る委託契約の内訳を見てみると、各工程に対する開発工数に単価を乗じたものを積み上げて契約金額が算出されている。

システム開発に係る工数は契約期間に対して均等に発生するものではないが、委託契約の開発工数を契約期間で除した1か月当たりの開発工数は4.8人月となる。これを従事者2人が出向契約の職務と同時並行で遂行したことに鑑みると、契約で想定している開発工数が実態に合っていないと懸念され、結果として契約金額が大きく算出されている可能性も否定できない。

契約締結時に開発工数を正確に見積もることは困難であるが、実際に要した開発工数を把握し、見積工数と実績工数に大きく乖離があればその原因について委託先に説明を求める等、委託先の業務履行状況を適時にモニタリングし、予実分析をすることが必要である。これにより、委託先に対するモニタリング機能が強化されるのみならず、公社職員のITリテラシー（知識と能力）向上の効果も期待することができる。その上で、将来的にシステム開発を外部委託する際、市場相場や同一規模の開発案件に係る実績工数を参考にすることで、委託先から提示された契約金額の精査を的確に行い、価格交渉力を向上させるように取り組むことが望ましい。

## 意見（２－１１）委託契約について

神田情報センターのシステム開発に係る委託契約において、委託先の業務履行状況に係る詳細な管理・分析が行われていないため、契約上の見積工数と実績工数に乖離があっても捕捉することが出来ていない。

契約締結時に開発工数を正確に見積もることは困難であるが、実際に要した開発工数や作業状況等、委託先の業務履行状況を適時にモニタリングし、見積工数と実績工数に大きく乖離があれば、その原因について委託先に説明を求めることが必要である。また、将来的にシステム開発を外部委託する際、市場相場や同一規模の開発案件に係る実績工数を参考にすることで、委託先から提示された契約金額の精査を的確に行い、価格交渉力を向上させるように取り組むことが望ましい。

## （２）保守と運用の職務分離について

一般に、システムに係る保守・運用業務における重要な内部統制として、保守と運用の職務分離が挙げられる。これは、プログラムの改修作業を行う保守業務を本番環境から分離させることにより、故意過失にかかわらず、意図しないプログラム等の改ざんが行われないようにすることを目的とする。

神田情報センターの場合、システムに係る保守・運用業務（コールセンターシステム及び入室管理システムを除く）は、外部事業者（以下「B社」という。）にアウトソースされており、同一担当者によって保守・運用業務が行われている。また、本番環境と開発環境は論理的に分離されているものの、各環境における作業は同一端末で操作されている。これに加え、間仕切りで隔離された場所に端末が設置されているため、端末の利用状況を他の職員が目視することはできない。このような状況は、開発環境で改修作業中に誤って本番環境に影響を及ぼしたり、然るべき報告なきままプログラム改修が行われるといった不都合を生む可能性がある。

ここで、プログラムの改修作業を行った場合には、所定の手続きに則り、事前に公社職員による検収作業を行った上で本番環境へ反映させることとなっているが、前述の状況に鑑みると、保守と運用業務の職務分離といった意味では、必ずしも有効とは言えない。

保守・運用業務に割ける人員は限られるため、保守と運用業務の担当者を明確に分けることは、現状の体制において現実的な対応策ではないことは理解できるが、モニタリング機能の強化など改善の余地は十分にあると考える。具体的な例として、①本番環境のアクセスログと事前に通知された作業予定の整合性を第三者が検証する、②本番環境の更新作業ができる端末を独立させ、常に管理者又は第三者が端末の利用状況をモニタリングできる環境に配置する等が考えられる。さらに、②の場合には、端末へのアクセスキーを管理者が管理し、必要な時に貸し出す運用にす



れば、より効果的である。

神田情報センターが運営するシステムには、粗大ごみ受付収集システム等、都民の個人情報を取り扱うシステムも多く、個人情報保護の観点においても、モニタリング機能の強化は重要な対策である。

#### 指 摘（２－５）保守と運用の職務分離について

神田情報センターにおける保守・運用業務は、同一担当者によって行われており、保守と運用の職務分離が実現されていない。さらに、本番環境と開発環境は論理的に分離されているものの、同一端末で作業が行われていることに加え、端末の利用状況を第三者は目視することが困難となっている。このような状況は、故意過失にかかわらず、意図しないプログラム等の改ざんが行われてしまうことを防ぐことができない。

このような内部統制の脆弱性に対し、モニタリング機能の強化など改善策を講じることが必要である。具体的な例として、①本番環境のアクセスログと事前に通知された作業予定の整合性を第三者が検証する、②本番環境の更新作業ができる端末を独立させ、常に管理者又は第三者が端末の利用状況をモニタリングできる環境に配置する等が考えられる。さらに、②の場合には、端末へのアクセスキーを管理者が管理し、必要な時に貸出を行うような運用にすれば、より効果的である。

#### （３）システム運用マニュアルについて

システムの運用業務として行うべき作業項目、具体的な作業手順及び指標、作業記録の様式、運用フロー等を記載したシステム運用マニュアルは、運用業務の品質を一定に保ち、システムの安定稼働及び信頼性を確保するために重要な文書である。

本来、システム運用マニュアルはシステム構築段階で作成されるべきものであるが、神田情報センターで運用されるすべてのシステムにおいて、システム運用マニュアルが整備されていない。稼働当初より、システム運用業務（コールセンターシステム及び入退室管理システムを除く）はＢ社にアウトソースされており、特定の担当者の長い現場経験だけによって維持運用されている。

運用業務が完全に属人化してしまっているため、明確な運用ルールが存在しないばかりか、運用業務として行うべき作業項目や作業手順すら、特定の担当者しか知り得ない状況となっており、第三者との作業内容及び品質の情報共有、及び第三者への作業引継ぎを困難にさせている。

システム運用マニュアルが整備されていない状況下では、業務内容を知り得ない第三者が運用業務を代行することは不可能であり、不測の事態が発生した場合には、システムサービスの停止等、神田情報センターの事業継続性にも大きく影響を及ぼ

し兼ねない。

したがって、緊急時を含む、システムの運用業務として行うべき事項、具体的な作業手順及び指標、作業記録の様式、運用フロー等を整理し、システム運用マニュアルとして文書化することが必要である。

#### 指 摘（２－６）システム運用マニュアルについて

神田情報センターでは、本来はシステム構築段階で作成されるべきシステム運用マニュアルが整備されていない。そのため、特定の担当者の長い現場経験だけによってシステムが維持運用されている。運用業務が完全に属人化してしまっている状況下においては、業務内容を知り得ない第三者が運用業務を代行することは不可能であり、不測の事態が発生した場合には、システムサービスの停止等、神田情報センターの事業継続性にも大きく影響を及ぼし兼ねない。

したがって、緊急時を含む、システムの運用業務として行うべき事項、具体的な作業手順及び指標、作業記録の様式、運用フロー等を整理し、システム運用マニュアルとして文書化することが必要である。

#### （４）バックアップの外部保管について

神田情報センターでは、システムのバックアップを日次で取得し、施錠されたサーバ室内で保管している（コールセンターシステムを除く）。

サーバ室内で保管しているバックアップは、ハードウェア障害等の局所的なトラブルに対しては有効性が認められるものの、火災や地震等のサーバ室自体に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、必ずしも有効とは言えない。

さらに、神田情報センターに構築されているシステムには、設計書等のシステム機能の詳細を示す文書が存在しない。これは、火災等によって一度サーバ室自体が損害を受けた場合には、神田情報センターに構築されているシステムを再現することが極めて困難であることを意味しており、事業継続性への影響も無視することができない。

データ及びアプリケーションのバックアップを外部に保管するか否かについては、想定されるリスクと影響の度合い、対策に要するコスト等を踏まえて検討されるべきであるが、システムの再現性が極めて低いことに鑑みると、現状のサーバ室内での保管に加え、一定のサイクルでバックアップを外部保管することが望ましい。

#### 意見（2-12）バックアップの外部保管について

神田情報センターのシステムに係るバックアップは、一部を除いて外部保管されていない。サーバ室内で保管するバックアップは、ハードウェア障害等の局所的なトラブルに対しては有効であるが、火災等のサーバ室自体に影響を及ぼす不測の事態に対しては有効とは言えない。さらに、神田情報センターに構築されているシステムには設計書等の文書が存在しないため、システムの再現性が極めて低く、火災等の不測の事態によって一度サーバ室自体が損害を受けた場合には、神田情報センターの事業継続性に大きな影響を及ぼす恐れがある。

したがって、現状のサーバ室内でのバックアップ保管に加え、一定のサイクルでデータ及びアプリケーションのバックアップを外部保管することが望ましい。

## 1.1 システム開発に係る委託契約書について

### (1) 委託契約書における権利帰属条項について

神田情報センターに導入されているシステムは、入退室管理システムを除き、会社の仕様に基づいて委託開発されたシステムである（表 公11-1）。

（表 公11-1）神田情報センターの情報システムの導入形態

システム名	導入形態
コールセンターシステム	委託開発
粗大ごみ受付収集システム	委託開発
家電リサイクル受付システム	委託開発
医療廃棄物適正処理管理システム	委託開発
IC タグ医療廃棄物追跡管理システム	委託開発
集積所管理システム	委託開発
廃棄物収集管理システム	委託開発
集団回収管理システム	委託開発
入退室管理システム	パッケージ

システム開発の成果として作成されるプログラムは著作物（著作権法第10条第1項第9号）であり、契約で特段の定めがなければ、プログラムの著作権は著作者、すなわち委託先であるシステム開発事業者に帰属するのが原則である。

会社が委託開発したシステムにおいては、一部を除いて委託契約書に知的財産権に関する事項が明記されておらず、知的財産権の帰属先が不明瞭となっている（表 公11-2）。

（表 公11-2）委託契約書における知的財産権の記載状況

システム名	委託契約書の権利帰属条項
コールセンターシステム	明記あり (帰属先：委託先)
粗大ごみ受付収集システム	明記なし
家電リサイクル受付システム	明記なし
医療廃棄物適正処理管理システム	明記なし
IC タグ医療廃棄物追跡管理システム	明記なし
集積所管理システム	明記あり (帰属先：委託先)
廃棄物収集管理システム	明記なし
集団回収管理システム	明記なし

一般に、システムに関する取引で生じるトラブルとして、契約に関連するトラブルが代表的なものとして挙げられる。経済産業省が公表する「情報システム・ソフ

トウェア取引トラブル事例集」によると、契約に関連するトラブルの原因の一つとして、知的財産権への理解不足が指摘されている。

ここで、システム開発によって生じる著作権について、特に留意しなければならない権利を以下に示す（表 公11-3）。

（表 公11-3）著作権法 第20条 第27条

著作権法第27条	（翻訳権、翻案権等） 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。
著作権法第20条	（同一性保持権） 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

著作権法第27条が定めるとおり、プログラムに対する翻案権は著作者が有する。したがって、プログラムの著作権を委託先に留保させた場合には、システム稼働後の保守・運用体制にも影響を及ぼす可能性があることに注意しなければならない。

また、万が一、委託先が同一性保持権を行使した場合には、公社の意思に沿ったプログラムの改変を行うことができなくなる危険性を有していることにも十分な注意が必要である。

契約締結後に委託先と知的財産権を巡ってトラブルとなるリスクを回避するためにも、システム開発に係る委託契約を締結する際には、著作権を含む知的財産権の取扱いについて委託先と十分協議の上、合意内容を契約書に明記することが必要である。なお、著作権の帰属先を検討するに当たって、システム稼働後の保守・運用体制をどのように構築するかといった点にも十分に配慮することが必要である。

また、システム開発を競争入札で調達する際には、知的財産権の取扱いをあらかじめ入札の条件とすることも有効な対策であると考ええる。

#### 指 摘（2-7）委託契約書における権利帰属条項について

システム開発を外部委託する際に、システム開発によって生じる知的財産権の取扱いについて十分な検討が行われておらず、委託契約書に権利帰属条項が明記されていないため、著作権の帰属先が不明瞭となっている。

契約締結後に委託先と知的財産権を巡ってトラブルとなるリスクを回避するためにも、システム開発に係る委託契約を締結する際には、システム稼働後の保守・運用体制にも十分配慮しつつ、著作権を含む知的財産権の取扱いについて委託先と十分協議し、合意内容を契約書に明記することが必要である。

また、システム開発を競争入札で調達する際には、知的財産権の取扱いをあらかじめ入札の条件とすることも有効な対策であると考ええる。

(2) 委託契約書における納入物の記載について

委託契約書における納入物の記載について、経済産業省から公表されているモデル契約書を参考に検証する。

(表 公11-4) に示すとおり、公社が委託先と締結した委託契約書には、システム開発の成果として作成されるべき成果物（システム設計書、ソースプログラム等）が一切明記されていない。

商慣行としてソースプログラム及びユーザ利用マニュアルは公社に納入されているものの、万が一、委託先から納入が行われなかった場合、委託先に対して納入を求める主張が認められず、不利益を被る恐れがある。納入時に委託先とトラブルが生じるリスクを回避するためにも、委託契約書には納入物、納入時期、納入場所を明記しておくことが必要である。

また、システム設計書及びシステム運用マニュアルに至っては、作成すらされていない。システム開発の過程で何を成果物として作成するかは、契約ごとに公社と委託先の両方で検討されるべきものである。しかしながら、システム設計書及びシステム運用マニュアルは、システムの保守・運用プロセスにおいて、システムの安定稼働及び信頼性の確保のために必要不可欠な重要文書である。これらの文書が整備されていないことは、システムの保守性・運用性を著しく低下させるのみならず、神田情報センターの事業継続性にも大きく影響を及ぼし兼ねない。

システム開発に係る委託契約を締結する際には、システム稼働後の保守・運用のプロセスにも着目しつつ、委託契約で作成されるべき納入物を十分検討した上で、委託契約書に明記することが必要である。

(表 公11-4)

委託契約書 (注1)	モデル取引・契約書 (注2)
・委託完了届	・システム設計書 ・ソフトウェアテスト仕様書及び結果報告書 ・システムテスト仕様書及び結果報告書 ・ソースプログラム ・システム運用マニュアル ・ユーザ利用マニュアル

(注1) 委託契約書「医療廃棄物適正処理管理システムの開発委託」

(注2) (参考文献) 経済産業省「情報システム・モデル取引・契約書 (受託開発 (一部企画を含む)、保守運用) <第一版>」

#### 指 摘（２－８）委託契約書における納入物の記載について

システム開発を外部委託する際に、納入物について十分な検討が行われておらず、委託契約書に納入物に係る事項が明記されていない。また、ソースプログラム及びユーザ利用マニュアルは、委託契約書への記載有無に関わらず、委託先から納入されていることが確認できたが、システム設計書及びシステム運用マニュアルに至っては、作成すらされていない状況である。

システム開発に係る委託契約を締結する際には、委託契約に基づき作成されるべき納入物及び諸条件（納入時期、納入場所）について十分検討することが必要である。さらに、委託契約書は契約締結によって生じる義務・権利を公に示すものであることから、公社及び委託先が合意した納入物及び諸条件（納入時期、納入場所）について委託契約書に明記し、委託先に成果物を納入させることが必要である。

## 1.2 情報資産の管理について

### (1) 組織全体に向けた情報システム関連基準の策定について

公社全体における情報システム関連規程は、(表 公12-1) に示すとおり策定されている。

(表 公12-1) 公社全体における情報システム関連規程

文書名
財団法人東京都環境整備公社情報管理基本方針
東京都環境整備公社情報管理基準
財団法人東京都環境整備公社情報資産等の安全管理措置

一方、他自治体、関連事業者とネットワークを構築している神田情報センターでは、専用の情報システム関連規程が、(表 公12-2) に示すとおり策定されている。

(表 公12-2) 神田情報センターにおける情報システム関連規程

文書名
システム運用対策基準
システム開発管理対策基準
アクセス制御対策基準
事業継続計画作成対策基準

前述のとおり、公社では、組織全体（神田情報センターを除く）で適用する情報システム関連規程が策定されているが、公社における情報資産の管理は各事務所、各部署が主体となって行われている。すなわち、各部署の職員が利用する PC の購入や廃棄、ワードやエクセルといったビジネスで利用するためのソフトウェアの購入、USB メモリ等の管理は事務所や部署の判断において行われている。また、ネットワークの構築やネットワークに対する情報セキュリティ対策も事務所別に行われる。

事務所や部署の職員が管理すべき項目については、公社全体における情報システム関連規程を基に事務所や部署の実態に則した運用管理を図ることが望まれるが、事務所や部署の職員に対する当該規程の周知が徹底されず、結果、規程を逸脱する事務所及び職員が散見された。当該規程は公社グループウェア上に公開されているが、規程の存在や公開場所等、改めて周知徹底に努められたい。



### 意見（２－１３）組織全体に向けた情報システム関連基準の策定について

公社における情報システムの運用管理に関する基準は、組織全体に適用する運用管理基準と他自治体、関連事業者とネットワークを構築している神田情報センター向けの基準がある。

公社における情報資産の管理は各事務所、各部署が主体となっていて行われている。すなわち、各部署の職員が利用する PC の購入や廃棄、ワードやエクセルといったビジネスで利用するためのソフトウェアの購入、USB メモリ等の管理は事務所や部署の判断において行われている。また、ネットワークの構築やネットワークに対する情報セキュリティ対策も事務所別に行われる。

事務所や部署の職員が管理すべき項目については、公社全体における情報システム関連規程を基に事務所や部署の実態に則した運用管理を図ることが望まれるが、事務所や部署の職員に対する当該規程の周知が徹底されず、結果、規程を逸脱する事務所及び職員が散見された。当該規程は公社グループウェア上に公開されているが、規程の存在や公開場所等、改めて周知徹底に努められたい。

#### （２）情報資産の管理について

公社の情報資産は部署ごとに（表 公 1 2 - 3）に示すとおり情報資産管理台帳に記録されている。

（表 公 1 2 - 3）公社における情報資産の管理台帳

台帳名	記載されている内容
PC 管理・配置一覧表	PC の配置場所、利用者名、管理番号、購入年月日等
ルータ・ハブ等	ネットワーク機器の設置場所、管理番号、購入年月日等
コピー・FAX・プリンタ等	印刷機器の設置場所、管理番号、購入年月日等
USB メモリ・外付け HDD 等	外部記憶装置の保管場所、管理番号、購入年月日等

情報資産台帳にすべての情報資産を記録するのは労力を要するため、事前に情報分類の基準や分類に応じた保管方法、保管期限等をあらかじめ定め、情報資産の重要性に応じた管理をすることが望まれる。

公社には「財団法人東京都環境整備公社情報管理基本方針」、「東京都環境整備公社情報管理基準」、「財団法人東京都環境整備公社情報資産等の安全管理措置」が策定されているが、今回、情報資産台帳をもとに部署ごとに実際の機器を確認したところ、以下のような情報資産台帳における記載上の不備が判明した。こうした不備はこれらの基準等で情報資産台帳への記載方法の手順が明確になっていれば防げるものである。

- ① 消耗品で現在の使用に耐えないプリンタ等について、廃棄が適当であるにも

かかわらず、正式な廃棄手続が行われていなかった。また、台帳にも反映されていなかった。

- ② 情報管理基準が策定される前や一部施設の公社への移管前に購入した情報資産については、購入年月日の情報が記載されていないものが散見された。
- ③ 情報が記録される USB メモリや外付け HDD について管理番号の情報が記載されていないものが散見された。

公社は平成 23 年 9 月に省エネ診断報告書等のデータを記録した USB メモリを紛失する事故を起こしており、再発防止策の策定やセキュリティ研修実施により再発防止策を周知徹底する等の策を講じているが、再発防止のために情報資産に係る基準の見直しを含め検討することが望まれる。情報資産台帳による情報資産の管理は、個人情報保護を目的としたコンプライアンスへの対応のみならず、組織全体における情報資産への重複投資を防止し、情報システムに対するコストを適正化するための有効な手段ともなるため、情報資産の管理に関する基準の見直しを含め検討されたい。

#### 意見（2-14）情報資産の管理について

公社には「財団法人東京都環境整備公社情報管理基本方針」、「東京都環境整備公社情報管理基準」、「財団法人東京都環境整備公社情報資産等の安全管理措置」が策定されているが、今回、情報資産台帳をもとに部署ごとに実際の機器を確認したところ、情報資産台帳における記載上の不備が判明した。こうした不備はこれらの基準等で情報資産台帳への記載方法の手順が明確になっていれば防げるものである。

公社は平成 23 年 9 月に省エネ診断報告書等のデータを記録した USB メモリを紛失する事故を起こしており、再発防止策の策定やセキュリティ研修実施により再発防止策を周知徹底する等の策を講じているが、再発防止のために情報資産に係る基準の見直しを含め検討することが望まれる。情報資産台帳による情報資産の管理は、個人情報保護を目的としたコンプライアンスへの対応のみならず、組織全体における情報資産への重複投資を防止し、情報システムに対するコストを適正化するための有効な手段ともなるため、情報資産の管理に関する基準の見直しを含め検討されたい。

### (3) オペレーティングシステムのアクセス制御について

公社では他自治体や関連事業者とネットワークを構築している神田情報センターにおいて、適切なアクセス制御をおこなうことで情報資産への不正アクセスを防止し、ネットワークセキュリティの維持を確実にすることを目的として、アクセス制御対策基準を定めている。その中で公社職員が利用する PC に対して許可されていないアクセスを防止するため、オペレーティングシステムのアクセス制御について（表 公12-4）に示すとおり定めている。

（表 公12-4）オペレーティングシステムのアクセス制御

管理策	詳細
セキュリティに配慮したログオン手順	重要度の高い端末には、USB トークンなどの利用を検討する。
利用者の識別及び認証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ID について、ログオン後の操作が誰によるものを後で追跡できるように、各個人の利用ごとに一意な利用者 ID を保有する。</li> <li>・ 詳細については、本対策基準「5. 利用者のアクセス管理」を参照する。</li> </ul> ※「5. 利用者のアクセス管理」・・・情報システム及びサービスへのアクセス権について、適切に認可され、割り当てられ、維持されていることを確実にする基準。

また、利用者が許可された本人であることを確認するためにパスワードの使用を求めているが、その管理に係る要求事項を情報システム利用者と情報資産の両方に対し、（表 公12-5）に示すとおり定めている。

（表 公12-5）利用者のパスワード管理（一部抜粋）

パスワードの管理に関する利用者への要求事項	パスワードは解析が困難かつ推測されにくい文字列を選択する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 文字以上であること。</li> <li>・ 1 文字以上の特殊記号を含めること。</li> <li>・ 固有名詞など、辞書に登録されている可能性のある単語は避ける。</li> <li>・ パスワードの所有者だと容易に判別できるような文字列は避ける。</li> <li>・ パスワードを秘密に保つこと。</li> <li>・ パスワード変更の際に、以前使用していたパスワードの選択は避ける。</li> </ul>
パスワードに関する情報システムへの要求事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質の良いパスワードを選択するように求める。</li> </ul> （例：長さ 8 文字以上、1 文字以上の特殊記号の混

	<p>在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一のパスワードの長期利用防止のために、期間や回数を定めてパスワードを変更させるように求める。</li> <li>・パスワードの再利用を防止するために、変更期間や回数を定めて他のパスワードを選択するように求める。</li> <li>・入力したパスワードを画面上に表示させないように求める。</li> </ul>
--	---

パスワードについて推測されにくいものを設定し、秘密に保つことは情報システムの利用者が主体となって行うものであるが、利用者に一任すれば属人的な管理となり要求事項が守られずにシステム全体のセキュリティ低下につながる恐れがある。したがって、情報システムの管理者があらかじめ情報システム上でパスワードの変更頻度や桁数を設定し、設定基準以下の運用をシステム的に制限することが求められる。

しかしながら神田情報センターを除いた事務所では、PCのセキュリティ設定を利用者個人に委ねており、オペレーティングシステムにIDとパスワードの設定がなされていないPCが散見された。IDとパスワードの設定について、情報システムの利用者に対する要求事項の遵守はもとより、情報システムの管理者が情報システム上でパスワードの要件を設定することで、利用者がその要件を逸脱できぬよう十分に管理されたい。

#### 指 摘（2-9）オペレーティングシステムのアクセス制御について

公社では他自治体や関連事業者とネットワークを構築している神田情報センターにおいて、適切なアクセス制御をおこなうことで情報資産への不正アクセスを防止し、ネットワークセキュリティの維持を確実にすることを目的として、アクセス制御対策基準を定めている。その中で公社職員が利用するPCに対して許可されていないアクセスを防止するため、オペレーティングシステムのアクセス制御について定めている。また、利用者が許可された本人であることを確認するためにパスワードの使用を求めているが、その管理に係る要求事項を情報システム利用者と情報資産の両方に対し定めている。

しかしながら神田情報センターを除いた事務所では、PCのセキュリティ設定を利用者個人に委ねており、オペレーティングシステムにIDとパスワードの設定がなされていないPCが散見された。IDとパスワードの設定について、情報システムの利用者に対する要求事項の遵守はもとより、情報システムの管理者が情報システム上でパスワードの要件を設定することで、利用者がその要件を逸脱できぬよう十分に管理されたい。

#### (4) 無線 LAN について

ネットワークの構築において無線 LAN を利用するとネットワークに接続するケーブルに制限されることなく、電波の届く範囲において自由にネットワークに参加することができる。頻繁に場所を移動しながら実施するような業務であれば無線 LAN の利用により、効率性を高めることができる。反面、無線 LAN の電波が届く範囲であれば、ネットワークの正規利用者以外の者がネットワークに接続、あるいはネットワークを流れる情報を傍受することができ、情報の暗号化対策等をしっかりと行わずに利用すれば情報セキュリティ上のリスクが高まる。

(表 公 1 2 - 6) ネットワーク管理

管理策	詳細
ネットワークにおける装置の識別	<ul style="list-style-type: none"><li>・ Flets Office 接続には、RADIUS 及び固定 IP アドレスにより認証を行う。</li><li>・利用者ごとにコンピュータ名を登録し成りすましを防止する。</li><li>・無線 LAN の使用禁止。</li><li>・携帯電話固有識別番号の事前登録。</li></ul>

公社では他自治体や関連事業者とネットワークを構築している神田情報センターにおいて、アクセス制御対策基準のネットワーク管理で(表 公 1 2 - 6)に示すとおり無線 LAN の使用を禁止している。しかしながら今回の現地視察において、一部の事務所で無線 LAN を使用していることが判明した。

アクセス制御対策基準は神田情報センター向けのものではあるが、事務所ごとのネットワーク管理基準が定められていなければ、事務所のネットワークの構築・管理についても当基準に従うべきである。また、業務の特性上、やむを得ず使用するような場合でも、情報の暗号化対策や運用上の基準をしっかりと定めた上で使用することが望まれる。

公社の情報資産台帳によると、公社全体で 428 台の PC を利用しており、無線 LAN を使用していた事務所では、無線 LAN にデスクトップ PC2 台を接続しているが、この 2 台の PC を利用する業務について頻繁に移動を伴うような業務上の必要性を認めることはできなかった。よって無線 LAN は廃止する方向で、ネットワーク構成のあり方を再考されたい。

## 指 摘（２－１０）無線 LAN について

無線 LAN は電波が届く範囲であれば、ネットワークの正規利用者以外の者がネットワークに接続、あるいはネットワークを流れる情報を傍受することができ、情報の暗号化対策等をしっかりと行わずに利用すれば情報セキュリティ上のリスクが高まる。

公社ではアクセス制御対策基準のネットワーク管理で無線 LAN の使用を禁止している。しかしながら今回の現地視察において、一部の事務所で無線 LAN を使用していることが判明した。

アクセス制御対策基準は神田情報センター向けのものではあるが、事務所ごとのネットワーク管理基準が定められていなければ、事務所のネットワークの構築・管理についても当基準に従うべきである。また、業務の特性上、やむを得ず使用するような場合でも、情報の暗号化対策や運用上の基準をしっかりと定めた上で使用することが望まれる。

公社の情報資産台帳によると、公社全体で 428 台の PC を利用しており、無線 LAN を使用していた事務所では、無線 LAN にデスクトップ PC2 台を接続しているが、この 2 台の PC を利用する業務について頻繁に移動を伴うような業務上の必要性を認めることはできなかった。よって無線 LAN は廃止する方向で、ネットワーク構成のあり方を再考されたい。

### 1 3 公社におけるリスクマネジメントの取組について

#### (1) 公社における全社的なリスク管理の取組について

公社においては、個別リスクへの対応として環境に関しては ISO14001（本社、潮見環境・リサイクルセンター、中防管理事務所など）、品質に関しては ISO9000（潮見環境・リサイクルセンター「環境課のみ」）、情報セキュリティに関しては ISO27001（神田情報センター）によるマネジメントを行っているが、リスクマネジメントを全社的な委員会で検討するような組織体制は整備されていない。

公社は、現在、特例民法法人であるが、平成 24 年 4 月を目途に公益財団法人への移行を目指している。公益財団法人においては、以下に示すとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条第 4 項第 5 号及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 14 条において、会社法におけるリスク管理と同様に経営全般に係るリスクに対する内部統制システムを構築することが求められている。平成 22 年度の決算規模では、公社は大規模な財団法人に該当しないため、内部統制システムの整備について理事会での決議は義務付けられていない。しかし公社は、都の監理団体として、都及び区市町村などの環境施策に協力して、廃棄物処理などの環境の保全に重要な役割を果たすことが期待されている。そのため、上記の環境、品質、情報セキュリティ以外に「業務活動リスク（人事関連リスク、危機管理関連リスク、法務関連リスク、経理・財務関連リスク、サービス関連リスクなど）」、「経営戦略リスク（経営企画関連リスク、組織管理関連リスクなど）」、「外部環境リスク」などの公社を取り巻く様々なリスクを識別・評価し、リスクに優先順位を付けてリソース配分するとともに、リスクへの対応状況を継続的にモニタリングして見直していく仕組みを構築されたい。具体的には、全社的なリスク管理に関する規程の整備、リスクへの対応計画の策定、リスク対応計画の実施状況に関する内部監査の実施等の取組が挙げられる。

<一般社団法人及び一般財団法人に関する法律>

#### 第九十条

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

- 5 大規模一般社団法人である理事会設置一般社団法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

＜一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則＞

第十四条

法第九十条第四項第五号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項
- 七 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 八 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

意見（2-15） 公社における全社的なリスク管理の取組について

公社においては、リスクマネジメントを全社的な委員会で検討するような組織体制は整備されていない。

公社は、都の監理団体として、都及び区市町村などの環境施策に協力して、廃棄物処理などの環境の保全に重要な役割を果たすことが期待されている。そのため、環境、品質、情報セキュリティ以外に「業務活動リスク（人事関連リスク、危機管理関連リスク、法務関連リスク、経理・財務関連リスク、サービス関連リスクなど）」、「経営戦略リスク（経営企画関連リスク、組織管理関連リスクなど）」、「外部環境リスク」などの公社を取り巻く様々なリスクを識別・評価し、リスクに優先順位を付けてリソース配分するとともに、リスクへの対応状況を継続的にモニタリングして見直していく仕組みを構築されたい。具体的には、全社的なリスク管理に関する規程の整備、リスクへの対応計画の策定、リスク対応計画の実施状況に関する内部監査の実施等の取組が挙げられる。



## (2) 公社における危機管理の取組について

公社においては、危機管理に関する規程として「新型インフルエンザに対する事業継続計画（BCP）」（平成 21 年 11 月）及び神田情報センターにおける「事業継続計画作成対策基準」（平成 18 年 4 月 17 日）が策定されているが、都環境局で策定されている「環境局危機管理マニュアル（震災編）」に対応する BCP や危機管理マニュアルは策定されていない。BCP（事業継続計画）とは、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画である。

個々の拠点におけるマニュアルとしては、例えば、公社が都から受託している「東京都廃棄物埋立管理事務所埋立作業等及び管理運營業務委託」において提出が求められている緊急時対応マニュアルとして「埋立地管理業務の緊急時対応マニュアル」が策定されているが、想定するリスクは「台風」、「強風」、「大雨」、「ごみの火災」、「ごみ汚水の漏洩」、「自動車事故」となっており、地震や津波による被害等は想定されていない。

平成 21 年 11 月には「新型インフルエンザに対する事業継続計画（BCP）」の策定に合わせて「全ての業務の洗出しと非常時優先業務の順位付け等」を作成し、公社における業務の洗出しと、業務ごとに業務が中断されることによる影響、優先順位、復旧目標、ボトルネックなどを整理したが、その後、継続的に取り組むことなく、洗い出した段階で中断されてしまっている。

災害発生時の通信手段、非常食や毛布などの備蓄は、現状では十分に確保されておらず今後の検討課題となっている。

また、過去 3 年間に実施された災害対策の教育・訓練の実施記録を確認したところ、火災を想定した訓練しか実施されていない。

公社では、東日本大震災後に、公社の危機管理体制を見直す検討委員会を平成 23 年 5 月に立ち上げたが、震災時にもがれきの処理などで重要な役割を果たす都の最終処分場や東京二十三区清掃一部事務組合の各種廃棄物の中間処理施設の管理運営を担っていることから、環境局等と密に連携を取りながら公社全体としての災害発生時の BCP や危機管理マニュアルを早急に策定するとともに、直ちに対応できる対策として災害発生時の通信手段や非常食・毛布等の備蓄の確保、地震など火災以外の災害を想定した防災訓練の実施を検討されたい。

### 意見（2-16） 公社における危機管理の取組について

公社においては、危機管理に関する規程として都環境局で策定されている「環境局危機管理マニュアル（震災編）」に対応するBCPや危機管理マニュアルは策定されていない。

個々の拠点におけるマニュアルとしては、例えば、中防管理事務所において「埋立地管理業務の緊急時対応マニュアル」が策定されているが、地震や津波による被害等は想定されていない。

公社における業務を洗い出し、業務ごとに業務が中断されることによる影響、優先順位、復旧目標、ボトルネックなどを整理したが、その後、継続的に取り組むことなく、洗い出した段階で中断されてしまっている。

また、災害発生時の通信手段、非常食や毛布などの備蓄は、現状では十分に確保されており、今後の検討課題となっている。

さらに、過去3年間に実施された災害対策の教育・訓練の実施記録を確認したところ、火災を想定した訓練しか実施されていない。

公社は、環境局と密に連携を取りながら公社全体としての災害発生時のBCPや危機管理マニュアルを早急に策定するとともに、直ちに対応できる対策として災害発生時の通信手段や非常食・毛布等の備蓄の確保、地震など火災以外の災害を想定した防災訓練の実施を検討されたい。

### （3） 公社における就業規則の見直しについて

公社における懲戒処分は、就業規則第43条の「懲戒事由」及び第44条の「懲戒の種類」で定められた規定に基づき、公社職員懲戒・解雇審査委員会に諮問のうえ、理事長が決定することとされている。

「懲戒の種類」としては、戒告、減給、出勤停止、降格、解雇が定められているが、降格処分の次が解雇となっており、民間企業において定められるような諭旨退職に該当する処分が明確に規定されていない。実務上は、諭旨退職に該当する処分も行われているとのことなので、実態に応じて懲戒の種類を見直すことが望ましい。

また、「懲戒事由」は情状に応じ、戒告、減給、又は出勤停止、若しくは降格とする懲戒事由9項目と懲戒解雇とする懲戒事由18項目が定められている。戒告、減給、又は出勤停止、若しくは降格とする懲戒事由の中には、就業規則以外の社内規程に対する違反として、「情報セキュリティに関する規程に違反する行為があったとき」、「個人情報保護に関する規程に違反する行為があったとき」、「公益通報者保護に関する要綱に違反する行為があったとき」については規定されているものの、その他の社内規程に対する違反については、特に定められていない。しかしながら、懲戒処分は職員による不正を予防する牽制効果としての重要な役割があるた

め、身内に甘い基準では牽制効果としての役割も十分に果たせなくなる恐れがある。都民の税金を使って公益的な事業を行う法人である公社として、より厳しい規定への見直しを検討されたい。

#### 意見（2-17）公社における就業規則の見直しについて

公社における懲戒処分は、就業規則第44条で定める「懲戒の種類」としては、戒告、減給、出勤停止、降格、解雇が定められているが、降格処分の次が解雇となっており、民間企業において定められるような諭旨退職に該当する処分が明確に規定されていない。実務上は、諭旨退職に該当する処分も行われているとのことなので、実態に応じて懲戒の種類を見直されたい。

また、就業規則第43条で定める「懲戒事由」の中には、就業規則以外の社内規程に対する違反として、「情報セキュリティに関する規程に違反する行為があったとき」、「個人情報の保護に関する規程に違反する行為があったとき」、「公益通報者保護に関する要綱に違反する行為があったとき」については規定されているものの、その他の社内規程に対する違反については、特に定められていない。しかしながら、懲戒処分は職員による不正を予防する牽制効果としての重要な役割があるため、身内に甘い基準では牽制効果としての役割も十分に果たせなくなる恐れがある。都民の税金を使って公益的な事業を行う法人である公社として、より厳しい規定への見直しを検討されたい。

#### （4）内部通報制度の通報窓口について

公社では、平成18年度に公益通報者保護要綱（以下「要綱」という。）を策定し、公社内に公益通報窓口を設置している。窓口の対象者は、公社の役員及び職員（都からの派遣職員、固有職員、嘱託職員、臨時職員、派遣労働者、退職者を含む。）だけでなく取引関係事業者も含んでいるが、制度開始からこれまでに通報の実績はない。

要綱によると、通報窓口は総務部総務課のみとなっており、社外の窓口等は特に設置されていない。公社によると公社の職員数は371人（平成23年3月31日現在）という比較的小規模な組織のため、通報窓口への通報はなくても問題が起きた場合には上司や総務課に直ちに情報が入るとの認識である。しかしながら、小規模な組織であるがために、社内の通報窓口のみでは、通報の事実が組織内に知れ渡ることを恐れて通報を控える可能性も考えられる。

一般的に、組織的に対応する前に内部告発により不正が外部に発覚するケースが多いことを考えると、例えば外部窓口の設置や都の公益通報制度の窓口を要綱に記載して周知する等、内部で不正の兆候を早期に発見するための統制として内部通報

制度が有効に機能するように制度の改善を検討されたい。

#### 意見（2-18）内部通報制度の通報窓口について

公社では、平成18年度に公益通報者保護要綱（以下「要綱」という。）を策定し、公社内に公益通報窓口を設置しているが、制度開始からこれまでに通報の実績はない。

要綱によると、通報窓口は総務部総務課のみとなっており、社外の窓口等は特に設置されていない。しかしながら、社内の通報窓口のみでは、通報の事実が組織内に知れ渡ることを恐れて通報を控える可能性も考えられる。

一般的に、組織的に対応する前に内部告発により不正が外部に発覚するケースが多いことを考えると、例えば外部窓口の設置や都の公益通報制度の窓口を要綱に記載して周知する等、内部で不正の兆候を早期に発見するための統制として内部通報制度が有効に機能するように制度の改善を検討されたい。

#### 1.4 会社における内部監査体制の強化について

会社における内部監査の取組としては、総務課経理係所管の財務規程第103条に規定する内部監査並びに総務課所管のISO14001、環境課所管のISO9001及び神田情報センター所管のISO27001の各マネジメントシステムに基づく内部監査が実施されているが、執行部門から独立した内部監査部門は設置されていない。

財務規程に基づく契約事務の内部監査は平成21年度から年1回、12月頃に総務課経理係の担当者4人程度が本来業務と兼務で実施している。平成22年度は、東京都環境科学研究所、中防管理事務所・不燃ごみ処理施設管理事務所、東京都地球温暖化防止活動推進センター、城南島エコプラント、事業課・環境課及び技術課・総務課の6拠点にそれぞれ半日の時間をかけて各拠点2人体制で実施されている。そのうち、総務課については、総務課所属の職員が監査を行っているため自己監査ということになり改善することが望ましい。内部監査において契約事務は重要なテーマであるが、後述するISO14001の内部監査の人員と比較すると十分な人員が割かれているとは言い難い。

契約事務の内部監査に関するマニュアルに該当する規程類としては、検査・チェック項目等の具体的な内容を定めた「自己検査実施要項」と検査報告のための様式を定めた「自己検査実施結果表」のみであり、最低限チェックすべき項目は記載されているが、監査の具体的な実施手順などは特に定められておらず、内部監査マニュアルとしては十分な内容であるとは言えない。また、「自己検査実施結果表」の様式には是正結果の確認欄が設けられていないため、フォローアップ監査も実施されるよう手順及び様式の改善が望まれる。

総務課が所管するISO14001の内部監査については、全部署（東京都地球温暖化防止活動推進センター、城南島エコプラント及び東京都環境科学研究所を除く）を対象に年1回、原則として7月頃に実施されている。平成22年度は各事業所から1人ずつ監査員として拠出し、計9人で3チームに分かれて監査を実施した。現場監査は、6拠点に対して各拠点2時間程度で各チームが2拠点ずつ担当する体制だが、9名中5名が所属部署の監査を実施する担当割であった。監査対象部署については、監査員が自身の所属部署を担当しないことが望ましく、担当割について改善が望まれる。

ISO14001の内部監査に関するマニュアルとしては、「環境マネジメントマニュアル」中の「4.5.5 内部監査」の項目が該当する。「環境マネジメントマニュアル」には、内部監査の実施手順と関連文書として「内部環境監査計画書」、「内部監査チェックリスト」、「指摘事項一覧」、「指摘事項の是正依頼書」及び「内部環境監査報告書」の様式が規定されているが、具体的な記載例などは示されていないため、特に監査の実施結果を記録する「内部監査チェックリスト」の記載レベルが監査員に

より異なっている。例えば、記録からは監査に係る確認内容や指摘内容が読み取れない調書が存在していた。また、「内部監査チェックリスト」の「被監査組織」欄に監査対象部署名を記載していない監査員が平成 22 年度では 9 人中 5 人おり、監査計画の段階での担当割が変更されることもあるため、チェックリストを見ても監査対象部署が特定できないケースが散見された。監査員は、外部の講習を受けていることを条件としているが、約半数は年度ごとに入れ替わり、さらに本来業務との兼務のため、内部監査スキルの習得に十分な時間が割けていない状況が窺える。

ISO9001 は該当する部署が環境課のみであるため、環境課において、年 1 回、11 月頃に 1 日間のスケジュールで ISO9001 に基づく内部監査を実施している。

監査員 3 人のうち監査チームリーダーについては品質管理責任者により指名され、他の監査員は監査チームリーダーにより任命される。監査員は環境課から 1 人、他の部署から 2 人の 3 人体制となっており、うち 1 人は前年度の監査員が入るようにしている。監査員は外部の研修を受けることとされている。

上記のとおり、公社における内部監査体制については、特に契約事務の内部監査及び ISO14001 の内部監査に改善の余地がある。内部監査が属人的にならないように内部監査マニュアルの充実を図る必要がある。人的リソースの面では、独立した内部監査部門を設けるのが理想である。しかし、それが困難であれば、例えば、公社全体を対象とする契約事務の内部監査と ISO14001 の内部監査の監査員を共通化し、監査スキル向上のため、3 年程度は継続して関与できるようなローテーションを組むとともに教育研修を充実するなど内部監査体制の強化が望まれる。また、監査スキル向上のためには、監査を経験する機会を増やすことが有効であると考えられることから、現状の年 1 回から、例えば期中と期末の 2 回に増やし、期中監査での指摘事項の改善状況を期末監査でフォローアップするなどの取組も効果的である。

## 意見（2-19） 公社における内部監査体制の強化について

公社における内部監査の取組としては、総務課経理係所管の財務規程第103条に規定する内部監査並びに総務課所管のISO14001、環境課所管のISO9001及び神田情報センター所管のISO27001の各マネジメントシステムに基づく内部監査が実施されているが、執行部門から独立した内部監査部門は設置されていない。

公社における内部監査体制については、特に契約事務の内部監査及びISO14001の内部監査に改善の余地がある。例えば、契約事務の内部監査については、人的リソースの不足や内部監査マニュアルの未整備、フォローアップ監査の未実施、ISO14001の内部監査については、自己監査となる監査員の担当割や不適切な監査結果の記録などの問題点が挙げられる。

内部監査が属人的にならないように内部監査マニュアルの充実を図るべきである。人的リソースの面では、独立した内部監査部門を設けるのが理想である。しかし、それが困難であれば、例えば、公社全体を対象とする契約事務の内部監査とISO14001の内部監査の監査員を共通化し、監査スキル向上のため、3年程度は継続して関与できるようなローテーションを組むとともに教育研修を充実するなど内部監査体制を強化されたい。また、監査スキル向上のためには、監査を経験する機会を増やすことが有効であることから、現状の年1回から、例えば期中と期末の2回に増やし、期中監査での指摘事項の改善状況を期末監査でフォローアップするなどの取組も効果的である。

## 1 5 契約事務に係るマニュアルの管理について

公社では、契約事務に係るマニュアルとして「契約事務の手引」（平成 17 年 8 月）を策定している。契約事務に関する正式な手続きは、契約事務規程（平成 23 年 9 月以前は、財務規程）に規定されており、その手引きとして「契約事務の手引」があるが、契約事務規程との関連は明確に結び付けられていない。

「契約事務の手引」には、「工事請負及び業務委託契約以外の契約、又は簡易契約方式による契約の場合の納入・給付が完了したときには、事業者から納品書を提出させて、検査員による検査を行い、納品書に「確認㊟」と検査員が押印して表示します。」と記載されているが、公社によると物品等の購入に係る検収事務について、平成 23 年 9 月以前は財務規程に明確な規定がなく、実務においては、納品書に担当者（実施原議の起案者）が押印をしていた。

平成 23 年 10 月に契約事務規程として契約に係る手続きが改定された際に、検収員が「納品書等にその結果を記載しなければならない」と明記されたため、現在は結果的に契約事務規程と「契約事務の手引」の内容が整合している。

「契約事務の手引」の位置付けを明確にするとともに、契約事務規程の改定に合わせて適時適切に改定されたい。

## 意見（2-20）契約事務に係るマニュアルの管理について

公社では、契約事務に係るマニュアルとして「契約事務の手引」（平成 17 年 8 月）を策定している。

「契約事務の手引」には、「工事請負及び業務委託契約以外の契約、又は簡易契約方式による契約の場合の納入・給付が完了したときには、事業者から納品書を提出させて、検査員による検査を行い、納品書に「確認㊟」と検査員が押印して表示します。」と記載されているが、公社によると物品等の購入に係る検収事務について、平成 23 年 9 月以前は財務規程に明確な規定がなく、実務においては、納品書に担当者（実施原議の起案者）が押印をしていた。

平成 23 年 10 月に契約事務規程として契約に係る手続きが改定された際に、検収員が「納品書等にその結果を記載しなければならない」と明記されたため、現在は結果的に契約事務規程と「契約事務の手引」の内容が整合している。

「契約事務の手引」の位置付けを明確にするとともに、契約事務規程の改定に合わせて適時適切に改定されたい。



登録番号 (23) 103

平成24年2月発行

平成23年度包括外部監査報告書

発行 東京都総務局行政改革推進部行政改革課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話番号 03(5388)2321

印刷 有限会社雄久社  
東京都世田谷区世田谷一丁目24番7号  
電話番号 03(5451)7030



古紙/リサイクル配合率70%再生紙を使用しています